

令和 6 年度 大学機関別認証評価  
自 己 点 検 評 価 書  
[日本高等教育評価機構]

令和 6 (2024) 年 6 月  
福岡国際医療福祉大学



## 目 次

|                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 | 1   |
| II. 沿革と現況                        | 1   |
| III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価          | 3   |
| 基準 1. 使命・目的等                     | 3   |
| 基準 2. 学生                         | 14  |
| 基準 3. 教育課程                       | 38  |
| 基準 4. 教員・職員                      | 59  |
| 基準 5. 経営・管理と財務                   | 70  |
| 基準 6. 内部質保証                      | 81  |
| IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価          | 90  |
| 基準 A. 国際化                        | 90  |
| V. 特記事項                          | 94  |
| VI. 法令等の遵守状況一覧                   | 95  |
| VII. エビデンス集一覧                    | 108 |
| エビデンス集（データ編）一覧                   | 108 |
| エビデンス集（資料編）一覧                    | 108 |

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 建学の精神 「生命の尊厳、生命の平等」

### 2. 大学の基本理念

「病める人も、障害を持つ人も、健常な人も、互いを認め合って暮らせる『共に生きる社会』の実現をめざす。」

### 3. 使命・目的

福岡国際医療福祉大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、保健医療福祉に関する理論と応用の教授研究を行い、幅広く深い教養及び総合的判断力を培い、豊かな人間性を涵養し、保健医療福祉に関する指導者とその専門従事者を養成するとともに、学術文化の向上と国際社会の保健医療福祉に貢献する有能な人材を養成することを目的とする旨を学則第1条に明示している。本学の目的の実現に向け、社会の要請に応じて2学部6学科を構成し、保健医療福祉分野の専門人材を養成している。学則第7条で、医療学部での理学療法学、作業療法学、視能訓練学、言語聴覚学、診療放射線学の研究及び理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、診療放射線技師等の育成を、また看護学部での看護学の研究及び看護師、保健師等の育成を、それぞれ定めている。

### 4. 大学の個性・特色等

本学の使命・目的を具現化するため、関連組織である国際医療福祉大学・高邦会グループの各施設等との連携を図りながら、スケールメリットを生かした教育研究等を展開している。保健医療福祉分野の実績豊富な教員が、グループ施設での実習や最新機器を活用して指導・教育にあたり、教育目標のひとつ「チーム医療・チームケア」を順次性・体系的なカリキュラムで効果的に学ぶことで多職種連携による臨床での実践力を向上させている。少人数教育により学年担任やアドバイザーによるきめ細かな学修支援・生活支援を行うとともに学内組織が複層的・有機的に学修を支援し、開学以来、ほぼ90%以上の国家試験合格率を維持している。さらに、保健医療分野の海外の現状を理解し国際的視野を養うため、海外の約20施設と協定を締結し、必修科目として海外研修を行っている。

## II. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

|          |                                                      |
|----------|------------------------------------------------------|
| 平成10年12月 | 学校法人高木学園 寄附行為 認可                                     |
| 平成13年4月  | 本学の前身となる 福岡国際医療福祉学院 開設                               |
| 平成30年4月  | 福岡国際医療福祉学院（理学療法学科・作業療法学科・視機能訓練学科・言語聴覚学科・看護学科） 学生募集停止 |
| 平成31年4月  | 福岡国際医療福祉大学（医療学部 理学療法学科・作業療法学科・視能訓練学科、言語聴覚専攻科） 開学     |

# 福岡国際医療福祉大学

令和 3 年 4 月 学校法人国際医療福祉大学から学校法人高木学園に福岡看護学部  
の移管を受け 福岡国際医療福祉大学に看護学部看護学科を開設

令和 5 年 4 月 福岡国際医療福祉大学 医療学部 言語聴覚学科 開設

令和 6 年 4 月 福岡国際医療福祉大学 医療学部 診療放射線学科 開設

## 2. 本学の現況

大学名 福岡国際医療福祉大学

所在地 本 館 福岡県福岡市早良区百道浜 3-6-40

1 号館 福岡県福岡市早良区百道浜 1-7-4

2 号館 福岡県福岡市早良区百道浜 2-4-16

・学部構成（令和 6（2024）年 5 月 1 日現在） (人)

| 学部   | 学科      | 入学定員 | 収容定員 |
|------|---------|------|------|
| 医療学部 | 理学療法学科  | 40   | 160  |
|      | 作業療法学科  | 40   | 160  |
|      | 視能訓練学科  | 40   | 160  |
|      | 言語聴覚学科  | 40   | 160  |
|      | 診療放射線学科 | 60   | 240  |
| 看護学部 | 看護学科    | 100  | 400  |

・学生数、教員数、職員数

【学生数】（令和 6（2024）年 5 月 1 日現在） (人)

| 学部   | 学科      | 1 年次 | 2 年次 | 3 年次 | 4 年次 | 計   |
|------|---------|------|------|------|------|-----|
| 医療学部 | 理学療法学科  | 44   | 45   | 42   | 46   | 177 |
|      | 作業療法学科  | 43   | 42   | 46   | 40   | 171 |
|      | 視能訓練学科  | 41   | 40   | 40   | 38   | 159 |
|      | 言語聴覚学科  | 48   | 39   | —    | —    | 87  |
|      | 診療放射線学科 | 76   | —    | —    | —    | 76  |
| 看護学部 | 看護学科    | 121  | 109  | 104  | 97   | 431 |

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

##### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 1-1-③ 個性・特色の明示

##### 1-1-④ 変化への対応

##### (1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

##### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

##### 【事実の説明】

本学は、「生命の尊厳、生命の平等」を建学の精神とし、「病める人も、障害を持つ人も、健常な人も、互いを認め合って暮らせる「共に生きる社会」の実現をめざす。」ことを、基本理念としている。この基本理念の実現に向けて、本学では、大学の目的を以下のとおり学則第1条に定め、保健医療福祉分野における教育研究及び人材養成を行うことを明示している。そのために5つの教育目標を掲げ、各分野の専門職を養成する保健医療福祉の大学として特色ある教育を実践している。【資料 1-1-1】

第1条 福岡国際医療福祉大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、保健医療福祉に関する理論と応用の教授研究を行い、幅広く深い教養及び総合的判断力を培い、豊かな人間性を涵養し、保健医療福祉に関する指導者とその専門従事者を養成するとともに、学術文化の向上と国際社会の保健医療福祉に貢献する有能な人材を養成することを目的とする。

学則に定める大学の目的を踏まえ、全学共通の教育目標として次の5つの項目を定め、この目標の下に全学共通のアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー（以下、「3つのポリシー」という。）を定めて、大学ホームページ等で明示している。【資料 1-1-2、資料 1-1-3、資料 1-1-4】

図表 1-1-1 本学の教育目標

1. 「チーム医療・チームケア」に貢献できる専門性の高い人材を養成する。【チームワーク】
2. 保健・医療・福祉分野の高度化・専門化に対応できるとともに、それぞれの分野で指導者となり得る人材を養成する。【専門性】
3. 国内はもとより国際社会でも活躍できる、総合的な臨床能力を持った人材を養成する。【国際性】
4. 知識や技術に偏向しない、バランスのとれた豊かな人間性とコミュニケーション能力を持った人材を養成する。【人格形成】

5. 時代のニーズに適合し、地域医療にも貢献できる、実践力のある人材を養成する。  
【実践力】

また学則第7条において、学部・学科の教育研究上の目的として、医療学部での理学療法学、作業療法学、視能訓練学、言語聴覚学、診療放射線学の研究及び理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、診療放射線技師等の育成について、看護学部での看護学の研究及び看護師、保健師の育成について、それぞれ定めている。さらに、各学科の教育目標は、「学科の教育研究上の目的を定める規程」に定め、それぞれの学科の教育目標を3つのポリシーに反映している。【資料 1-1-5】

図表 1-1-2 各学部・学科の教育目的（学科の教育研究上の目的を定める規程）

| 学部・<br>学科名          | 教育・研究上の目的                                                                                         |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 医療学部<br>理学療法<br>学科  | 人を深く思いやるこころ「情意」、さまざまな障害に対処できる豊富な「知識」、障害を克服できるよう導く高い「技術」を育み、バランス感覚にも優れた理学療法士の育成を目的とする。             |
| 医療学部<br>作業療法<br>学科  | 高度で幅広い知識と技術を修得し、一人ひとりのニーズにも応えられる柔軟性と応用力を身に付け、現状を科学的に分析し、変化にも機敏に対応できる作業療法士の育成を目的とする。               |
| 医療学部<br>視能訓練<br>学科  | 繊細な目を守るエキスパートとして質の高い専門知識や技術を幅広く修得し、医療人としての総合力を高め、「見ること」、「見えること」の素晴らしさを伝えることのできる視能訓練士の育成を目的とする。    |
| 医療学部<br>言語聴覚<br>学科  | 検査、指導、訓練の技術を修得し、コミュニケーション能力や言語能力に障害をもつ方の回復を支援するために必要なスキルを身に付け、人間の尊厳を支える高度な専門職としての言語聴覚士の育成を目的とする。  |
| 医療学部<br>診療放射線<br>学科 | 基礎から高度な専門技術まで、時代が求める質の高い医療の実現のためのハイレベルな専門知識と最先端技術を修得し、臨床現場における対応力を培い、社会に貢献する診療放射線技師の育成を目的とする。     |
| 看護学部<br>看護学科        | 看護職に必要な知識と技術を修得するとともに、国際的視野を持つ幅広い教養と深い人間理解、倫理観を涵養し、コミュニケーション能力や現場で即応できる判断力を身に付けた看護師、保健師の育成を目的とする。 |

これらの教育目標により、本学は、高度に専門・分化した医療に対応できるのみではなく、豊かな教養を備えたリーダーとグローバルに活躍できる人材の養成を目指している。

開学以来、国際医療福祉大学・高邦会グループの関連施設（以下、「グループ関連施設」という。）で教育と臨床活動の一体化を図り、学生には、1年次の授業から臨床で病気や障害を持つ人と直接触れ合う機会を提供している。グループのスケールメリットを生かした初年次からの教育上の工夫が、結果として、卒業時には高い国家試験の合格率を示し専門職として就職することにつながっており、学則第1条に定める大学の目的の達成につながっている。

さらに、大学の基本理念の実現に向け、令和3（2021）年度には、教育活動の基盤となる3つのポリシーの点検・評価のためのアセスメント・ポリシーを定め、教育活動を点検・評価し改善につなげている。さらに学術研究や地域貢献などの幅広い取り組みに係る基本方針等を策定したうえで、学内に周知し積極的に推進している。【資料1-1-6、資料1-1-7、資料1-1-8、資料1-1-9、資料1-1-10、資料1-1-11、資料1-1-12、資料1-1-13】

#### 【自己評価】

使命・目的及び教育目的は大学ホームページ等に公表しており、その意味・内容には具体性と明確性があると判断する。

### 1-1-② 簡潔な文章化

#### 【事実の説明】

建学の精神は、「生命の尊厳、生命の平等」という短い文言で示している。基本理念は、『共に生きる社会』の実現」という文言に趣旨を凝縮しており、病気や障害など健康上の区別なく、同じ生命ある人間同士が、お互いを認め合い、人間の尊厳を守っていく社会を、教育の分野から実現するという使命を簡潔に示している。教育目標は、基本理念を踏まえ、各学科の教育・研究上の目的として簡潔に文章化しており、ホームページやキャンパスガイド等に分かりやすく明示している。

#### 【自己評価】

各媒体に明示している使命・目的及び教育目的は明確であり、その表現も簡潔明瞭に説明している。

### 1-1-③ 個性・特色の明示

#### 【事実の説明】

本学は、保健医療福祉分野の専門職養成機関であり、それこそが、本学の個性・特色であり、おのずから大学の目的、教育目標に反映し明示する形となっている。さらに具体的には、基本理念と教育目標に基づく個性・特色を示す取り組みとして、以下の図表1-1-3の①～⑥を広く学内外に周知している。

図表1-1-3 基本理念と教育目標に基づく個性・特色を示す取り組み

| 個性・特色      | 内容                                           |
|------------|----------------------------------------------|
| ① 経験豊富な教授陣 | 保健医療福祉の各分野で実績を積んだ者や職能団体に重責を担う者等が教員として従事している。 |



|             |                                                                            |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------|
| ② 実習施設、教育設備 | 関連グループ施設を主な実習先としており、学内にも実践力を効果的に向上させるための最新機器を導入している。                       |
| ③ 関連職種連携教育  | 順次性・体系性のある科目により教育目標「チーム医療・チームケア」を効果的に学ぶことができる。                             |
| ④ 国家試験合格率   | 学内組織が複層的に国家試験対策を支援することで合格率は、開学以来、ほぼ90%以上を維持している。                           |
| ⑤ 国際交流      | 保健医療分野の海外の現状を理解し国際的視野を養うため、海外の約20施設と協定を締結し、必修科目として海外研修を行っている。              |
| ⑥ 少人数教育     | 学年担任やアドバイザーによる学修支援・生活支援を行うとともに、20名程度のクラス編成により、教養科目である語学教育や専門科目の技術演習を行っている。 |

これらの個性・特色については、ホームページやキャンパスガイドにおいて、詳しい解説を加えて、明示している。【資料 1-1-14】

#### 【自己評価】

本学の個性や特色は、建学の精神と基本理念及び教育目標に明確に反映されている。

### 1-1-④ 変化への対応

#### 【事実の説明】

本学は、建学の精神と基本理念のもと、多彩な医療専門職の養成とその地位向上を目指し、開学以来、医療福祉の高度化・専門家に対応できる高い技術と知識、優れた判断力と教養を併せ持つとともに、それぞれの専門分野において指導者となりうる人材を養成している。平成30(2019)年度4月の開学時には、医療学部3学科1専攻科でスタートしたが、令和3(2021)年度には姉妹校の国際医療福祉大学から福岡看護学部を移管して看護学部看護学科を開設し、令和5(2023)年度に医療学部言語聴覚学科を、令和6(2024)年度には医療学部診療放射線学科を、それぞれ開設し、少子高齢化など社会情勢の変化や地域社会からの要請に応じて、他職種連携を進める教育体制を強化した。使命・目的及び教育目的は、法令の改正や医療制度改革に伴う社会情勢等、大学を取り巻く状況の変化を考慮に入れ、必要に応じ自己点検・評価委員会において適切性を検証し、教育研究戦略会議、学部長・学科長会議、教授会(代表者会議)、管理運営委員会、理事会において審議し、必要な改正を行う体制を整えている。【資料 1-1-15、資料 1-1-16、資料 1-1-17、資料 1-1-18、資料 1-1-19、資料 1-1-20】

#### 【自己評価】

使命・目的及び教育目的は、社会情勢等を見据えながら、社会のニーズと教育の整合について点検・評価しながら必要に応じて教育研究組織を見直すなど、適切に対応していると判断する。

### (3) 1-1 の改善・向上方策(将来計画)

本学の建学の精神、基本理念、教育目標及び3つのポリシーは、開学時及び学科開設時から一貫しており、ホームページ、キャンパスガイド2024、学生募集要項、履修要項などで具体的かつ明確に示しているが、今後とも様々な媒体を活用し、継続して広く周知するとともに、大学入門講座、入試説明会などで理解を促していく。また、教育目的の適切性については、本学の自己点検・評価委員会において定期的に点検・評価を行い、引き続き法令を遵守しつつ、地域社会における保健医療福祉のニーズに迅速かつ的確に応えられる体制を整えていく。

## **1-2. 使命・目的及び教育目的の反映**

### **1-2-① 役員、教職員の理解と支持**

### **1-2-② 学内外への周知**

### **1-2-③ 中長期的な計画への反映**

### **1-2-④ 3つのポリシーへの反映**

### **1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性**

#### **(1) 1-2の自己判定**

基準項目1-2を満たしている。

#### **(2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

### **1-2-① 役員、教職員の理解と支持**

#### **[事実の説明]**

本学の使命・目的及び教育目的は、学則に明示しているほか、ホームページ、キャンパスガイド、履修要項等にも掲載している。大学の教育目標及び3つのポリシーは、設置申請にあたり、当時の理事や学科教員等で構成した大学設置準備室において、基本理念がそれぞれの目的・目標に反映しているか、整合性や一貫性が図れているかといった観点から、検討を重ね定めたものである。本学は、これらを基本計画として開学しており、以来、教職員には、様々な媒体や機会を通じて周知徹底を図ってきた。

役員を含め新任教職員には、着任オリエンテーション時に、キャンパスガイドや履修要項等を配付し基本理念や教育目標について説明して、理解・支持を得ている。また、教職員に対しても、学長が、基本理念や教育目標、3つのポリシー、その他の各種取り組みに係る本学の基本方針に言及した内容を、定期的に「学長メッセージ」として学内配信し、理解と支持を得るよう努めている。【資料1-2-1、資料1-2-2、資料1-2-3】

#### **[自己評価]**

本学の使命・目的及び教育目的は、着任オリエンテーションや学長メッセージ等で周知徹底するとともに、学生に配付するキャンパスガイド、履修要項等を、役員、教職員にも配付していることから、役員や教職員に理解・支持されていると判断する。

### **1-2-② 学内外への周知**

#### **[事実の説明]**

建学の精神、基本理念、教育目標等は、ホームページ、キャンパスガイドに掲載し広く

学外に周知している。また、オープンキャンパスにおける総合ガイダンスにおいても、説明の機会を設け、受験希望者及び保護者にも周知している。また、在学生には、毎年度、配付する履修要項で明示するほか、期首オリエンテーションにおける担当者による説明、1年次必修科目「大学入門講座」で詳しく言及している。学長は、保護者や来賓も参加する入学式や学位記授与式などの式典における式辞で直接、基本理念や教育目標に言及し、教職員に対しても、前述のとおり、着任時及び学長メッセージにて定期的に周知を図っている。【資料 1-2-4、資料 1-2-5、資料 1-2-6、資料 1-2-7】

#### 【自己評価】

様々な媒体や機会を通じて学内外に周知する努力を重ねており、使命・目的及び教育目的は、学内外に広く周知されていると判断する。

### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

#### 【事実の説明】

基本理念の実現に向け、本学では令和 2(2020)年 4 月に「福岡国際医療福祉大学中期目標・中期計画－Dream and Hope Challenge 2020－」（以下、「中期目標・中期計画」という。）を策定し、5 年間ににおける教育・研究、社会連携、大学運営上の各計画と具体的方策（アクションプラン）を定めて、学部・学科、各委員会等の学内組織で役割を配分して取り組みを進めている。令和 4（2022）年度には、本計画の一層の推進を目指し、学長裁定により制定した各種取り組みの基本方針を策定した。【資料 1-2-8、資料 1-2-9、資料 1-2-10、資料 1-2-11、資料 1-2-12、資料 1-2-13、資料 1-2-14、資料 1-2-15】

さらに、建学の精神、基本理念、教育目標は、3つのポリシーにも反映した形で教育活動を展開している。中期目標・中期計画は、半年ごとに点検・評価を行いながら進捗状況を取りまとめるとともに、年度ごとに自己点検・評価報告書として取りまとめを行っている。加えて、単年度ごとの法人の事業計画を踏まえた実施状況については、事業報告書の形でとりまとめ、ホームページで公表している。【資料 1-2-16、資料 1-2-17、令和 1-2-18、資料 1-2-19、資料 1-2-20、資料 1-2-21】

#### 【自己評価】

使命・目的及び教育目的を達成するために、中期目標・中期計画及び3つのポリシー等に、本学の使命・目的及び教育目的が反映されていると判断する。

### 1-2-④ 3つのポリシーへの反映

#### 【事実の説明】

学則第 1 条に示す大学の目的には、本学が養成する人材として、「保健医療福祉に関する指導者とその専門従事者」及び「学術文化の向上と国際社会の保健医療福祉に貢献する有能な人材」の 2 点を掲げており、さらに全学共通の教育目標として、図表 1-1-1 に示す 5 つの目標を掲げている。これら 5 つの教育目標には、本学の教育や養成する人材が有すべき資質・能力の要素を含めており、それぞれ、①チームワーク、②専門性、③国際性、④人格形成、⑤実践力、としてキーワード化している。

また、全学の 3 つのポリシーは、建学の精神、大学の目的、教育目標を反映する形で、それぞれ、以下のとおり定めている。

図表 1-2-1 全学の3つのポリシー

| ポリシーの種別           | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| アドミッション・ポリシー (AP) | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保健・医療・福祉の分野で活躍したいという目的意識が明確であり、何事にも自主的に取り組むことができる者</li> <li>2. 基本的倫理観を持つ者</li> <li>3. 各専門知識を学び応用するために必要な基礎学力を有している者</li> <li>4. 海外の保健・医療・福祉に興味を持つ者</li> </ol>                                                                                                                   |
| カリキュラム・ポリシー (CP)  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総合教育科目:幅広い教養や視野、国際的なセンスを備えた、豊かな人間性を養う。</li> <li>2. 専門基礎科目:人体の構造や、疾病に関わる基礎的な知識を学修し、「チーム医療・チームケア」に欠かせないコミュニケーション能力、関連職種に関する知識と連携能力および課題解決能力を身につけた専門職を養成する。</li> <li>3. 専門科目:保健・医療・福祉のプロフェッショナルになるための専門知識および技術を身につけ、専門職として社会に貢献できる人材を養成する。</li> </ol>                              |
| ディプロマ・ポリシー (DP)   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「生命の尊厳、生命の平等」という基本的倫理を尊び、一人の人間として豊かな心を身につけ、時代のニーズや地域で起こっている事象への関心を深め、社会へ貢献するために専門職として必要な高い専門的能力や技術力、実践力を身につける。</li> <li>2. 他職種を理解し、職種を超えて問題を探求する姿勢を身につけ、基礎的及び専門的な学力を養い、保健・医療・福祉の分野において指導者・研究者となり得る基本的能力を身につける。</li> <li>3. 国際社会で活躍するにあたって必要な能力を育むため、知識と技能、語学力を身につける。</li> </ol> |

また、3つのポリシーには前文を置き、基本理念や教育目標との整合・連関を分かりやすく示している。

まず、アドミッション・ポリシーにおいては、求める学生像の前に「本学は、日々進化する保健・医療・福祉の分野において、それぞれの需要に対応できる医療専門職を養成し、病める人も、障害を持つ人も、健常な人も、互いを認め合って暮らせる『共に生きる社会』の実現をめざし、それを基本理念としています。そのため本学では、豊富なグループ関連施設などと連携し、入学初期より実習を行うことで、『チーム医療・チームケア』の考え方やスキルを身につけます。」と示しており、本学の基本理念と教育目標を反映している。

また、カリキュラム・ポリシーにおいては、「基本理念・教育目標を実現するため、調和のとれた人格形成に必要な教養科目を基礎におき、また専門分野に関する科目については体系的に構成するカリキュラムとなっています。」と示しており、基本理念と教育目的を、

具体的に反映している。

さらに、ディプロマ・ポリシーにおいては、「本学は、保健・医療・福祉の分野において、高い知識と優れた技能、そして科学的・創造的探究心と豊かな人間性を備えた、時代のニーズや地域医療に貢献できる有為な専門職を養成することで、基本理念にある『共に生きる社会』の実現をめざすものです。そのため、総合教育と専門教育に重点を置いた体系的なカリキュラムを構築し、学生に前もって成績評価基準を明示し、『GPA(Grade Point Average)』を用いた厳格な成績評価を行います。卒業要件を満たす所定の単位を修得したものに対して、卒業を認定し、学位を授与します。」と定めており、基本理念と教育目標を反映している。

学科ごとに設定された、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーについても、本学の掲げる建学の精神、基本理念、教育目標を根幹として設定している。本学の使命・目的及び教育目的は、3つのポリシーであるアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーにも具体的に反映されている。

【資料 1-2-22、資料 1-2-23】

令和 5（2023）年度の自己点検・評価委員会では、全学共通の 5 つの教育目標である①チームワーク、②専門性、③国際性、④人格形成、⑤実践力のキーワードをトリガーとして、学科の教育目標及び 3 つのポリシーへの整合・連関について点検し、大学の目的、全学・各学科の教育目標、全学・各学科の 3 つのポリシーについて、整合性がとれていることを確認した。当該委員会での点検結果の一例として、全学共通の教育目標 4「人格形成」について、理学療法学科の教育目標及び 3 つのポリシーへの反映状況を図表 1-2-2 に示す。

【資料 1-2-24、資料 1-2-25】

図表 1-2-2 教育目標 4. 「人格形成」に係る理学療法学科における 3 つのポリシーの整合

| 全学                 |           |                           |                                                |
|--------------------|-----------|---------------------------|------------------------------------------------|
| 教育目標 4             | AP 2 .    | CP 1 .                    | DP 1 .                                         |
| 人格形成               | 「基本的倫理観…」 | 「…を備えた、『豊かな人間性』を養う。」      | 「『生命の尊厳・生命の平等』という基本的倫理を尊び、一人の人間として豊かな心を身につけ、…」 |
| 理学療法学科             |           |                           |                                                |
| 教育目標               | AP 2 .    | CP 1 .                    | DP 1 .                                         |
| 「人を深く思いやること『情意』、…」 | 「基本的倫理観…」 | 「『生命の尊厳・生命の平等』という基本的倫理と…」 | 「『生命の尊厳・生命の平等』という基本的倫理を理解し、…」                  |

### 【自己評価】

本学の建学の精神、基本理念、教育目標には 3 つのポリシーが的確に反映されており、基準を満たしていると判断する。

## 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

## 【事実の説明】

本学は、2学部6学科の学部・学科組織を有している。基本理念の実現と大学の目的を達成すべく、リハビリテーション専門職を医療学部において、看護専門職を看護学部において、それぞれ保健医療福祉分野の専門人材を養成している。それぞれの学部・学科では、以下の資格の取得が可能で可能なカリキュラムを開設しており、基本理念、教育目標に則した教育研究組織を設置している。【資料 1-2-26】

図表 1-2-3 各学部・学科で取得可能な資格

| 学部・学科名      | 取得可能な資格                 |
|-------------|-------------------------|
| 医療学部 理学療法学科 | 理学療法士 国家試験受験資格          |
| 作業療法学科      | 作業療法士 国家試験受験資格          |
| 視能訓練学科      | 視能訓練士 国家試験受験資格          |
| 言語聴覚学科      | 言語聴覚士 国家試験受験資格          |
| 診療放射線学科     | 診療放射線技師 国家試験受験資格        |
| 看護学部 看護学科   | 看護師国家試験受験資格、保健師国家試験受験資格 |

また、本学は、図書館及び生涯教育センターを有し、学部教育及び研究を支えている。

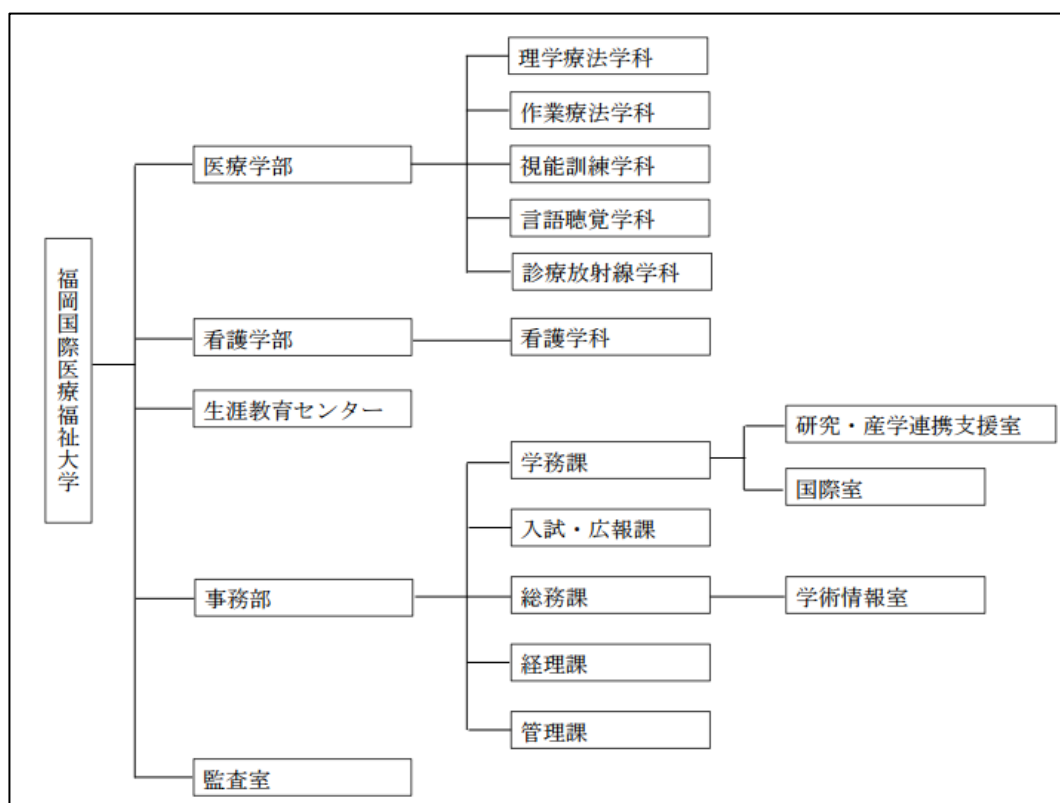
## 【資料 1-2-27、資料 1-2-28】

さらに、グループ関連施設である「福岡山王病院」及び「総合ケアセンターももち」が大学に隣接しているほか「福岡中央病院」をはじめとした医療・福祉関連の施設が、福岡県内に多数存在している。これらの関連施設は、緊密に連携しつつ、本学の特色である関連職種連携教育の展開という視点において、多様かつ充実した臨床教育を実現できる体制を支えている。【資料 1-2-29】

教育研究上の意思決定に係る学内組織として、本学には、専任教員で構成される教授会（代表者会議）を置き、教育研究上の実質的内容に関わる種々の重要事項の審議を行っている。また、学長、副学長、学部長・学科長で構成する学部長・学科長会議、教育研究戦略会議と、各学部・学科の代表教員で構成する各種委員会を置いている。特に、管理運営委員会は、学長が毎月招集し、副学長、学部長、学科長、常任理事及び事務部の代表者が出席し、学則・組織・施設・学生の身分などに関する重要事項を審議している。また、人事委員会では、理事長の諮問に応じ、教育研究組織の構成員である教員の地位とそれに関わる事項について審議している。【資料 1-2-30、資料 1-2-31、資料 1-2-32、資料 1-2-33】

上記で述べてきたように、本学の教育研究組織は、学部・学科、関連施設等のそれぞれが緊密な連携関係を持ち、効果的かつ効率的に維持運営し、基本理念と教育目標の達成のため活動している。教育研究等組織図は、次表に示すとおりである。

図表 1-2-4 教育研究等組織図



### 【自己評価】

教育研究組織は使命・目的及び教育目的と整合性が図られ、適切に運営されていると判断する。

### (3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

2 学部 6 学科の組織のみならずグループ関連施設との更なる連携強化を図り、使命・目的及び教育目的の達成に向けた強固な教育研究組織を構築する。また、中期目標・中期計画のもと、教職員が協働して教育の質の向上を図るべく、今後も継続的に教職員などの理解を高められるように、使命・目的及び教育目的を周知し、情報共有を図る。

また、専門職や一般市民を対象とした生涯学習、国際的に活躍する保健医療福祉専門職の教育を推進する。

### 【基準 1 の自己評価】

本学の使命・目的は、建学の精神、基本理念、教育目標として簡潔・明瞭に定められている。また、これらは、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー及び中期目標・中期計画に反映している。使命・目的を具体的に示した本学の個性・特色は、ホームページ、キャンパスガイド等様々な媒体を用いて広く周知している。使命・目的及び教育目的は、社会情勢等を見据えながら、自己点検・評価を実施することにより、必要に応じた見直しを行い、様々な変化への対応を継続していく体制を整え

ている。また、本学の使命・目的及び教育目的は、学生に配付する履修要項や学生生活の手引き等を役員・教職員への配付や学長メッセージを通じて、役員や教職員に理解・支持され、学内外に広く周知している。また、中期目標・中期計画を策定し、各学部・学科・委員会において具体的方策に対する取り組みを、学長はじめ教職員が一丸となって進めている。さらに、教育研究組織は使命・目的及び教育目的と整合するよう構成、運営されている。

以上のことから、基準 1 を満たしていると判断する。



## 基準 2. 学生

### 2-1. 学生の受入れ

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

#### 2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

#### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

##### (1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

##### (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

##### [事実の説明]

本学は、基本理念及び教育目標に則り、全学共通の入学者受入れの方針を定め、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと整合・連関するアドミSSION・ポリシー（求める学生像）を以下のとおり明示している。また、本学の3つのポリシーを踏まえ、入学試験の受験者が入学前に身につけておくべき資質・能力を選抜区分ごとに示した「入学者選抜方針」についても全学共通で定めており、ホームページ、入試ガイド、学生募集要項等に明示している。さらに、全学共通のポリシーと整合・連関する、また学科の教育目標に基づく学科単位のアドミSSION・ポリシー（求める学生像）を、それぞれ定めている。

図表 2-1-1 全学共通のアドミSSION・ポリシー

|                    |                                                    |
|--------------------|----------------------------------------------------|
| 全学共通のアドミSSION・ポリシー |                                                    |
| 1.                 | 保健・医療・福祉の分野で活躍したいという目的意識が明確であり、何事にも自主的に取り組むことができる者 |
| 2.                 | 基本的倫理観を持つ者                                         |
| 3.                 | 各専門知識を学び応用するために必要な基礎学力を有している者                      |
| 4.                 | 海外の保健・医療・福祉に興味を持つ者                                 |

図表 2-1-2 学科別のアドミSSION・ポリシー

| 学部・<br>学科名         | 学科別のアドミSSION・ポリシー                                                                                                             |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 医療学部<br>理学療法<br>学科 | ①理学療法分野で活躍したいという目的意識が明確であり、何事にも自主的に取り組むことができる者<br>②基本的倫理観を持つ者<br>③各専門知識を学び応用するために必要な基礎学力を有している者<br>④海外の保健・医療・福祉、特に理学療法に興味を持つ者 |

|                     |                                                                                                                                                               |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 医療学部<br>作業療法<br>学科  | ①作業療法の分野で活躍したいという目的意識が明確であり、何事にも自主的に取り組むことができる者<br>②基本的倫理観を持つ者<br>③各専門知識を学び応用するために必要な基礎学力を有している者<br>④海外の保健・医療・福祉、特に作業療法に興味を持つ者                                |
| 医療学部<br>視能訓練<br>学科  | ①視能訓練の分野で活躍したいという目的意識が明確であり、何事にも自主的に取り組むことができる者<br>②基本的倫理観を持つ者<br>③各専門知識を学び応用するために必要な基礎学力を有している者<br>④海外の保健・医療・福祉、特に視能訓練に興味を持つ者                                |
| 医療学部<br>言語聴覚<br>学科  | ①言語聴覚療法の分野で活躍したいという目的意識が明確であり、何事にも自主的に取り組むことができる者<br>②基本的倫理観を持つ者<br>③各専門知識を学び応用するために必要な基礎学力を有している者<br>④海外の保健・医療・福祉、特に言語聴覚療法に興味を持つ者                            |
| 医療学部<br>診療放射<br>線学科 | ①医療や放射線学科に興味を持ち社会に貢献したいという目的意識が明確であり、何事にも主体的に取り組む意欲をもって学修する意志のある者<br>②基本的倫理観を持つ者<br>③各専門知識を学び応用するために必要な基礎学力を有している者<br>④海外の保健・医療・福祉、特に診療放射線分野に興味を持つ者           |
| 看護学部<br>看護学科        | ①看護職者として「共に生きる社会」の実現に貢献したいと考える人<br>②保健医療分野の発展に貢献したいと考える人<br>③他者を尊重し、誠実な人間関係を築くことができる人<br>④豊かな人間性を養うため、自らを磨いていける人<br>⑤主体的に学ぶ意欲と能力を持ち、努力ができる人<br>⑥柔軟な発想と探究心を持ち人 |

本学のアドミッション・ポリシーの策定に当たっては、入学試験委員会で検討し、教授会（代表者会議）、管理運営委員会、及び理事会の承認を経て定めることとしている。

アドミッション・ポリシーは、本学ホームページ、キャンパスガイド、入試ガイド、学生募集要項に掲載するとともに、オープンキャンパス、進学ガイダンス、進学相談会などの広報活動の中で、広く周知を図っている。【資料 2-1-1、資料 2-1-2、資料 2-1-3、資料 2-1-4、資料 2-1-5、資料 2-1-6】

### 【自己評価】

建学の精神や基本理念に則り、アドミッション・ポリシーを定めており、適切に本学ホームページ、大学ガイドブック、入試ガイド、学生募集要項を利用して広く周知を図っているものと判断する。

## 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

### 【事実の説明】

本学は、アドミッション・ポリシーに基づき、多彩な入学者選抜を実施し、広く門戸を開放し、多様な学生の受入れに努めている。具体的には、「入学者選抜方針」に基づき以下①～⑦に示す7つの選抜区分を設け、それぞれ選抜方法について学生募集要項に明示している。【資料 2-1-7、資料 2-1-8】

図表 2-1-3 入試区分

|                      |                                                                                |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 「入学者選抜方針」<br>に示す入試区分 | ① 総合型選抜、② 学校推薦型選抜、③ 一般選抜、<br>④ 大学入学共通テスト利用選抜、⑤ 帰国生徒特別選抜<br>⑥ 社会人特別選抜、⑦ 留学生特別選抜 |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------|

学生の受入に関わる学内組織は、入試制度や方法等については入学試験委員会、また入試の合否判定については入試判定会議、さらに学生の募集については学生募集委員会が、それぞれの所管事項に係る計画・実施・評価を行っており、さらに事務局の入試・広報課がこれらの組織が円滑に機能するよう所管課としての業務を有機的に遂行している。また、入試・広報課の職員が、学生の受け入れに関する委員会にそれぞれ委員として参画し、入試に係る PDCA サイクルが円滑に循環するよう教職協働の体制を構築している。【資料 2-1-9、資料 2-1-10、資料 2-1-11】

入試の実施方法については、先ず入学試験委員会の報告事項の中で、前年度の入試状況、試験結果等の実績に係る分析結果を委員会メンバーで共有したうえで、次年度の入学者選抜方法等、適切な方法について検討を重ねている。これらの検討結果を基に、学長・副学長・学部長・学科長に承認を得て実施している。選考に当たっては、アドミッション・ポリシーに併記する「入学者選抜方針」に基づき、前述した多彩な入学者選抜方法により、筆記試験、面接、出願書類（調査書、活動実績報告書、志願理由書等）を組み合わせることで、志願者の能力、意欲、適性等を多面的・総合的に評価・判定している。また選抜方法・評価方法と学力の3要素としての「知識・技能」、「倫理観・思考力・判断力」、「動機・協調性・表現力」との関連については、入試委員会において検討している。実際の入試業務では、筆記試験、小論文、面接の実施要領を作成して業務に従事する担当者間で共有するとともに、判定基準等に関する入試前のオリエンテーションを監督官や面接官に行い、円滑な試験実施と判定の平準化に努めている。合否判定は、入試判定会議で厳正に判定を行い、教授会（代表者会議）の議を経て、学長が決定している。【資料 2-1-12、資料 2-1-13、資料 2-1-14、資料 2-1-15、資料 2-1-16】

入試問題の作成に当たっては、過年度使用問題の正答率、点数状況などの経年比較、分析を行った上で、適切な難易度の設定及び出題範囲の逸脱や出題ミスがないよう、各科目とも複数名での作題及び複数回の監修・校正を行っている。具体的には、作題科目ごとに複数名の担当者を配置し、企画、作題、複数回チェックを行っている。さらに、セキュリティに配慮したうえで、学外の問題監修チームを編成し、入試問題の正当性やミスの有無などについて専門的見地から第三者チェックを行うことで、問題の精度を高める工夫を行

っている。

多彩な入学者選抜を実施することで、現役の高校生に限らず、留学生、社会人、帰国生など多様な学生を受け入れるほか、特待奨学生制度により、経済的な事情を抱える学生に対しても進学を最大限に確保できる環境を整えている。また、入学試験の受験及び本学での修学にあたって何らかの配慮が必要となる学生は、事前に相談を受け付け、内容に応じた対応を個別に行っている。【資料 2-1-17】

これらの入学者選抜や入試制度により、アドミッション・ポリシーに沿った質の高い多様な学生を、幅広く受け入れ、より高度で専門的な知識・技術を備えた医療福祉専門職として養成している。

#### 【自己評価】

アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜を公正に行い、かつ広く多様な学生を募集できるような妥当な方法で実施している。また、入試・広報課と連携した適切な体制のもと、不正やミスのない実施に取り組んでいると判断する。

### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

#### 【事実の説明】

開学以来の志願者の傾向としては、志願者の出身地は本学の所在地周辺地域が主となっている。【資料 2-1-18】専願制入試（総合型選抜・学校推薦型選抜）への志願者の増加傾向に対し、一般選抜及び大学入学共通テスト利用選抜など併願制入試の志願者数は維持しているものの、学科によっては減少傾向が見られることから、志願者の地元志向・安全志向が年々強くなっているものと分析している。【資料 2-1-19】

こうした背景による受験者の増減等についての要因分析を行いつつ、本学では適正かつ良好な教育環境の確保という観点から、入学定員に対し、適切な入学者数を維持できるように、過去 5 カ年の入試状況（志願者数/合格者数/手続き者数/辞退者数/入学者数）を基に、歩留率などを予測し合格者数を算出している。結果として、入学定員に対する入学者数の 5 カ年平均比率は、図表 2-1-6 全体 入学定員に対する入学者数の比率（過去 5 カ年）のとおり 107%～113%以内に収めており、入学定員に沿った適切な学生受入れ数が維持できていると判断する。

福岡国際医療福祉大学

図表 2-1-5 学科別 入学定員に対する入学者数の比率（過去 5 ヶ年）

| 学部   | 学科     | 項目            | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|------|--------|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 医療学部 | 理学療法学科 | 入学者数 (A)      | 44      | 43      | 42      | 46      | 44      |
|      |        | 入学定員 (B)      | 40      | 40      | 40      | 40      | 40      |
|      |        | 入学定員充足率 (A/B) | 110%    | 108%    | 105%    | 115%    | 110%    |
|      |        | 在籍学生数 (C)     | 91      | 133     | 176     | 179     | 177     |
|      |        | 収容定員 (D)      | 80      | 120     | 160     | 160     | 160     |
|      |        | 収容定員充足率 (C/D) | 114%    | 111%    | 110%    | 112%    | 111%    |
|      | 作業療法学科 | 入学者数 (A)      | 44      | 44      | 45      | 42      | 43      |
|      |        | 入学定員 (B)      | 40      | 40      | 40      | 40      | 40      |
|      |        | 入学定員充足率 (A/B) | 110%    | 110%    | 113%    | 105%    | 108%    |
|      |        | 在籍学生数 (C)     | 91      | 132     | 176     | 175     | 171     |
|      |        | 収容定員 (D)      | 80      | 120     | 160     | 160     | 160     |
|      |        | 収容定員充足率 (C/D) | 114%    | 110%    | 110%    | 109%    | 107%    |
|      | 視能訓練学科 | 入学者数 (A)      | 46      | 44      | 44      | 42      | 41      |
|      |        | 入学定員 (B)      | 40      | 40      | 40      | 40      | 40      |
|      |        | 入学定員充足率 (A/B) | 115%    | 110%    | 110%    | 105%    | 103%    |
|      |        | 在籍学生数 (C)     | 85      | 129     | 166     | 167     | 159     |
|      |        | 収容定員 (D)      | 80      | 120     | 160     | 160     | 160     |
|      |        | 収容定員充足率 (C/D) | 106%    | 108%    | 104%    | 104%    | 99%     |
| 看護学部 | 看護学科   | 入学者数 (A)      | —       | 111     | 111     | 112     | 120     |
|      |        | 入学定員 (B)      | —       | 100     | 100     | 100     | 100     |
|      |        | 入学定員充足率 (A/B) | —       | 111%    | 111%    | 112%    | 120%    |
|      |        | 在籍学生数 (C)     | —       | 430     | 439     | 427     | 431     |
|      |        | 収容定員 (D)      | —       | 400     | 400     | 400     | 400     |
|      |        | 収容定員充足率 (C/D) | —       | 108%    | 110%    | 107%    | 108%    |

摘要 言語聴覚学科と診療放射線学科は、完成年度以前（学年進行中）のため表記せず。

図表 2-1-6 全体 入学定員に対する入学者数の比率（過去 5 ヶ年）

|    | 項目            | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|----|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 全体 | 入学者数 (A)      | 134     | 242     | 242     | 242     | 248     |
|    | 入学定員 (B)      | 120     | 220     | 220     | 220     | 220     |
|    | 入学定員充足率 (A/B) | 112%    | 110%    | 110%    | 110%    | 113%    |
|    | 在籍学生数 (C)     | 267     | 824     | 957     | 948     | 938     |
|    | 収容定員 (D)      | 240     | 760     | 880     | 880     | 880     |
|    | 収容定員充足率 (C/D) | 111%    | 108%    | 109%    | 108%    | 107%    |

摘要 図表 2-1-5 の 2 学部 4 学科の計。言語聴覚学科と診療放射線学科は、完成年度以前（学年進行中）のため数値に含めず。

## 【自己評価】

入学定員に沿った適切な学生の受入れに当たって、著しい定員超過や定員割れもなく適切な在籍学生を確保している。よって適切な受入れ数の確保が行われていると判断する。

### (3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

医療福祉系大学の開設が相次ぐ中、職種理解をはじめ、本学のアドミッション・ポリシーの周知、特長的な教育内容や充実した教育環境、本学の特長、特色などを打ち出し、進学希望者やその保護者、進路指導を行う高校教員に対し十分に訴求し、進路に対する選択肢を増やし、受験まで結びつけることが、優秀な入学者を確保していく上で必要不可欠であると考えます。

今後もキャンパスガイドや入試ガイド、学生募集要項などツールの拡充やオープンキャンパス、進学相談会等各種イベントの充実、高校訪問、出張模擬講義における本学及び職種理解の促進、本学ホームページや SNS、新聞広告やテレビコマーシャル等の活用を通して、積極的な情報発信を行い、志願者の確保及び入学定員に沿った学生受入れ数の維持に努める。

## 2-2. 学修支援

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

#### (1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

#### (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

#### 【事実の説明】

各学部・学科においては、個々の学生を指導する体制を整えている。呼称は学科により異なるが、学年を 1 クラスとしたクラス担任制や、アドバイザー制、ゼミナールなどを導入し、少人数単位で個々の状況に合わせた学修支援体制を構築している。

特に、全学的な学修支援体制としては、学修支援・生活支援を行うアドバイザー制度が支援体制の基盤として有効に機能しており、入学から卒業まで学生が安心して学修に取り組める体制となっている。運用上の体制としては、すべての学生に専任教員 1 ～ 2 名がアドバイザーとなり、学生に応じた学修進捗や成績状況、資格取得に向けた学修支援など、きめ細かく指導や相談を行っている。アドバイザー教員は、各学科長が、指導経験豊富な教員から選考して配置するが、実際は学科の特性に応じて学科単位で工夫しながら運用している。基本的に、医療学部では、各学科の同一学年の学生約 40 名を 5 ～ 8 クラスに区分し各クラスに学科の教員をアドバイザー教員として配置している。学年が進行すると実際の支援は、ゼミナールを受け持つ教員がアドバイザーの役割を果たすこともある。看護学部では、同一学年の学生を 12 ～ 13 人程度の約 8 つのグループに区分し各グループにアドバイザー教員を配置している。さらに学年担任教員 1 名が約 8 つのグループの各アドバイザー教員と連携しながら学年を統括し、1 年から 4 年までの学年担任が情報共有を行って

連携を図っている。【資料 2-2-1、資料 2-2-2、資料 2-2-3、資料 2-2-4】

学修支援を担当するアドバイザーを中心とした教員は、学生の様々な学修ニーズを理解して、可能性を最大限に引き出すことができるよう努めている。入学から卒業まで学生の学修に伴走するアドバイザー教員と学生が円滑なコミュニケーションが図れるよう、1年次の4月にアドバイザー・グループによる学科単位での新入生歓迎会を行っており、学生生活のスムーズなスタートに向けた有効な支援策となっている。また、教育課程や学修支援等の計画・実施・評価を行う教務委員会の委員を中心に学生の履修登録状況や成績状況を絶えず把握し、学生一人ひとりの履修相談等を実施している。学生の成績状況はWEBを通じて保護者に開示しており、成績不振により更に家庭での協力を要請することが必要と判断される場合などには、学生の保護者・保証人を交えた学科教員、学生、保護者による三者面談を取り入れ、学生を中心とした家庭及び大学による学修支援体制を構築している。学生の個性を尊重した適切性や基礎的能力、実践的問題解決能力、学際的な視野などの育成状況などを、卒業要件等を踏まえて把握し、学生に助言や指導を行っている。

各学科とも教育目標に根ざした教育方法に取り組んでおり、教育内容・方法についても工夫を施している。基準3.で詳述するが、各学部・学科の教育目標を考慮し、演習・実習などが効果的な教育となるよう講義においても反転学習やグループワークなどのアクティブ・ラーニングを取り入れた教育方法を導入している。

学生の正課科目の教育活動については教務委員会が、課外活動や学生生活全般に係る諸活動については学生委員会が、それぞれ学修支援の全般的役割を担っている。事務局の学務課は、教務委員会と学生委員会、その他の教学に関連する委員会等の有機的・組織的な連携を図るために連絡調整役として機能しており、学修支援体制に係る取り組みは、そうした観点からも教職協働体制を構築している。さらに、詳細については後述するが、就職支援や心理面からの生活支援を行うキャリア相談室及び学生相談室は学務課が所管している。学生は、今後の学修を進めるうえでの心配ごとや困りごとについては、「学生窓口」を担う学務課に最初に相談に訪れる場合も多く、学務課職員は、必要に応じて関係する学内組織や教員等に取り次ぐなどし、きめ細かな支援に繋げている。また、委員会構成の基本的な考え方として、事務職員を委員として1名以上配置しており、前述の各種委員会にも事務職員が委員として教育活動に係る計画・実施・検証の各段階に参画し、PDCAサイクルの好循環に繋げている。

学生に対する学修支援体制を構築するに当たり、教務委員会、臨地実習委員会、FD・SD推進委員会、国家試験等対策委員会、など各種委員会で計画・立案・検討し、学部長・学科長会議、教授会（代表者会議）で審議している。各種委員会及び会議は、教員及び職員で運営されており、教職協働による学修支援体制を構築している。【資料 2-2-5、資料 2-2-6、資料 2-2-7、資料 2-2-8、資料 2-2-9、資料 2-10、資料 2-2-11、資料 2-2-12】

### 【自己評価】

学生に対する学修支援体制の構築について審議する各種委員会及び会議は、教員及び職員の有機的な連携のもとで運営するなど、教職協働による学修支援体制を構築していると判断する。

## 2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

## 【事実の説明】

本学の特長的な学修支援体制及び支援体制を充実に向けた各種方策等について、以下（１）～（６）に述べる。

### （１）障がいのある学生への配慮

配慮を必要とする学生については、課題に応じて学科教員、学生委員会、教務委員会、学生相談室が面談を行い、「福岡国際医療福祉大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」及び「福岡国際医療福祉大学障がい学生修学支援規程」に則り、それぞれの要望に沿った合理的配慮がなされるよう迅速な対応を行っている。特に複雑な事例や困難な事例に対しては、本人の意向を確認の上、生活面に関しては学生委員会、修学に関しては教務委員会が中心となって学科教員とともに情報を整理し、必要に応じて本人・保護者を交えて面談を行い、対策を検討・実施している。必要に応じて、学生相談室の利用を勧めることもある。【資料 2-2-13、資料 2-2-14、資料 2-2-15】

### （２）オフィスアワー制度

各学期、週 2 時間 3 回の設定を基本としたオフィスアワーの設定を全教員に要請している。各授業のシラバスにオフィスアワーを明記し、学生が直接科目担当教員に質問・相談できる体制を整えている。非常勤講師については、授業時間の前後にオフィスアワーを設定するほか、学務課職員が学生の質問・相談を非常勤講師に伝えるなど、学生の学修に支障をきたさないよう配慮している。【資料 2-2-16】

### （３）退学、休学及び留年への対応策

過去 3 ヶ年における大学全体の退学者数、休学者数、留年者数は以下のとおりである。

図表 2-2-1 退学者数、休学者数、留年者数

| 区分             | 退学者数<br>(退学率) | 休学者数<br>(休学率) | 留年者数<br>(留年率) |
|----------------|---------------|---------------|---------------|
| 令和 3 (2021) 年度 | 13 人 (1.5%)   | 7 人 (0.7%)    | 14 人 (1.6%)   |
| 令和 4 (2022) 年度 | 23 人 (2.4%)   | 17 人 (1.7%)   | 15 人 (1.5%)   |
| 令和 5 (2023) 年度 | 36 人 (3.2%)   | 22 人 (1.9%)   | 11 人 (0.9%)   |

退学・休学・留年に関する主な理由は、以下のとおりである。まず、主な退学理由は、「進路変更」が最も多く「経済的問題」や「就学意欲の低下」が挙げられる。次に、主な休学理由は、「学力不足」が最も多く、「進路変更」、「心身耗弱」と続く。これは留年が確定した時点で、進路変更を検討することや心身の回復に要する期間として申請しているためである。留年理由としては、進級条件を満たすことができず留年になった者が多く、休学を理由に留年した者は一部である。【資料 2-2-17】

退学、休学及び留年への対応として、退学等に至る要因分析を各学科及び教務委員会や IR 推進室が中心となって実施している。その上で、具体的な改善策を検討し、学部長・学科長会議や教授会（代表者会議）などで審議し、対応策を打ち出す体制を整備している。

【資料 2-2-18、資料 2-2-19】

学力不足や経済的問題などに起因する休退学の予防のため、学生が抱える就学上の課題をアドバイザーや担任などが面談等を通じて早期に把握し、必要に応じて、教員だけでな



く事務職員も同席の上、学生及び保護者面談などを個別に重ね、奨学金制度の活用など個々の理由に応じた対応を行うなど丁寧な支援を行っている。【資料 2-2-20】

#### (4) Web サービス学生支援システム (Campus Plan Portal)

Web サービス学生支援システム (Campus Plan Portal) を導入しており、学生は、正課科目の履修登録やシラバスの参照、成績確認等のために利用している。教員は、授業担当教員として担当科目のシラバスや学生の成績を、アドバイザーとして個人面談の記録を、それぞれ本システムに登録することで、一元的に情報を管理し成績の確認等に活用している。また、本システムが有する学生カルテの機能は、学生の個別の成績や面談の実績について記録・管理することが可能であり、学科の教員や学務課職員が閲覧して学修支援や生活支援に活用している。学務課は、窓口での呼び出しや各種注意喚起等の学生に対する連絡のほか、就職情報の提供に活用している。具体的には、大学に送達された求人票をキャリア支援室として登録し、学生の閲覧に供している。学生は、本システムにより求人票の職種や勤務地などの条件検索が可能となり、就職先の選択の際の活用ツールとして有効に機能している。また、本システムの機能の一つとして保護者には学生に紐づけたアカウントを発行し、保護者専用の WEB「アンシサイト」を通じて成績を開示し、保護者への学修状況の提供に努めている。【資料 2-2-21】

#### (5) 授業アンケートによる学生の意見の汲み上げ

年間 2 回 (前期・後期)、各授業にて学生による授業評価アンケートを実施している。本アンケートは FD 委員会でアンケート項目を検討し、全学共通で実施している。詳細は、基準 3. で後述するが、アンケートの結果は、科目担当教員をはじめ、学長、副学長、学部長、学科長にフィードバックし教育方法・内容の改善のための仕組みとして機能している。

#### (6) 図書館における学修支援

図書館では、学修力の基礎となる基本的な図書館利用の方法だけでなく、応用としても情報調査能力及び情報発信能力を身に付けられるよう、新入生からオリエンテーションなどを通して図書館の利用方法などを説明する機会を設け、文献検索や電子ジャーナルの閲覧など学生の自学自習を促進する観点による学修支援に取り組んでいる。

### 【自己評価】

学生への経済的支援、オフィスアワー制度、Web サービス学生支援システム (Campus Plan Portal)、授業アンケート等による学修支援、さらには、障がいのある学生や休学者・留年者等への配慮・支援を通じ、学修支援の充実に十分に努めていると判断する。

### (3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

既存の全学的な学修支援体制や Web システムなどの資機材を活用し、さらに効果的な支援ができるよう組織間・関係者間での情報共有等を通じ相互連携を強化していく。特に、正課での学修を第一義にとらえ、アドバイザー制など各学科に整備している学生支援体制とともに、学生が履修登録した各科目の成績状況を把握することで、順次性ある体系的な学修が実現できるように努めていく。また、令和 3 (2021) 年 4 月、IR 推進室が発足したことから、学生の成績状況など幅広い教育情報の分析を行い、学生支援にも分析結果を反映していく。留年・休学・退学に向けた具体的対策として、教務委員会での全学的取り組みや学科間での取り組みにおいて、以下について継続・強化していく。

学生の留年が生じる理由の多くは、「修得単位不足」等の卒業要件未充足であるため、オリエンテーションでの履修説明やアドバイザー及び学科教務委員による「卒業要件チェック」「修学・成績状況チェック」を行い、卒業に向けた計画的な学修指導を行う。また、学生の潜在的な能力や可能性を最大限に引き出し、学修意欲を喚起するため、正課科目での質疑応答のみならずオフィスアワーや個別面談等を継続して行う。

さらに、欠席が長期化する学生は学業についていけなくなることから、退学につながる可能性が高くなる。また、成績の急落者については、何らかの事情で修学意欲が低下している可能性があり、成績悪化によりさらにモチベーションが下がり退学するケースが考えられる。専門科目での出席状況の確認を徹底し、欠席者に対するフォローアップを継続する。休学者については、大学、アドバイザー、友人と疎遠にならないよう、休学期間中も定期的に接触を保つ機会を設け、適切な指導や相談を行う。精神的な問題及び経済的困窮状況を抱えた学生についての対応は、引き続き、アドバイザー及び事務窓口での早期発見、学生相談室での適切な面談を行い、修学の継続が困難にならないよう配慮していく。

## 2-3. キャリア支援

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### (1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

#### (2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### 【事実の説明】

全学的な教育課程外でのキャリア支援体制として、約 10 名の教職協働体制で運営するキャリア支援室を中心に、就職及び進学に関する支援を行っている。キャリア支援室は、各学科教員から構成されるキャリア支援担当教員と学務課キャリア支援担当職員が連携し、積極的な情報収集ときめ細かな情報共有を図ることで全学的なキャリア支援体制を構築している。【資料 2-3-1】

キャリア支援室では、以下（1）～（3）の 3 つを活動の基本としている。

#### (1) 単年度の支援の計画・実施・評価

年度初めに、学年暦や国家試験の時期等を基盤とする学生中心のキャリア支援計画を立案することにより、「いつ、何をすべきか」という観点から学生・キャリア支援担当教員・学務課キャリア支援担当職員の三者による共通目的を明確に位置づけている。学科ごとにカリキュラムや実習期間が異なっているため、時期や状況に応じた就職支援が必要となる。そのため、全学的な年次計画を立案することにより職種間・学科間の横断的な連絡調整を図りながら効果的な支援活動に努めている。【資料 2-3-2、資料 2-3-3、資料 2-3-4】

#### (2) キャリア支援ハンドブックの改編・発行

キャリア支援室作成の「キャリア支援ハンドブック」（PDF 版）は、就職活動を控えた 3 年次の後期後半から 4 年次にかけて、対象となる全ての学生及びキャリア支援担当教員とデータファイルを共有し、標準的に統一された学びにつなげている。この冊子はビジネスマナーや履歴書の書き方など具体的な学修教材として毎年改版を重ねており、特に、就職

活動キックオフ・ガイダンスにおいては、就職活動の心構え、求人情報の収集方法、就職内定までのスケジュールなどを説明している。さらに、3年次に開催するマナー講習会についても大きな意義があり、社会人としての成長を見据えた就職活動の位置づけを強調している。【資料 2-3-5、資料 2-3-6】

### (3) 個別相談・個別支援

小論文指導や模擬面接など希望者を対象にした徹底的な個別支援を実施している。就職活動の対象学生はキャリア支援ハンドブックの知識を得ているとはいえ、就職活動を進めていく中で学生が心配や不安を抱えるなどメンタル面に対してもサポートが必要となる場合がある。個々の希望に則した相談に応じるべくキャリア支援担当教員と学務課キャリア支援担当職員が情報共有しながら、個別性を重視したサポートを行っている。

さらに学生は、構内の一室に設置している就職情報閲覧室において、常時、ファイルされた求人情報の閲覧や専用パソコンを活用した就職情報の検索が可能となっている。また、Web サービス学生支援システム（Campus Plan Portal）を通じて、パソコン、タブレット、スマートフォンから学内外においても大学から配信する就職支援情報へのアクセスが可能である。求人情報は、学務課キャリア支援担当職員が随時、最新データに更新管理しており、これらの求人情報は、職種や勤務地等の条件で容易に検索できるため、教員からの指導助言の場で、リアルタイムで情報検索しながら学生と教員が意見交換することも可能となっている。就職情報閲覧室には、卒業生が就職活動において希望する施設で受験した試験や面接の内容を記載した就職試験報告書をファイル化し、在学生が閲覧できるように整備している。就職試験報告書には、大学院進学者の入試に関する情報も掲載しているため、進学希望者の参考資料となっている。

大学院への進学を希望する学生への支援については、キャリア支援室が、毎年、3年次生を対象に大学院に関するアンケート調査を行い、進学意識や大学院ニーズの把握に努めている。進学希望者には、研究計画書の助言や面接練習等をキャリア支援担当教員と学務課キャリア支援担当職員が情報共有しながら個別にサポートしている。【資料 2-3-7、資料 2-3-8、資料 2-3-9、資料 2-3-10、資料 2-3-11】

教育課程におけるキャリア支援として、本学の有する学部・学科は、全て国家試験の受験資格の取得を目指す課程であるため、正課科目の受講がおのずとキャリア形成につながっている。特に、病院等施設での実習を、初年次の早い段階から行うことで、就職先となり得る現場の実情を知ることが可能であり、就業体験としての学びにつながっている。そうした観点から、実習科目は、実質的にインターンシップの役割を果たしており学生のキャリア形成に活かされている。さらに、卒業後に就職した施設に定着できるよう、実習以外でのインターンシップへの自主参加を推奨している。課外でのインターンシップの意義は、学生自身が選択した施設での就業体験を通じて、評価を伴う授業とは異なる心情や独自の着眼点を持って臨床や対象者に向き合うことで、実際に自分が働いているイメージを具体的に想像しながら知識・技能などの学修成果を体現し、振り返ることができることにある。正課としての臨床実習や自主的なインターンシップへの参加を通じて、病院等の理念や雰囲気、教育体制の違いを知り、学生自身が働いた時の感覚をリアルに感じ、志望動機を明確にして採用試験に臨むように方向づけている。医療機関等から本学の学生あてにインターンシップや病院見学会の案内があった際には、Web サービス学生支援システム

(Campus Plan Portal) を通じて、学生に案内している。また、学内の図書館においても就職支援を行っており掲示物などで案内している。キャリア支援の一環として就職活動に係る面接対策として、ハローワーク福岡の支援事業を活用し、職業安定所の担当者から履歴書の作成相談や面接指導を行っていただくなど学外者からも協力を得ている。【資料 2-3-12、資料 2-3-13、資料 2-3-14、資料 2-3-15】

キャリア支援の取組やカリキュラムの適切性を点検評価し、教育活動の改善につなげるべく、令和 5 (2023) 年度、アセスメント・ポリシーに示す指標に示す「卒業後アンケート」及び「卒業生就職先・勤務先へのアンケート」を実施した。対象は卒後 1 年目の卒業生及び卒業生の就職先施設とし、調査票の質問として、就職後に専門職として期待される活躍につながっているか確認する項目を設定した。就職先の回答率は 85.2%、卒業生の回答率は 13.5%を得ることができた。調査結果は、就職先施設からの「本学卒業生は貴院・貴施設・貴社のニーズに応えているか」という設問には「応えている」と回答した割合は 83%と高い割合であり、本学の卒業生を継続して入職させたいかという設問には「させたい」と答えた施設が 94.5%と、本学の教育への期待と信頼が高まっていることがわかった。卒業生のキャリア支援満足度は 96.7%であり、本学のカリキュラムやキャリア支援は適切に運用できていることを確認した。【資料 2-3-16、資料 2-3-18】

在学中の正課科目のキャリア支援について言及すると、専門職人材養成機関である本学では、前述のとおり、それぞれの学科が開講する専門科目、特に、臨床実習科目の受講を通じて、おのずと学生のキャリア形成につながっているといえるが、初年次教育として全学部・学科共通の 1 年次必修科目「大学入門講座」において、専門職者としての心構えや学修を進めるうえでの方法等について講義を行い、また施設見学を行うことを通じて、専門職者となるうえでの基盤形成に役立てている。【資料 2-3-19、資料 2-3-20、資料 2-3-21】

医療専門職の国家資格等の取得に合わせた教育体制と連動した就職指導は、各学科キャリア支援担当教員が主体となり行っている。国家試験の受験時期と就職活動の開始時期が重複することも多く、学科長を中心にキャリア支援担当教員、就職対象学年のゼミナール教員などにおいて連携調整を図っている。キャリア支援担当教員は、定期的開催されるキャリア支援室会議を通じて全学的な就職活動状況を把握した上で、学科における就職活動に関する取組みの計画、実施、評価など一連の活動を運営管理している。医療専門職の特性上、学科横断的に 1 機関から複数職種への求人が得られることも多く、他学科の求人動向を共有しながら自らの就職活動を展開している。1 つの医療福祉機関からの求人がきっかけとなり、他の専門職への求人につながることもあることから、学科間の横の連携を図ることは全学的な就職支援活動として重要な位置づけであるとの共通認識の下、実施している。

### 【自己評価】

医療専門職の特性に鑑み、キャリア教育のための支援体制及び就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営されていると判断する。

### (3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の学生は、医療専門職の国家資格の取得を目指しており、大多数の卒業生は保健医療福祉施設における専門職として就職することを通じて、わが国の社会需要に十分に答え

ている。また、総じて国家試験の合格率及び国家資格を活かした就職率は高く、医療人材の一定水準を確保し続け、優秀な人材を輩出している。

学生の就職活動に対しては、教職員が連携した支援体制を整備し、一人ひとりの学生に対しきめ細かな指導を行っていることが成果につながっているものと評価している。

今後は学生が就職後、専門職として期待される活躍につながっているのか、卒業生や就職先における評価を蓄積することが課題である。また、キャリア支援センターを設置し、医療専門職として働いている卒業生の立場からキャリア支援として協力してもらえるように同窓会の活用と、在学生に加えて卒業生のキャリア支援ができるように人員確保も必要である。

## **2-4. 学生サービス**

### **2-4-① 学生生活の安定のための支援**

#### **(1) 2-4 の自己判定**

基準項目 2-4 を満たしている。

#### **(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

### **2-4-① 学生生活の安定のための支援**

#### **[事実の説明]**

学生生活の安定のための施策として、支援体制、危機管理等、経済的支援、課外活動、健康・生活相談等について、それぞれ以下（１）～（５）に述べる。

#### **(1) 学生生活の安定のための支援組織**

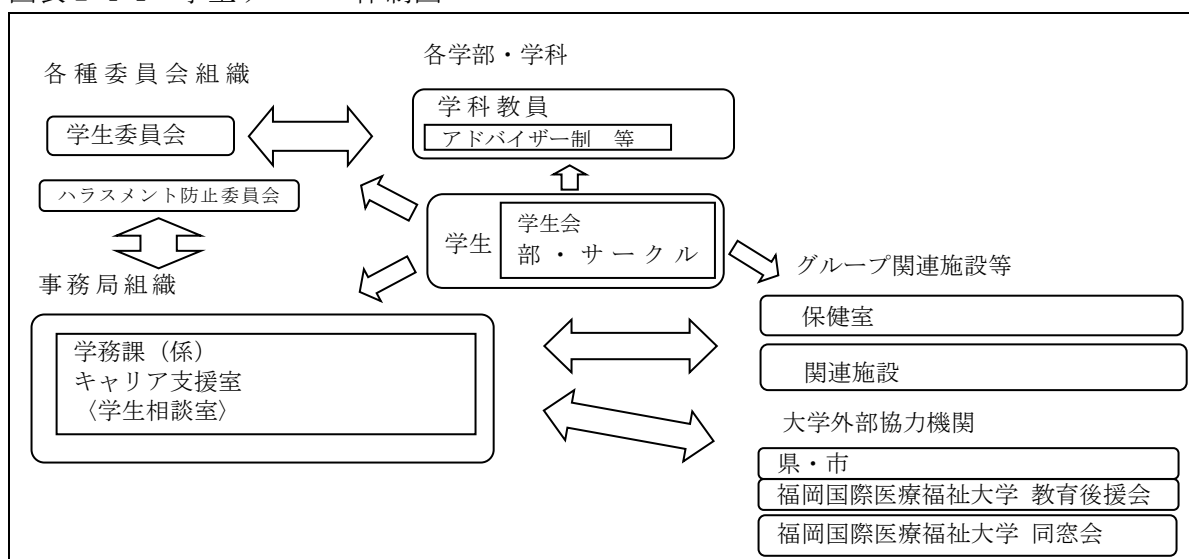
本学の厚生補導及び学生サービスは、図表 2-4-1 に示すとおり、学生委員会などの関係委員会や学務課、キャリア支援室、学生相談室、グループ関連施設等が連携を取りながら行っている。基本的に委員会や各室は、委員長・室長及び各学部・学科から選出された教員及び事務職員で構成され、定例会議を開催して、各学部・学科、事務局、グループ関連施設等、大学外部協力機関との情報共有を図りながら組織的・有機的に連携して進めている。

各学科ではアドバイザー制や、クラス担任制、ゼミ担任制等の少人数指導体制をとっており、学生生活における相談等に対応するだけでなく、あらゆる学生の意見を汲み上げる体制を整備している。また、ハラスメントに関してはハラスメント相談員及びハラスメント防止委員会で対応している。【資料 2-4-1、資料 2-4-2、資料 2-4-3】

障害のある学生については、学生生活を送る際に適切な支援を受けられるよう学生委員会において、各学科の担任、アドバイザーと連携し学生生活の支援や合理的配慮を検討できる体制を整えている。なお、開学から現在まで、学生の在学期間中における具体的かつ明確な配慮の申し出は寄せられていない。【資料 2-4-4】

留学生については、教職協働で企画・推進・支援する運営組織の国際交流室が主体となり、入学前からオリエンテーションを行うほか、所属学科のアドバイザー教員と連携し、学修指導や生活相談、各種手続きに関する支援を行っている。また、留学生の目線を取り入れた組織的な取り組みや支援のため、国際室の室員のみならず、学長、副学長が一堂に会する場での意見交換の機会を設けている。【資料 2-4-5、資料 2-4-6、資料 2-4-7】

図表 2-4-1 学生サービス体制図



## （２） 危機管理・人権保護・福利厚生

危機管理への対応として、本学では正課中、行事中、課外活動中及び通学中に学生自身が不慮の事故によるケガを負ったときに備え、日本国際教育支援協会が運営する「学生教育研究災害傷害保険」に全学生が加入し手続き等についても学生に丁寧に案内している。学外実習時等に本学学生が他人にケガを負わせたり、実習器具を壊したりして賠償事故が発生した場合に備え、本学独自に「賠償責任保険」に加入している。さらに学生の防災訓練を毎年定期的実施し、防災についての意識付けと自らの身を守る行動についての指導を実施している。【資料 2-4-8、資料 2-4-9、資料 2-4-10、資料 2-4-11、資料 2-4-12】

学生の通学は、公共交通機関が主であるが、自転車やバイク通学者のための駐輪駐車スペースも十分に確保している。自転車やバイクでの通学を許可する場合は任意保険への加入を条件とし、交通安全講習の受講も求めている。また学生の交通事故防止のため、オリエンテーションで、学生の交通事故防止に対する教育指導を行っている。【資料 2-4-13】

人権保護の対応として、ハラスメント防止委員会を設置し、ハラスメントの防止や対策に努めている。同委員会では、ハラスメント防止対策の一環として、一年次必修科目「大学入門講座」で行われる医療従事者の心得等に関する講義と併せて、モラル・セクシュアル・パワー・アカデミック・ジェンダー・アルコールハラスメントについての説明及び言葉・行動・視聴覚媒体・インターネット等によるハラスメントの身近な例を挙げ意識づけを図っている。また、ハラスメントについての冊子を作成し、いつでも学生が閲覧できるように Web サービス学生支援システム（Campus Plan Portal）内に格納している。【資料 2-4-14、資料 2-4-15、資料 2-4-16】

学生、教職員、卒業生等の研修、実習・演習、部・サークル活動、国家試験対策に向けた合宿等に活用できるよう大分県の「湯布院セミナーハウス」を福利厚生施設として整備している。本施設には、宿泊室、研修室、体育館、食堂、大浴場等が設置されており、日帰りのみならず、宿泊の利用も可能としている。【資料 2-4-17、資料 2-4-18】

## （３） 学生に対する経済的な支援

本学独自の奨学金制度として、給付型奨学金制度となる「特待奨学生制度」や「年間成績優秀賞」を用意している。これらはいずれも、学業成績や学修態度等を考慮した選考を、学校法人高木学園奨学金委員会で行っている。【資料 2-4-19、資料 2-4-20、資料 2-4-21】

また貸与型奨学金制度として「学生修学支援事業」を用意している。本奨学金は、家計急変による経済困窮者を対象としたもので、申請のあった希望者の中から経済的要件など応募資格に該当する学生を選考している。令和 2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、保護者の生活設計にも大きな影響が出ている学生に対しても学納金相当額や最大で 50 万円までの生活援助資金を貸与できるよう制度を拡充した。さらに、新型コロナウイルス感染症の流行などのパンデミックや自然災害等の影響により経済的状況が悪化した学生に対して、一時的な生活資金の支援を目的に 10 万円を無利子で貸与する「臨時貸付金制度」を創設した。【資料 2-4-22、資料 2-4-23】

#### （４）学生の課外活動への支援

本学の課外活動は、学生の自治組織である学生会が主体となり運営されている。学生会の下に組織される部やサークルなどの学生団体は、現在、12 団体が活動しており、前述の図 1-1-1 に示す本学の教育目標の達成に向け、知識や技術に偏向しないバランスのとれた豊かな人間性とコミュニケーション能力を持った人材の育成に努め、活動支援を行っている。これら課外活動に対しては、在学生の保護者が会員となって組織される教育後援会が活動費を助成し、経済的な面から活動を支援している。また、学生団体には、本学の専任教員が顧問として、それぞれの活動上の相談や指導に当たっている。【資料 2-4-24、資料 2-4-25、資料 2-4-26】

学生会は、大学全体の学生行事として大学祭や運動会を自主的に企画運営し、それらの活動に対し大学も、ヒト・モノ・カネ・情報の面から支援している。開学時は、新型コロナウイルス感染症の影響で大規模な集会等ができなかったが、開学 3 年目には、大学祭「新風祭」や「UNIFES」（運動会の代替事業であり構内を回りながらジェスチャーゲームやクイズ等を行うレクリエーション）を開催し、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の 5 類に移行した令和 5（2023）年度には、運動会、スポーツ大会、大学祭「新風祭」などを活発に開催することができた。こうした全学的な学生行事は、教職員と学生の交流の場ともなっており、大学が基本理念として掲げる「共に生きる社会」の実現に向けた一助となっている。また、こうした課外活動の場は、チームワークや人格形成など、全学共通の教育目標の達成に向けた資質・能力を伸長させる有効な教育機会にもなっている。【資料 2-4-27、資料 2-4-28、資料 2-4-29】

#### （５）学生に対する健康相談、心的支援、生活相談

学生が心身ともに健やかに学生生活を送ることができるよう各種の取組を進めており、それぞれの概要について、以下①～③に述べる。

##### ① 健康診断

全学生を対象とした健康診断を、毎年 4 月から 6 月に、グループ関連施設を利用して実施している。健康診断の結果は学生に通知され、2 次検査が必要となった学生については、学校医が個別に面談し対応している。【資料 2-4-30】

##### ② 保健室等

全学で、学生の体調不良やけがの応急処置等の対応ができるよう保健室を設置している。

また、近隣にあるグループ関連施設と連携し、学生の健康管理を行っている。学生が関連病院を受診した場合、医療費の保険診療分は教育後援会が補助している。本学に隣接する福岡山王病院のインフルエンザワクチンの集団接種等、学内や病院実習での感染予防対策などに取り組むとともに、感染症が流行した場合等において、速やかに対応策を検討し実施している。【資料 2-4-31、資料 2-4-32】

### ③ 学生相談室等

詳細は、基準項目 2-6 で述べるが、学生相談室の取組の一環として、定期的に「こころの相談室」を開設している。悩みや精神的な問題を抱えている学生に対して、非常勤の公認心理師が、精神的不調はもちろん人間関係、学修上の悩み等の相談に応じている。また学生本人に配慮しつつ、必要に応じて保護者に対する相談や、クラス担任、ゼミ担任、アドバイザーとの調整、学校医と相談、連携し、学生の不調に対し早期対応を心がけている。

入学時オリエンテーション及び年度開始の学生生活ガイダンスで学生相談室の案内を行い、月に 1 回程度「こころの相談室だより」を配信し、メンタルヘルスの向上と危機予防に努めている。学生に対しては、年に 1 回、心身の健康状態を把握・支援するための「UPI 調査（学生精神的健康調査:University Personality Inventory）」を実施し、結果に基づき、カウンセリングを含めたフォロー等も実施している。【資料 2-4-33、資料 2-4-34、資料 2-4-35、資料 2-4-36、資料 2-4-37】

### 【自己評価】

学生に対し、教職協働のもと、生活支援や学生指導、危機管理、人権保護、福利厚生施設の充実、課外活動の支援といった学生サービス、厚生補導のための組織を設置し、適切に機能していると判断する。

学生に対する経済的支援については、大学独自の給付型奨学金制度、自然災害、新型コロナウイルス感染症の影響などの家計急変に対応する奨学金体制を整えていると判断する。

学生の健康管理においては、グループ関連施設との連携のもと、感染症対策（PCR 検査を含む）や万全な健康管理がなされているほか、悩みや精神的問題を抱えた学生に対し、学生相談室等の設置によるきめ細かな対応、万全な体制が構築されていると判断する。

### （3）2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生委員会は、充実した学生サービス、厚生補導を行うため、学生対象のアンケートや懇談会・学生窓口でのヒアリングなどを通じて集約した、学生や保護者及び教育後援会からの意見・要望等を取り入れながら、安心安全な学生生活の支援のための取り組みを積極的に推進していく。また、学生の課外活動、ボランティア活動についても本学の教育目標を達成するためのツールの一つとして参加を奨励し、有意義な学生生活を支援できる体制を維持する。

経済的な事情を抱え、就学困難となる学生への迅速な対応を心がけるとともに、今後も、自然災害等による家計急変に対する奨学金制度を充実させ、安心して学生生活を送れるよう全学を挙げての支援体制を構築する。

学生の健康管理や心身に関する支援は、学生相談室及びグループ関連施設との連携のもと、万全な対応を構築している。今後は、過去の事例を整理し、相談内容の種別ごとの連絡体制を整え、より専門的な対応ができるようネットワークを構築する。



## 2-5. 学修環境の整備

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

#### (1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

#### (2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

#### 【事実の説明】

本学のキャンパスは、福岡市北西部の文教地区である西新地区に程近く、博多湾を望む美しい景観と都市機能を併せ持った「ももち浜地区」に位置している。バス停や駅も近く天神・博多の都市部からのアクセスも良好で、学生はスムーズな通学が可能な環境にある。キャンパスは、本館、1号館、2号館の3つの校地校舎で構成しており、特に本館は、グループの関連病院である「福岡山王病院」に隣接している。また大学の同一建物内に福祉施設の「総合ケアセンターももち」を併設している。本館、1号館、2号館の3棟は、それぞれ半径およそ 300m 圏内にあり、教育・医療・福祉が一体となった教育環境に立地している。本学全棟の校地面積は 22,867.79 m<sup>2</sup>、校舎面積は 24,273.53 m<sup>2</sup>であり、大学設置基準を上回って整備している。更に、各種専門職の学校養成所指定規則（文部科学省令及び厚生労働省令）の基準に則り、機器、備品などを十分に揃えている。また、校舎は、昭和 56（1981）年 6 月 1 日の建築基準法施行令改正の新耐震基準に適合している。【資料 2-5-1、資料 2-5-2、資料 2-5-3、資料 2-5-4】

本書の 2～3 頁に示す「本学の沿革」のとおり、本学は、開学時の平成 31（2019）年 4 月に、福岡市で初めてとなるリハビリテーション専門職養成の 4 年制大学として、医療学部理学療法学科、作業療法学科、視能訓練学科、言語聴覚専攻科を有して発足したが、その後、組織を拡充しながら教育研究機能と施設・設備の充実を図ってきたところである。令和 3（2022）年 4 月には、同一グループ姉妹校である国際医療福祉大学の福岡看護学部を本学に移管し、看護学部看護学科を開設した。令和 4（2022）年 4 月に医療学部言語聴覚専攻科を募集停止し、令和 5（2023）年 4 月に同学部に言語聴覚学科を開設した。令和 6（2024）年 4 月には医療学部診療放射線学科を開設し現在に至っている。法人本部及び大学の事務機能は、本館にある事務室に基本的に集約させている。各学科の教育拠点等は以下のとおりであるが、徒歩で移動できる範囲内にあり、大学運営上の必要に応じて、学生・教職員は相互に往来して柔軟に対応している。【資料 2-5-5】

図表 2-5-1 各学科の教育拠点等

| 学部・学科名      | 教育拠点 | 教員研究室 |
|-------------|------|-------|
| 医療学部 理学療法学科 | 本館   | 本館    |
| 作業療法学科      | 本館   | 本館    |
| 視能訓練学科      | 本館   | 本館    |
| 言語聴覚学科      | 本館   | 本館    |
| 診療放射線学科     | 2 号館 | 2 号館  |
| 看護学部 看護学科   | 1 号館 | 2 号館  |

講義室は各棟とも、受講学生数に対応できるよう少人数教室、中規模教室、大規模教室を整備している。少人数教育に対応したゼミ室・演習室・セミナー室等は、可動式の机並びに椅子を設置しており用途に応じて室内のレイアウトが可能であり、効率よく学べるようにしている。各棟とも各講義室の視聴覚機器（マイク、DVD プレーヤー、ビデオプロジェクター、液晶スライドプロジェクター等）は教室の規模に応じて備え、遠隔授業システム及び無線 LAN 環境を整備しており、ICT を活用した質の高い教育を提供できる環境を有している。また、一部の講義室はパーテーションを活用することにより、受講学生数に応じて柔軟な対応が可能である。これらの環境を整備したことで、令和 2（2020）年度のコロナ禍にあっても円滑に対面授業が実施できたところである。なお、コロナ禍での対応については、特記事項で詳述する。【資料 2-5-6】

#### 【自己評価】

校地、校舎については大学設置基準を上回って整備するとともに、機器、備品についても、学校養成所指定規則の基準に則り十分に備えている。教育目的の達成のため、これらの校地、校舎等の施設及び設備については、適切な運営・管理のもとに十分に整備され、有効に活用していると判断する。

## 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

### 【事実の説明】

実習施設、図書館等の活用状況について、以下（１）～（４）に述べる。

#### （１）実験実習施設

医療学部 4 学科の教育拠点である本館の実験実習設備として、ベッドやトイレ、台所、入浴設備等を設営し、日常生活訓練を演習する実習室、陶芸・手工芸などの作業活動を体験する陶工室、3 次元動作解析による歩行動作分析を行う実習室、成人及び小児補聴効果測定を演習する音声音響演習室、面接室、プレイルームなど臨床に即した実習室、各種視機能検査に応じた完全暗室などの実習室を備えている。また、基礎医学系の実習設備として、バーチャルスライドシステム・人体 3D 画像解剖台などを完備した実習室なども備えている。看護学部の教育拠点である 1 号館には、フィジカルアセスメントモデルを使用し瞳孔反射、血圧測定、呼吸音、脈診、心音の聴診、腸音の聴診、心電図学習、全身観察手順、問診など、個別手技を徹底的にトレーニングする実習室を備えている。また、医療学部診

療放射線学科の教育拠点である 2 号館には、X 線実験実習室、CT 室、放射線治療学実習室等を備え、臨床で用いる資機材を再現した環境を整備している。【資料 2-5-7】

## (2) 図書館

図書館は、本館と 1 号館に設置しており、平日と土曜日に、それぞれ下表の時間帯に開館している。本館ではリハビリテーション分野を、1 号館では看護・放射線分野を主に蔵書として備えている。いずれの館でも、文献検索並びに電子ジャーナルの閲覧は学内 LAN 端末から利用可能であり、LAN 端末は図書館だけでなく研究室や準備室など学内のどこからでも閲覧が可能である。一部の電子ジャーナルは学外からでも閲覧可能となっている。所蔵していない資料の利用は総合図書館情報システムによる文献複写や現物貸借で対応している。図書館はグループ関連施設の職員等や学外の医療従事者、卒業生に対しても公開している。また地元市民福岡都市圏大学相互利用に登録して、各大学の学生の利用を可能にしている。図書館司書は、複数名体制としており、入学時オリエンテーションで利用説明を行ったうえで、学生の積極的な利用を促している。また、教職員に対しても、レファレンス・サービスなど学術的支援を行っている。【資料 2-5-8、資料 2-5-9】

図表 2-6-1 各棟の図書館の開館時間・蔵書数等

| 区分   | 開館時間                               | 蔵書数等<br>(令和 6 年 5 月 1 日時点)   | 座席数   |
|------|------------------------------------|------------------------------|-------|
| 本館   | 月～金曜日 9:00～21:00<br>土曜日 9:00～17:00 | 図書 16,096 冊<br>視聴覚資料 1,049 点 | 108 席 |
| 1 号館 | 月～金曜日 8:45～21:00<br>土曜日 8:45～17:00 | 図書 13,245 冊<br>視聴覚資料 954 点   | 162 席 |

## (3) 情報教育施設、設備

本館、1 号館、2 号館に 1 室ずつ情報教育用パソコンルームを開設しており、合計で 220 台のパソコンを配備している。教養科目における情報系授業での利用のほか、学生の自習、レポート作成、インターネットによる資料閲覧、VOD による強化学修、e ラーニングによる語学学修に利用している。また本館のパソコンルームには語学教育用の CALL システムを整備している。インターネット接続環境として、校舎全体に Wi-Fi が構築されており、基準 3 で詳述する双方向教育ツール Google Classroom や遠隔授業ツール Zoom へのアクセスが容易となっている。【資料 2-5-10、資料 2-5-11】

## (4) 体育館等の運動施設、設備

屋外にフットサルコート 1 面あるいはテニスコート 1 面として使用できる多目的運動場を有し、照明を備え夜間でも利用可能である。体育館ではバスケットボールコート 2 面、バレーボールコート 3 面、バドミントンコート 3 面が使用可能である。館内には更衣室、シャワー室を備えている。運動施設、設備は体育授業のほか、部活動やサークル活動で利用している。【資料 2-5-12】

## 【自己評価】

教育目的の達成のため、講義室、IT 施設、実験・実習室及び図書館等が十分に整備され、

かつ有効に活用していると判断する。

## 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

### 【事実の説明】

本学は医療福祉系の大学であり、その特性を生かしてバリアフリー化の充実には特に積極的に取り組んでいる。令和元（2019）年の開学時から、多目的トイレ、点字ブロック、スロープ等の障害者の利便性が高いバリアフリー化した設備を整備している。令和3（2021）年度には各学科から選出された調査員がチームを編成しバリアフリー状況に係る点検調査を行った。基本理念に掲げる「共に生きる社会」の実現を目指し、学内の施設整備にとどまらず広く地域社会の要請にも適応できるように教育環境の充実を図っている。

また、多様性の観点からも、学生自身が、自身の学修進度や理解度、体調などを踏まえながら自分に合ったペースで学修に取り組めるよう、朝や昼間帯の清掃や巡視などを行い日々の快適な環境づくりに努めている。学生同士が意見交換等を通して相互に学び合いながら自学自習を行えるアクティブ・ラーニング環境を提供するため、授業を行っていない教室や学生ラウンジ、食堂を開放し、既存の施設設備を有効に活用している。さらに、演習・実習のためのユニフォームへの更衣等がスムーズに行えるよう学生一人ひとりにロッカーを配備して、自由に利活用できるよう入学時に鍵を貸与している。

セキュリティシステムについては、本館・1号館・2号館（1階、地下1階）の通用口には電子錠を設置しており、夜間や休日はカードを所持しない学外者等が入館できないようにしている。警備会社に業務委託しており、無人時は監視装置で侵入を探知できるようになっている。防犯カメラは各棟の建物内外で29台設置され、段階的にセキュリティの向上に努めており、いずれも学生の安全確保に寄与している。【資料2-5-13、資料2-5-14】

### 【自己評価】

本学は医療福祉系の大学であり、その特性を生かしてバリアフリー化の充実には特に積極的に取り組んでおり、各棟において施設・設備の利便性に十分配慮していると判断する。また、多様な学生を受け入れる体制を整え、定期的な点検を行いつつ、学生が自身の状況に応じて安心安全に学修を進めることができる環境を整備していると判断する。

## 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

### 【事実の説明】

教育効果を最大限に高めるため、授業科目により学年全体での講義、2～4クラス程度に分けての学内実験実習、5～30人程度の小規模なゼミや演習など、授業ごとの適切な学生数の管理に努めている。実習科目においても、実習施設との調整による適切数を配置し、教育効果を高められるよう配慮している。

特に講義科目については、履修者数に合わせた適切な規模及び設備の講義室を使用するよう努めている。また、教室の規模に応じてDVDプレーヤーやビデオプロジェクター等を備え、一部の教室はパーテーションを活用し、授業科目ごとの受講者数に応じて柔軟に対応できるよう工夫している。上記対応が可能となる講義室、実習室等を十分に備えている。

【資料2-5-15】

### 【自己評価】

教育効果を最大限に高めるため、授業科目によりクラス分けや少人数のゼミや演習での実施など授業を行う際の学生数の適切な管理に努めていると判断する。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

教室の有効活用を推進していくとともに、空調等のインフラ設備及び視聴覚機器の計画的な機能更新を促進していく。

## 2-6. 学生の意見・要望への対応

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### 【事実の説明】

基準項目 2-4 で示したとおり、全学的な学生支援体制は、アドバイザー教員やゼミ担任教員等などによる学科ごとの指導と関係部署との連携を基盤としている。アドバイザー教員が把握した、個々の、あるいは複数名の学生の意見・要望は、学務課や教務委員会、学生委員会などに所属する学科教員を通じ委員会等で協議され、ミドルレベルでの改善につながっている。また、学修に関する学生の意見・要望を把握して分析・検討、改善につなげるための全学的な仕組みの一例としては、以下の（１）～（５）が挙げられる。これらの仕組みは、本項目 2-6-①（学修支援）のみならず、2-6-②（心身の健康相談、経済的支援などの生活相談等）、2-6-③（学修環境）においても、共通する内容であり、本学の教育目標の達成に向けた取組に係る改善のため適切に機能している。

(1) 学長との意見交換会

学長と各学科の学生 8 名による意見交換の場を設けている。学生は、学長に直接、学修環境や学生生活全般の印象について伝えている。意見交換を行うことで、学長のリーダーシップの下、改善の施策をさらに前進させる契機として機能している。【資料 2-6-1、資料 2-6-2】

(2) 学修行動調査

本学の教育に対する学生の姿勢や認識について把握する調査を通じて、学生の課題感や満足感をくみ上げている。全般的な課題感や提示された意見等については、改善の検討に役立てている。【資料 2-6-3】

(3) 授業評価アンケート

個々の授業に関する教育方法・内容の適切性を確認するアンケートを通じて、授業の特性に応じた具体的な課題感や満足感を把握し、授業改善に繋げている。【資料 2-6-4】

(4) 学生生活アンケート

生活面を聞き取るアンケートを通じて、教育、生活全般、施設・設備等の学修支援に関する意見・要望を吸い上げている。調査結果は、学生委員会で集約後、各担当部署が対策を検討し改善を図り、改善結果はWeb 学生支援システム（Campus Plan Portal）掲示板を通じて回答している。アンケートは、学生の能動性・自律性を促す契機にもなっている。

【資料 2-6-5】

（５）学生会による意見箱

学生自治の一環として設置された意見箱の投書により、学生のニーズを吸い上げ、学生アンケートと同様、関連する学内組織で具体的対応策を検討して改善を図っている。【資料 2-6-6】

【自己評価】

学生の学修支援・学修環境に対する意見・要望は、「学生生活アンケート」等で把握しており、学修支援、学生生活や施設整備の改善に適切に反映させていると判断する。

**2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

【事実の説明】

前出「図表 2-4-1 学生サービス体制」に示すとおり、心身に関する健康相談や経済的支援、生活支援など学生生活全般の困りごとがある学生には、アドバイザー教員を中心に、学生相談室や学務課などの関係部署と連携を図り、早期の問題解決を図っている。また、入学時の学生生活ガイダンスで「学生生活の手引き」等を用いて、学生相談室の利用案内やメンタルヘルスについての案内を行い、心配ごとや困りごとについては早期に相談するよう学生にも促している。加えて、学生相談室では、心身の健康状態を把握・支援するための「UPI 調査（学生精神的健康調査:University Personality Inventory）」を実施しており、当該調査結果に基づくカウンセリングを含めたフォロー等も行っている。【資料 2-6-7、資料 2-6-8】

【自己評価】

各学科教員の面接による健康相談、経済的支援の必要性の把握、UPI 調査の実施による学生の心身の状況の把握に努め、必要に応じて学生相談室・関係部署と連携し、早期の問題解決を図っていると判断する。

**2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

【事実の説明】

学生の生活実態の把握及び本学での学生生活への充実度・満足度の確認のために「学生生活アンケート」を実施し、学生からの意見・要望を把握している。同アンケートの調査結果は、学生委員会で集約後、学務課を通じて課題別に担当部署に割り振り、対策を検討したうえで改善を図っている。改善結果は、Campus Plan Portal に掲示して学生にフィードバックしている。また、学内には、学生会が自治活動として意見箱を複数個所設置して学生からの投書を受け付け、個別の意見を集約して学生会として大学に提示する仕組みを整えている。また学生のみならず、保護者からの意見聴取の場として教育後援会幹事会や教育後援会主催の保護者懇談会で、参加した保護者から直接意見を伺う機会を持ち、後日、

学生委員会その他の関係委員会に報告し、対応可能なものには速やかに対処している。【資料 2-6-9、資料 2-6-10】

### 【自己評価】

学修環境に関する学生の意見・要望は、学生生活アンケート、意見箱、更には保護者懇談会で把握し、可能な限りの対策を検討し、改善を図っていると判断する。

### (3)2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生委員会で、学生への学修支援・学修環境に対する学生の意見・要望、学生の心身の状態の把握については、現行の制度の学生へのさらなる周知を図り、より意見・要望を引き出しやすい環境を整えていく。また学科ごとに、アドバイザー制や、クラス担任制、ゼミ担任制の内容を充実させ、学生と教職員の信頼関係を深め、学修面、心身の健康状態など相談しやすい環境づくりの在り方を検討していく。また、学生の意見・要望などを整理し、共有できる連絡体制を整える。

### 【基準 2 の自己評価】

学生の受入れは、建学の精神や教育理念等に則り、アドミッション・ポリシーを策定し、大学ホームページや学生募集要項等を通じ広く周知を図るとともに、当該ポリシーに沿って、入学者選抜等を厳正かつ妥当な方法により実施している。また、教育環境の確保のため、入学定員及び収容定員に沿って学生を適切に確保している。

なお、入試問題は、過年度使用問題の正答率、点数状況などの経年比較、分析を行った上で、入学試験委員会で作成している基本方針を踏まえ、各科目とも学内関係者等による複数名での作題及び複数回の監修・校正を行い管理している。

学生に対する学修支援体制は、教務委員会をはじめ関係委員会で企画・立案し、学部長・学科長会議等で審議している。これらの委員会や会議については、教職協働により運営している。

オフィスアワー制度、Web サービス学生支援システム（Campus Plan Portal）、授業アンケート等による学修支援、さらには、障がいのある学生や休学者・留年者等への配慮・支援を通じ、学修支援の充実に努めている。

キャリア支援は、資格取得後の専門職に直結したキャリア教育のための支援体制が整備され、進路決定率は高い水準を維持している。各学科教員と事務職員から構成されるキャリア支援室が全学的なキャリア支援体制を構築している。

学生サービスは、教職協働のもと、生活支援や学生指導、課外活動の支援などの厚生補導のための組織を設置し、適切に機能している。

学生に対する経済的支援については、大学独自の給付型奨学金制度、自然災害、新型コロナウイルス感染症などによる家計急変に対する奨学金、留学生に対する奨学金等の多様な奨学金制度の創設や授業料の減免措置等により適切に行っている。

学生の健康管理は、グループ関連施設との連携のもとに行うとともに、悩みや精神的問題を抱えた学生に対しては、担当教員と学生相談室によるきめ細かな対応を心がけるなど万全な体制を構築している。

校地・校舎等の施設及び設備については、教育目的達成のため、適切な運営・管理のも

と十分に整備され、有効に活用している。また、講義室、IT 施設、実験実習室及び図書館等についても十分に整備され、有効に活用している。

講義室等これらの施設は、受講生数に応じ柔軟に対応可能である。

また、本学は医療福祉系の大学であり、その特性を生かしてバリアフリー化の充実には特に積極的に取り組むとともに、学生の安全を図るためのセキュリティシステムにも配慮している。

学修支援・環境に関する学生の意見・要望は、学生生活アンケートや意見箱、更には保護者懇談会で把握し、可能な限りの対策を検討し、改善を図っている。

以上のことから、基準 2 は満たしていると判断する。



### 基準 3. 教育課程

#### 3-1. 単位認定、卒業認定

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等の策定と周知

##### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等の厳正な適用

###### (1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

###### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

###### 【事実の説明】

本学では、建学の精神と基本理念を踏まえて策定した教育目標に基づき、各学部・学科で以下のとおりディプロマ・ポリシーを設定しており、履修要項及びホームページで公開し周知している。【資料 3-1-1、資料 3-1-2】

図表 3-1-1 学科のディプロマ・ポリシー

| 学部・<br>学科名         | ディプロマ・ポリシー                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 医療学部<br>理学療法<br>学科 | <p>①「生命の尊厳、生命の平等」という基本的倫理を理解し、豊かな教養と高い専門能力を用いて、時代のニーズや地域で起こっている課題を理解することができる。</p> <p>②理学療法士として医療分野における他職種の役割を理解し、対象者や利用者に共感しながらチーム医療・チームケアが実践でき、健康と体力の維持・向上に貢献できる。</p> <p>③基礎的及び専門的な知識や技術に基づいた理学療法を実践できるとともに、理学療法の指導者・研究者となり得る基礎的能力を身につける。</p> <p>④国際化に対応した幅広い知識・技術を学修し、国際的視点を持つことができる。</p> |
| 医療学部<br>作業療法<br>学科 | <p>①「生命の尊厳、生命の平等」という基本的倫理を理解し、豊かな教養と高い専門能力を用いて、時代のニーズや地域で起こっている課題を理解することができる。</p> <p>②作業療法士としての専門的知識、技術を有し、他職種と協働してチーム医療・チームケアを実践することができ、社会的責任をもって人の心と生活を支援できる。</p> <p>③向上心、探究心をもって、科学的・創造的思考を身につけ作業療法を実践でき、作業療法の指導者・研究者となり得る基礎的能力を身につける。</p> <p>④国際化に対応した幅広い知識・技術を学修し、国際的視点を持つことができる。</p>  |

|                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>医療学部<br/>視能訓練<br/>学科</p>  | <p>①「生命の尊厳、生命の平等」という基本的倫理を理解し、豊かな教養と高い専門能力を用いて、時代のニーズや地域で起こっている課題を理解することができる。</p> <p>②視能訓練士として必要な知識と技術を有し、さらに他職種と連携してチーム医療を推進することができ、目の健康と生活の質の向上に貢献できる。</p> <p>③視覚分野における学術的課題を多角的視点から思考し、収集した情報を科学的根拠に基づいて論理的に分析し解決することができ、視能訓練の指導者・研究者となり得る基礎的能力を身につける。</p> <p>④国際化に対応した幅広い知識・技術を学修し、国際的視点を持つことができる。</p>                                                         |
| <p>医療学部<br/>言語聴覚<br/>学科</p>  | <p>①「生命の尊厳、生命の平等」という基本的倫理を理解し、豊かな教養と高い専門能力を用いて、時代のニーズや地域で起こっている課題を理解することができる。</p> <p>②言語聴覚士として他職種の役割を理解し、チーム医療・チームケアを実践し、対象者の生活の質の向上と地域医療の活性化に貢献できる。</p> <p>③基礎的及び専門的な知識や技術に基づいた言語聴覚療法を実践できるとともに、言語聴覚療法の指導者・研究者となり得る基礎的能力を身につける。</p> <p>④国際化に対応した幅広い知識・技術を学修し、国際的視点を持つことができる。</p>                                                                                  |
| <p>医療学部<br/>診療放射<br/>線学科</p> | <p>①「生命の尊厳、生命の平等」という基本的倫理を理解し、豊かな教養と高い専門能力を用いて、時代のニーズや地域で起こっている課題を理解することができる。</p> <p>②診療放射線技師として必要な専門知識と技術をもって他職種と連携してチーム医療を推進することができ、かつ、科学的な根拠に基づく放射線技術を応用できる。</p> <p>③基礎的及び専門的な知識や技術に基づいた診療放射線技師業務を実践できるとともに常に向上心や研究心を持ち、生涯にわたり継続して自己研鑽することができる。</p> <p>④国際化に対応した幅広い知識・技術を学修し、国際的視点を持つことができる。</p>                                                                |
| <p>看護学部<br/>看護学科</p>         | <p>①人間への深い関心と尊厳をもって看護の対象を理解し、看護実践の場における倫理的な対処ができる。</p> <p>②多様な学問領域に関心を持ち、人間や健康を学際的にとらえることができる。</p> <p>③自ら学問を探究する姿勢や学習課題を明らかにし、課題達成に取り組むことができる。</p> <p>④看護におけるさまざまな事象に対して、論理的かつ批判的に考え行動できる。</p> <p>⑤他者の感情や体験に共感できるような感性を磨き、人間関係を円滑に築くことができる。</p> <p>⑥個人、家族、組織、地域社会における健康課題を査定し、チームの一員として基本的な看護実践ができる知識・技術・態度を持つことができる。</p> <p>⑦国内外における看護の機能と役割を迫及する姿勢を持つことができる。</p> |

## **【自己評価】**

学科でディプロマ・ポリシーを設定し、履修要項及びホームページで公開し周知しており、適切に対応していると判断する。

### **3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知**

#### **【事実の説明】**

単位認定基準については、単位計算方法、単位の認定、科目の修得・評価及び成績の評価について学則及び授業科目履修規程に定め、履修要項に掲載して周知している。

卒業認定基準については、卒業、学位の授与について学則に定め、履修要項に明示している。ディプロマ・ポリシー及び履修状況、単位修得状況、卒業要件の充足状況等を確認し、すべての条件を満たしていることが教務委員会、教授会（代表者会議）で確認された学生に対して学長が卒業を認定し学位を授与する。また、進級条件については各学科が定め、全学的な教務内規として規定化するとともに、履修要項（進級条件）に明示している。

【資料 3-1-3、資料 3-1-4、資料 3-1-5、資料 3-1-6】

#### **【自己評価】**

学部において、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等を定め、学生に周知しており、適切に対応していると判断する。

### **3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等の厳正な適用**

#### **【事実の説明】**

保健医療福祉専門職の育成を目指す本学は、国家試験受験資格取得のため、文部科学省及び厚生労働省令等の基準に則って単位認定基準、進級基準及び卒業認定基準等を定め、厳格な成績評価を実施している。

成績は、科目ごとに評価基準や方法をシラバスに明記し、各学生の達成度、習熟度を把握して評価している。特に、レポート、発表、試験等の具体的な学修活動ごとの評価の方法や総合評価に対する割合等も明記しており、学生が明確な学修計画を立てられるようにしている。学則で、成績を、秀(S)・優(A)・良(B)・可(C)・不可(D)の5段階の区分とし、秀(S)・優(A)・良(B)・可(C)を合格、不可(D)を不合格と規定している。厳正な成績評価を行うべく、令和元(2019)年度の開学時から全学にてGPA制度を導入している。学生は、Webサービス学生支援システム(Campus Plan Portal)で、各自の成績(科目ごとの評価結果)、学年GPA(Grade Point Average)を確認できる。本学ではGPAを、奨学金の継続可否、成績優秀者の判定、就職の推薦、個別学修支援の開始基準などに利用している。

また、教育課程の充実を図るとともに、学生の幅広い視野の育成と学修意欲の向上を目的として、「既修得単位の認定制度」を導入し、入学前に大学・短期大学等で修得した単位は60単位を超えない範囲で、入学後に他大学・短期大学等で修得した単位は30単位を超えない範囲で、単位を認定することを学則で定めている。語学力の向上を視野に入れ、TOEICの得点や英検の等級による英語科目単位の認定も行っている。なお、他大学等で修得した単位等の認定は試験、論文、研究レポート等の資料と履修科目の成績等を総合的に判断し、教務委員会で審議するとともに、教授会(代表者会議)の承認を得て認定している。単位

が認定された科目の成績は「認定」とし、GPA 値の算出においては算定外としている。【資料 3-1-7、資料 3-8、資料 3-1-9、資料 3-1-10、資料 3-1-11】

### 【自己評価】

学部において、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等を厳正に適用し、単位認定、卒業認定を実施しており、適切に対応していると判断する。

### (3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も継続的に単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を厳正に適用していく。これらの基準が適正なもので厳正に適用されることを教務委員会で精査していく。GPA の根拠となる成績評価については絶対評価を基本とする評価方法を採用しており、学部に相応しい厳格な成績評価を進めている。

今後、成績評価と GPA の関係を精査し、学部の教育課程に照らし合わせて、教育的効果を判断しながら単位認定を厳格に行う。

また、定期試験などで使用する試験問題の適否や国家試験対策として行っている国家試験対策講座や模擬試験などの効果を IR 推進室において分析・検討していく。

## 3-2. 教育課程及び教授方法

### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

### 3-2-④ 教養教育の実施

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### (1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

#### (2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

#### 【事実の説明】

本学のカリキュラム・ポリシーは、教育目標に沿って定めたディプロマ・ポリシーにより、全学共通及び各学科で設定し、以下のとおり、履修要項及びホームページで公開し周知している。【資料 3-2-1、資料 3-2-2】

図表 3-2-1 学科のカリキュラム・ポリシー

| 学部・<br>学科名     | カリキュラム・ポリシー                                                   |
|----------------|---------------------------------------------------------------|
| 医療学部<br>理学療法学科 | ①「生命の尊厳、生命の平等」という基本的倫理と豊かな教養を学修するための授業科目を開設する。<br><br>(次頁に続く) |

|                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(つづき)</p> <p>医療学部<br/>理学療法学科</p> | <p>②保健・医療・福祉分野における関連職種の役割を理解しチーム医療・チームケアが実践でき、対象者の健康と体力の維持・向上に貢献できる能力を身につけるための授業科目を開設する。③理学療法の実践に必要な、基礎的及び専門的な知識・技術を学修するための授業科目を開設する。</p> <p>④国際的な視点に立ち、周辺諸国の歴史、文化、海外保健事情を理解するとともに海外での活動を体験することができる授業科目を開設する。</p>                                                                                                        |
| <p>医療学部<br/>作業療法学科</p>              | <p>①「生命の尊厳、生命の平等」という基本的倫理と豊かな教養を学修するための授業科目を開設する。</p> <p>②人の心と生活を支えるために必要な専門知識と技術を兼ね備え、チーム医療・チームケアが実践できる人材を育成するための授業科目を開設する。</p> <p>③科学的・創造的探究心を持ち、作業療法の実践に必要な、基礎的及び専門的な知識・技術を学修するための授業科目を開設する。</p> <p>④国際的な視点に立ち、周辺諸国の歴史、文化、海外保健事情を理解するとともに海外での活動を体験することができる授業科目を開設する。</p>                                              |
| <p>医療学部<br/>視能訓練学科</p>              | <p>①「生命の尊厳、生命の平等」という基本的倫理と豊かな教養を学修するための授業科目を開設する。</p> <p>②眼科医療において必要とされる専門的知識と技術を学修し、さらに他職種と円滑なコミュニケーションを図りながら医療チームの一員として活躍でき、目の健康と生活の質の向上に貢献できる人材を育成するための授業科目を開設する。</p> <p>③ 視覚分野における学術的課題を自ら見出し、科学的根拠に基づいて論理的に分析できる人材を育成するための授業科目を開設する。</p> <p>④国際的な視点に立ち、周辺諸国の歴史、文化、海外保健事情を理解するとともに海外での活動を体験することができる授業科目を開設する。</p>    |
| <p>医療学部<br/>言語聴覚学科</p>              | <p>①「生命の尊厳、生命の平等」という基本的倫理と豊かな教養を学修するための授業科目を開設する。</p> <p>②保健・医療・福祉分野における関連職種の役割を理解し、チーム医療、チームケアが実践でき、対象者の生活の質の向上と地域医療の活性化に貢献できる人材を育成するための授業科目を開設する。</p> <p>③言語聴覚療法の基礎的及び専門的な知識・技術を学修し、臨床における問題点の本質を捉え、自らの力でその問題を解決に導ける実践的能力を育成するための授業科目を開設する。</p> <p>④国際的視野に立ち、周辺諸国の歴史、文化、海外保健事情を理解するとともに海外での活動を体験することができる授業科目を開設する。</p> |

|                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>医療学部<br/>診療放射線<br/>学科</p> | <p>①「生命の尊厳、生命の平等」という基本的倫理と豊かな教養を学修するための授業科目を開設する。</p> <p>②診療放射線技師として、保健・医療・福祉分野におけるチーム医療、チームケアが実践でき、診療に不可欠な知識をもって貢献できる人材を育成する授業科目を開設する。</p> <p>③医学、理工学さらに放射線科学の基礎的及び専門的な知識と技術を学修し、自ら思考して判断できる能力と問題解決能力を身につけるための授業科目を開設する。</p> <p>④国際的な視点に立ち、周辺諸国の歴史、文化、海外保健事情を理解するとともに海外での活動を体験することができる授業科目を開設する。</p>                  |
| <p>看護学部<br/>看護学科</p>         | <p>①看護師・保健師として必要な豊かな人間性とアイデンティティを育成する。</p> <p>②人間の健康に寄与する専門職として、看護の本質を追求する学習に主体的かつ創造的に取り組む姿勢を育成する。</p> <p>③ヒューマンケアの専門職として必要不可欠なスキルを修得し、保健医療福祉分野におけるチーム医療において協働できる能力を育成する。</p> <p>④物事の本質をみつめ、幅広く学問を探究し、論理的に思考できる能力を育成する。</p> <p>⑤科学的な根拠に基づく判断力と、問題解決ができる基礎的な看護実践能力を育成する。</p> <p>⑥内外の健康課題を理解し、国際的な視野で問題解決を図る能力を育成する。</p> |

#### 【自己評価】

全学共通及び各学科のカリキュラム・ポリシーを策定し、履修要項及びホームページで公開しており、適切に対応していると判断する。

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

#### 【事実の説明】

本学の3つのポリシーは、令和元（2019）年度の開学時から設定し、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの一貫性を明確に示している。令和5（2023）年度には、教育目標との整合・連関について、自己点検・評価委員会にて点検・評価を行い、すべての学科のカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性が認められた。例えば、本学の5つの教育目標のうちの4番目に示す「国内はもとより国際社会でも活躍できる、総合的な臨床能力をもった人材を養成する。（国際性）」は、3項目を掲げる全学のディプロマ・ポリシーの3番目「国際社会で活躍するにあたって必要な能力を育むため、知識と技能、語学力を身につける。」と、全学のカリキュラム・ポリシーに示す「1. 総合教育科目：幅広い教養や視野、国際的なセンス…」に連関している。

自己点検・評価委員会では、学科ごとのカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーは、下表のアルファベット（A）～（D）の前文までの各箇所について整合・連関を認

め、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとが一貫性を保っていることを点検・評価した。なお、(A) ～ (D) は、全学共通の教育目標のキーワードである人格形成 (A)、チームワーク (B)、専門性及び実践力 (C)、国際性 (D) にそれぞれ整合・連関している。

【資料 3-2-3、資料 3-2-4】

図表 3-2-2 学科ごとのカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの整合・連関

| 学部・<br>学科名     | カリキュラム・ポリシー                                                                                                                                                                                                                         | ディプロマ・ポリシー                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 医療学部<br>理学療法学科 | <p>①「生命の尊厳・生命の平等」という基本的倫理と豊かな教養を学修するため (A) …</p> <p>②…関連職種の役割を理解しチーム医療・チームケアが実践でき (B) …</p> <p>③理学療法の実践に必要な、基礎的及び専門的な知識・技術を学修するため (C) …</p> <p>④国際的な視点に立ち、周辺諸国の歴史、文化、海外保健事情を理解するとともに海外での活動を体験することができる (D) …</p>                     | <p>①「生命の尊厳・生命の平等」という基本的倫理を理解し、豊かな教養 (A) …高い専門能力を用いて、時代のニーズや地域で起こっている課題を理解することができる (C) …</p> <p>②理学療法士として医療分野における他職種の役割を理解し、対象者や利用者に共感しながらチーム医療・チームケアが実践でき (B) …</p> <p>③基礎的及び専門的な知識や技術に基づいた理学療法を実践できるとともに、理学療法の指導者・研究者となり得る基礎的能力を身につける (C)</p> <p>④国際化に対応した幅広い知識・技術を学修し、国際的視点を持つことができる (D)</p> |
| 医療学部<br>作業療法学科 | <p>①「生命の尊厳・生命の平等」という基本的倫理と豊かな教養を学修するため (A) …</p> <p>②…必要な専門知識と技術を兼ね備え、チーム医療・チームケアが実践できる (B) …</p> <p>③科学的・創造的探究心を持ち、作業療法の実践に必要な、基礎的及び専門的な知識・技術を学修するため (C) …</p> <p>④国際的な視点に立ち、周辺諸国の歴史、文化、海外保健事情を理解するとともに海外での活動を体験することができる (D) …</p> | <p>①「生命の尊厳・生命の平等」という基本的倫理を理解し、豊かな教養と (A) 高い専門能力を用いて、時代のニーズや地域で起こっている課題を理解することができる (C)</p> <p>②作業療法士としての専門的知識、技術を有し、他職種と協働してチーム医療・チームケアを実践することができる (B) …</p> <p>③向上心、探究心をもって、科学的・創造的思考を身につけ作業療法を実践でき、作業療法の指導者・研究者となり得る基礎的能力を身につける (C)</p> <p>④国際化に対応した幅広い知識・技術を学修し、国際的視点を持つことができる (D)</p>       |

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 医療学部<br>視能訓練学科 | <p>①「生命の尊厳・生命の平等」という基本的倫理と豊かな教養を学修するため<sup>(A)</sup> …</p> <p>②眼科医療において必要とされる専門的知識と技術を学修し<sup>(C)</sup> …他職種と円滑なコミュニケーションを図りながら医療チームの一員として活躍でき<sup>(B)</sup> …</p> <p>③視覚分野における学術的課題を自ら見出し、科学的根拠に基づいて論理的に分析できる<sup>(C)</sup> …</p> <p>④国際的な視点に立ち、周辺諸国の歴史、文化、海外保健事情を理解するとともに海外での活動を体験することができる<sup>(D)</sup> …</p> | <p>①「生命の尊厳・生命の平等」という基本的倫理を理解し、豊かな教養と<sup>(A)</sup> 高い専門能力を用いて、時代のニーズや地域で起こっている課題を理解することができる<sup>(C)</sup></p> <p>②視能訓練士として必要な知識と技術を有し<sup>(C)</sup> …他職種と連携してチーム医療を推進することができる<sup>(B)</sup> …</p> <p>③視覚分野における学術的課題を多角的視点から思考し、収集した情報を科学的根拠に基づいて論理的に分析し解決することができ、視能訓練の指導者・研究者となり得る基礎的能力を身につける<sup>(C)</sup></p> <p>④国際化に対応した幅広い知識・技術を学修し、国際的視点を持つことができる<sup>(D)</sup></p> |
| 医療学部<br>言語聴覚学科 | <p>①「生命の尊厳・生命の平等」という基本的倫理と豊かな教養を学修するため<sup>(A)</sup> …</p> <p>②保健・医療・福祉分野における関連職種の役割を理解し、チーム医療、チームケアが実践でき<sup>(B)</sup> …</p> <p>③言語聴覚療法の基礎的及び専門的な知識・技術を学修し、臨床における問題点の本質を捉え、自らの力でその問題を解決に導ける実践的能力を育成するため<sup>(C)</sup> …</p> <p>④国際的視野に立ち、周辺諸国の歴史、文化、海外保健事情を理解するとともに海外での活動を体験することができる<sup>(D)</sup> …</p>        | <p>①「生命の尊厳・生命の平等」という基本的倫理を理解し、豊かな教養と<sup>(A)</sup> 高い専門能力を用いて、時代のニーズや地域で起こっている課題を理解することができる<sup>(C)</sup></p> <p>②言語聴覚士として他職種の役割を理解し、チーム医療・チームケアを実践し<sup>(B)</sup> …</p> <p>③基礎的及び専門的な知識や技術に基づいた言語聴覚療法を実践できるとともに、言語聴覚療法の指導者・研究者となり得る基礎的能力を身につける<sup>(C)</sup></p> <p>④国際化に対応した幅広い知識・技術を学修し、国際的視点を持つことができる<sup>(D)</sup></p>                                               |



|                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>医療学部<br/>診療放射線学科</p> | <p>①「生命の尊厳・生命の平等」という基本的倫理と豊かな教養を学修するため<sup>(A)</sup> …</p> <p>②診療放射線技師として、保健・医療・福祉分野におけるチーム医療、チームケアが実践でき<sup>(B)</sup> …</p> <p>③医学、理工学さらに放射線科学の基礎的及び専門的な知識と技術を学修し、自ら思考して判断できる能力と問題解決能力を身につけるため<sup>(C)</sup> …</p> <p>④国際的な視点に立ち、周辺諸国の歴史、文化、海外保健事情を理解するとともに海外での活動を体験することができる<sup>(D)</sup> …</p>                                                  | <p>①「生命の尊厳・生命の平等」という基本的倫理を理解し、豊かな教養と<sup>(A)</sup> 高い専門能力を用いて、時代のニーズや地域で起こっている課題を理解することができる<sup>(C)</sup></p> <p>②診療放射線技師として必要な専門知識と技術をもって他職種と連携してチーム医療を推進することができる<sup>(B)</sup> …</p> <p>③基礎的及び専門的な知識や技術に基づいた診療放射線技師業務を実践できるとともに常に向上心や研究心を持ち、生涯にわたり継続して自己研鑽することができる<sup>(C)</sup></p> <p>④国際化に対応した幅広い知識・技術を学修し、国際的視点を持つことができる<sup>(D)</sup></p>                                                                                     |
| <p>看護学部<br/>看護学科</p>    | <p>①看護師・保健師として必要な豊かな人間性とアイデンティティを育成する<sup>(A)</sup></p> <p>②…看護の本質を迫及する学習に主体的かつ創造的に取り組む姿勢を<sup>(C)</sup> …</p> <p>③…保健医療福祉分野におけるチーム医療において協働できる<sup>(B)</sup> …</p> <p>④物事の本質をみつめ、幅広く学問を探究し、論理的に思考できる能力を育成する<sup>(C)</sup></p> <p>⑤科学的な根拠に基づく判断力と、問題解決ができる基礎的な看護実践能力を育成する<sup>(C)</sup></p> <p>⑥内外の健康課題を理解し、国際的な視野で問題解決を図る能力を育成する<sup>(D)</sup></p> | <p>①人間への深い関心と尊厳をもって看護の対象を理解し、看護実践の場における倫理的な対処ができる<sup>(A)</sup></p> <p>②多様な学問領域に関心を持ち、人間や健康を学際的にとらえることができる<sup>(C)</sup></p> <p>③自ら学問を探究する姿勢や学習課題を明らかにし、課題達成に取り組むことができる<sup>(C)</sup></p> <p>④看護におけるさまざまな事象に対して、論理的かつ批判的に考え行動できる<sup>(C)</sup></p> <p>⑤他者の感情や体験に共感できるような感性を磨き、人間関係を円滑に築くことができる<sup>(A)</sup></p> <p>⑥…チームの一員として基本的な看護実践ができる知識・技術・態度を持つことができる<sup>(B)</sup></p> <p>⑦国内外における看護の機能と役割を迫及する姿勢を持つことができる<sup>(D)</sup></p> |

**【自己評価】**

3つのポリシーは、平成31年（2019）開学時に設定し、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性について明確にしておき、適切に対応していると判断する。

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

#### 【事実の説明】

学科のディプロマ・ポリシーに掲げる能力を修得するため、カリキュラム・ポリシーに沿った授業科目を、総合教育科目と専門教育科目に区分している。さらに専門教育科目は専門基礎科目と専門科目から成り、専門基礎科目では専門科目を学ぶ上で基礎となる知識や技術を学ぶ科目で構成しており、一部、学科共通で開講している科目を配置している。専門科目は、学科のディプロマ・ポリシーを最終的に達成するために必要となる高度な専門知識や技術を修得する科目から構成している。

本学では、すべての学部・学科において、学科ごとに学生が国家試験の受験資格を取得することを目指しているため、科目の配置は、文部科学省及び厚生労働省令の基準に則り、かつ本学のカリキュラム・ポリシーにより定めている。本学の教育課程は、国家資格取得の要件を満たす必要があることから、教育課程全体の中でも専門科目を多く開講している。カリキュラム・ポリシーの順に示すとおり、1、2年次に医療者としての倫理観や規範的態度などを学ぶ科目を多く配置して人格形成を行い、チーム医療に欠かせないコミュニケーション能力を伸ばさせてチームワークに必要な資質・能力を養うことで、保健医療福祉専門職として必要となる資質・能力の基盤を醸成している。さらに学年が進むにつれて専門科目の配置数を増やし、基礎科目から徐々に専門性や実践力が高まるよう科目配置を工夫したうえで、最終年次には、臨床において総合的な実習が可能となるように編成している。また、グローバルな視点で、かつ社会の時流に応じて幅広く柔軟に専門分野を捉えることができるよう編成している。

カリキュラム・ポリシーに基づき配置した授業科目の教育内容・方法・評価方法については、すべてシラバスに明記している。シラバスの作成に当たっては、教務委員会において、シラバスに記載すべき共通事項や含めるべき事項とその詳細など、科目責任者がシラバスを作成するうえで認識すべき留意事項を審議し「シラバス作成のガイドライン」として決定したうえで、各教員に周知・徹底している。各科目の担当教員は、当該ガイドラインに沿ってシラバスを作成し、授業概要、到達目標、授業計画、成績評価方法、準備学修や学修へのアドバイス、オフィスアワーなど授業内容に応じた必要事項を明記している。また、科目ごとに対応するディプロマ・ポリシーを紐づけており、当該科目の目標を達成することで、学生自身が身につけるべき、あるいは、修得できるようになる資質や能力が分かるよう示している。

シラバスは、シラバス作成のガイドラインに基づき、教務委員会が記載内容の最終的な点検を行っている。記載内容に不備がある場合は、作成者である科目責任者に加筆・修正を要請している。すべてのシラバスの点検が終了次第、ホームページで公開している。

各学部・学科の履修条件は、カリキュラム・ポリシーに則り履修科目の順次性・体系性を保つよう適切に定めているほか、定期的なカリキュラム改定を通して、年次別の履修科目の適正化を図っている。

ディプロマ・ポリシーに紐づけた各科目はカリキュラム・ポリシーに基づいて配置しており、その順次性・体系性は、科目の配当年次・時期（前期・後期）、科目分類、ディプロマ・ポリシーとの関連性などを「履修系統図」として学科別に可視化し、履修要項に明示して運用している。

加えて、本学では、学修の質及び学修時間の確保のため、年間登録単位数の上限を定めるキャップ制を設定している。本学はこのキャップ制により、学則及び授業科目履修規程第3条において、原則、年間登録単位数の上限を49単位以下と規定している。これらは履修要項に明示しているほか、各学部・学科で行われている学生向けオリエンテーションでも周知している。また、本学の中期目標・中期計画の達成に向け、令和3(2021)年度から、教務委員会において教育課程の体系性を明示する目的でナンバリングの検討を開始し、令和6(2023)年度より適用している。【資料3-2-5、資料3-2-6、資料3-2-7、資料3-2-8、資料3-2-9、資料3-2-10】

#### 【自己評価】

カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系を編成するために、授業科目はすべてシラバスを作成し、履修上の必要事項を記載している。また、年間履修単位登録数の上限の設定など単位制度の実質化を保つ工夫も行っており、適切に対応していると判断する。

### 3-2-④ 教養教育の実施

#### 【事実の説明】

本学では、総合教育科目を教養科目として位置付けている。総合教育科目は「人間系」「社会系」「自然・情報系」「総合系」「外国語系」「保健・体育系」の6つに区分している。これらは、社会における医療人としての幅広い人間性の形成及び自己形成のための教養教育科目として、またグローバル化や科学技術の進展等に対応し得る統合された知の基盤を獲得することを目的として開講している。総合教育科目は、主に、初年次に開講し、バランスの良い教養を身に付け、2年次以降の専門科目の基盤となるよう位置付けている。教養科目の導入として、1年次必修科目「大学入門講座」において、保健医療福祉専門職者を目指す者の大学での学修への向かい方などを教育している。また、学科別に目指す保健医療福祉専門職者として身につけておくべき「生命倫理」、「心理学」などの知識や視点・観点を学ぶ必修科目のほか、選択科目を設けて学生が自身の特性や関心に合わせて科目を選べるように配置している。

本学の5つの教育目標 ①チームワーク、②専門性、③国際性、④人格形成、⑤実践力を踏まえた各学科のディプロマ・ポリシーの達成の基盤となる総合教育科目は、特に医療従事者として欠かすことのできない資質・能力であり、本学の教育目標の一つである「バランスのとれた豊かな人間性とコミュニケーション能力(人格形成)」を醸成するための重要な基盤となっている。その他、教育目標「チーム医療・チームケア(チームワーク)」の実現に欠かせない傾聴力や発言力などコミュニケーション能力が伸長すること、また「時代のニーズに適合した(実践力)」を身につけるうえで基礎となる資質・能力を堅持することを、総合教育科目に期待している。また詳細は、後述の図表3-2-1「本学の特長的な教育内容」で改めて示すが、国際社会への対応能力やコミュニケーション能力を涵養するために「海外保健福祉事情Ⅰ・Ⅱ」を全学生の必修科目(医療学部2年次、看護学部3年次)としているほか、外国語科目については、「医療英語Ⅰ・Ⅱ」を必修とし、加えて「韓国語」または「中国語」を選択必修として開講している。これらは、「国際社会でも活躍できる(国際化)」人材を目指す本学の特徴にもなっている。【資料3-2-11、資料3-2-12】

#### 【自己評価】

社会における医療人としての幅広い人間性の形成及び自己形成のための教養科目として、総合教育科目を開講し、教養教育を実施している。

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### 【事実の説明】

教育目標の一つに『チーム医療・チームケア』に貢献できる専門性の高い人材を養成することを掲げていることに鑑み、学部・学科の共通科目として「関連職種連携論」、「関連職種連携ワーク」、「心理学」、「コミュニケーション概論」、「リハビリテーション概論」等を開講し、他の専門職を目指す学生と共に学生時代から学ぶ機会を多く設定している。異なる学科の学生同士がグループワークで意見交換をすることなどを通じて、各職種の専門性に基づく視点・観点に触れて自身や他の職種の役割を理解することができ、学生の学修効果を高めている。これらの科目は、一例ではあるが、下表に示すとおり、異学科に所属する学生が一堂に会して学ぶ機会となっている。

図表 3-2-3 チーム医療・チームケアに資する授業科目例と履修者数（令和5(2023)年度実績）

| 科目名         | 履修者数<br>合計 | 学科別履修者数（人） |            |            |                  |
|-------------|------------|------------|------------|------------|------------------|
|             |            | 理学療法<br>学科 | 作業療法<br>学科 | 視能訓練<br>学科 | 看護<br>学科         |
| 関連職種連携論     | 231        | 42         | 42         | 41         | 106              |
| 関連職種連携ワーク   | 222        | 42         | 40         | 41         | 99               |
| 心理学         | 154        | 45         | 42         | 42         | 25 <sup>*1</sup> |
| コミュニケーション概論 | 116        | 4          | 1          | 0          | 111              |
| リハビリテーション概論 | 129        | 45         | 42         | 42         | — <sup>*2</sup>  |

摘要 \*1 選択科目のため他の科目と比較し少数。

\*2 カリキュラム対象外

授業方法については、講義、演習、実習及びゼミの授業形態をバランスよく組み込み、初年次から専門科目に向かって、学修上の付加価値が構造的に積み上がる教育課程を編成している。それぞれの学部の備える教育機能も十分に活かし、教育目標を達成できるように工夫している。併せて、各学部・学科で「履修系統図」を作成して順次性・体系性を整理して明示している。また、授業科目を分類して適切な番号を付したナンバリングにより、卒業までに身に付けるべき知識や技術を得るための授業科目や各授業科目の関連性などを可視化することで、カリキュラム体系を学生に理解してもらう工夫を施している。さらに、社会のニーズを捉えた実践的な能力を培うべく、反転学習やグループ学習などのアクティブ・ラーニングを取り入れた授業方法を実施している。いわずもがな、全学科で開講している演習・実習は、主体性・能動性が必要な科目であり、全てアクティブ・ラーニングに該当する。これらにより、本学の建学の精神や基本理念に沿った、より専門性の高い人材の育成を実現している。

教授方法等の改善に向けた全学的な取り組みとして、FD（Faculty Development）・SD（Staff Development）推進委員会が、教員研修会を実施している。また、学生・教員間の

双方向的な改善システムとして、毎学期、学生による「授業評価アンケート」を組織的に  
行い、その結果を各教員が授業を通して授業評価結果を学生にフィードバックしたり、各  
学科において教員の評価を比較検討したりして授業内容・方法の改善・向上に努めている。

本学の教育課程における取組み、実施方針・実施方法などは、履修要項、授業時間割、  
シラバスに明示するとともに、Web サービス学生支援システム（Campus Plan Portal）を  
利用し、各新学期のオリエンテーションにおいて、それぞれの書面を用いて、または口頭  
にて説明の上、学生及び教職員に周知し、アドバイザー制度等を活用した個別面談を実施  
し、履修登録内容等についても指導・助言を行うなどきめ細かな学修支援を行っている。

教授方法の工夫の一つとして、学部共通科目の一部は、学部間で同時双方向遠隔授業シ  
ステムを活用してつなぐ ICT（情報通信技術）や、インターネット上で講義を視聴し単位  
が取得できる VOD（ビデオ・オン・デマンド）配信授業を開講している。

また、LMS（Learning Management System）として Google 社の Google Workspace for  
Education Fundamentals を活用し、様々なアプリケーションを用いて、学生の理解度を確  
認しながら学生と教員との双方向による授業を展開している。本学の授業運営において、  
主に使用されているアプリケーションと使用方法は、下表のとおりである。【資料 3-2-13、  
資料 3-2-14】

図表 3-2-4 主要アプリケーションの使用等方法等

| 名称             | 使用方法等                                                                                                                         |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① Classroom    | 講義毎に、オンライン上にコミュニティを作成し、講義資料配布<br>や課題提出、オンライン講義時の情報を共有する等、講義運営に広<br>く用いられている。また、Classroom 参加に必要なコードはシラバ<br>スに明記し、学生への周知を図っている。 |
| ② Forms        | 主としてアンケート機能を有するアプリケーションで、本学では<br>機能を応用し、講義のミニッツペーパーや小テストに活用している。<br>また、授業展開を検討する際に講義テーマへの認識度を学生に確認<br>するなど事前アンケート等に活用されている。   |
| ③ Drive<br>その他 | 学修ポートフォリオの作成を Google Workspace for Education<br>Fundamentals 上にある Drive や先に挙げたアプリケーションを用い<br>て作成するよう指導している。                   |

さらに、看護学科においては、「Nursing Skills システム」を導入している。本システ  
ムは、エビデンスに基づいた最新の看護手順書と著名な講師陣による最新知見の動画講義  
を備えた看護技術に特化したシステムであり、講義における使用や学生の自修の質を高め  
るための e ラーニングシステムとして活用している。【資料 3-2-15】

これら ICT を活用した仕組みにより、学生は、パソコンやタブレットなどのデバイスと  
wi-fi 環境さえ整えば、いつでも、どこでも、主体的に学ぶことが可能となっており、科

目責任者とのやりとりを通じて、個々の学科のディプロマ・ポリシーの到達を目指した深い学びにつなげている。大学構内は、wi-fi を完備しており、自学自習に最適な環境を整えている。学修にあたって学生自身が準備・活用すべきデバイスについても、BYOD (Bring Your Own Device) の意義を踏まえたうえで、学生のオリエンテーションの際に周知している。【資料 3-2-16】

次に、効果的な学修を目指して設計・実施している特長的な教育内容を下表に示す。

図表 3-2-5 本学の特長的な教育内容

| 特長的な教育                                 | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 入学前教育                                | テキストや DVD 教材を使用し、入学時に最低限修得しておくべき基礎的な科目の補完及び学修意欲の向上を目的として、推薦入試入学手続者を対象にレポート提出等の課題を課すなどの入学前教育を実施している。【資料 3-2-17】                                                                                                                                                                                                                                                            |
| ② 初年次教育                                | <p>初年次において「大学入門講座」を全学部・学科必修科目として開講している。高校までの「受け身の勉強」から大学での「自主的な学び」へと学修スタイルを転換する重要性について理解を促し、大学で学ぶことの意義、学修スキル、学生生活の自己管理方法などを学び、新しい学生生活に円滑に適応していく能力を高められるよう工夫している。【資料 3-2-18】</p> <p>また、「学修ポートフォリオ」を令和 5（2023）年度に検討し、令和 6（2024）年度から導入している。初年次から自己省察を繰り返すことや PDCA サイクルの重要性を理解させることにより、学生一人ひとりが卒業後の社会人生活において不可欠な主体的学びに必要な基礎的知識と積極的な学びの姿勢を初年次から身に付けられるよう工夫している。【資料 3-2-19】</p> |
| ③ IPE<br>(Interprofessional Education) | <p>本学の教育理念の実現に貢献する科目の一つとして IPE（専門職種連携教育、関連職種連携教育）がある。</p> <p>在学期間中、学部・学科の学生には、生命と尊厳ある「人間」を中心とした保健医療福祉の連携と協働に基づく総合的なサービスの提供者としての存在意義を明確に理解させたうえで、専門職優位の考え方から患者・利用者中心の考え方へ、そして目標達成を重要視した問題解決型への転換を図り、地域社会への貢献などを実現するための方法を学ばせる。また、患者・利用者が暮らしや人生の中で持っている価値観や規範を尊重し、専門領域に関する基礎知識・技術の修得を基盤とした多領域に関する理解、総合的で幅広い知識と</p> <p style="text-align: right;">（次頁に続く）</p>                |

|                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(つづき)</p> <p>③ IPE<br/>(Interprofessional Education)</p> | <p>技術を身に付けそれらを応用して連携・協働する能力、トータルなサービスを提供できる能力を涵養する。併せてコミュニケーション、チームワーク、演習を通して連携技法等を修得する。これらの教育は他の多くの科目と同様、知識や理論を修得するための講義と、知識及び技術とその実践方法を修得するための演習から構成され、各学科の専門職としての臨地実習に活かしている。</p> <p>講義科目「関連職種連携論」では、専任教員と臨床系教員が一体となって教育に当たる。【資料 3-2-20】</p> <p>問題解決型学修に相当する「関連職種連携ワーク」では、専任教員が専門領域を問わず指導する体制を構築し、学修を支援する。各学部・学科学生の混合チームを編成し、学生が自己学修・自己評価を行う PBL (Project Based Learning) チュートリアルによる授業を展開しており、大学全体に活力を与える機会となっている。授業期間中に学修成果発表会を実施し、優秀な成果を挙げたチームを表彰するなど、学修意欲を刺激する工夫をしている。【資料 3-2-21】</p>                                                                                                                                          |
| <p>④ 早期体験実習と臨床教育</p>                                        | <p>保健医療福祉専門職を育成するための効果的な教育方法の両輪となるのは、知識・理論を修得するための講義と、知識・技術とその実践方法を修得するための臨床実習である。教育課程では、早期体験実習 (early exposure) をはじめ、臨床実習の充実を図ることが重要である。本学では、各学部・学科の臨床実習施設として、グループ関連施設を積極的に利用している。</p> <p>学科によって1年次から4年次までの臨床実習カリキュラム内容に違いはあるが、各学科とも1、2年次に基礎的な実習を実施し、3、4年次の評価実習・総合実習に移行するという段階を踏む。</p> <p>1、2年次の基礎的な実習は、関連病院・関連施設を活用し、現場の実習指導者と連携を取りながらそれぞれの施設の機能と専門職の役割等について、丁寧に指導することを目標としている。さらに各学科に臨床実習ガイドラインの作成や臨床実習指導者会議の開催を通して、実習指導者に大学での教育内容を的確に伝え、講義と臨床実習の内容に密接な関連性を保つよう努めている。3、4年次の比較的長期にわたる評価実習・総合実習においても、グループ関連施設を活用することで、教員による評価・治療のモデル提示等を通じて、学内施設では実現が難しい知識・理論・技能の関係をより具体的に捉えさせることができる。【資料 3-2-22、資料 3-2-23、資料 3-2-24、資料 3-2-25】</p> |

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>⑤ 国際性</p>    | <p>語学力の向上を目指す学生が自主的に取り組めるよう、各種の選択科目を置く方針を採っている。必修科目では専門職に必要な講読能力の向上を目指し、選択科目では作文・会話の向上を目指し、学生の修学状況に合わせ、段階的にレベル向上を図ることができるように科目を設定している。なお、外国語は中国語、韓国語などの科目も置き、英語だけでない語学教育の充実を図っている。また英語学習教材「CALL (Computer Assister Language Learning)」システムを導入し、学生の自主学習を促す環境を整えている。</p> <p>また、国際性を培う教育方法として、必修科目「海外保健福祉事情Ⅰ・Ⅱ」、語学教育、国際性を養う総合教育科目などがある。「海外保健福祉事情Ⅱ」は、学生がベトナム、オーストラリア、タイ、中国などに海外研修に行き、その国の保健福祉事情を学びながら実践力を高める工夫を行っている。研修終了後、修了証を交付するとともに、研修成果を、本学のニューズレターへの掲載や学内にポスターを設置し伝えることで、学修意欲を向上させる工夫をしている。なお、開学以来の参加実績を含め、後述する「Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価 基準 A. 国際性」にて改めて詳述する。【資料 3-2-26、資料 3-2-27、資料 3-2-28】</p> |
| <p>⑥ 情報教育</p>   | <p>総合教育科目として「大学入門講座」「データサイエンス」などの演習を含む科目を置き、1人1台のパソコンを配備した情報処理室で授業を開講している。学生時代から、医療情報への関心を喚起するとともに、「医療と ICT」では、統計ソフトの演習やバーチャルホスピタルの構築と電子カルテの応用など、実際に役立つ知識・技術の教育に力を注いでいる。【資料 3-2-29、資料 3-2-30、資料 3-2-31】</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>⑦ ボランティア</p> | <p>学生の自主的な発想や活動を促すため、ボランティアに関する科目「ボランティア論」、「ボランティア実践」を設定するとともに、実際のボランティア活動についても奨励している。特に「ボランティア実践」は、ボランティアの実施後に学生が科目責任者に提出する「ボランティア手帳」と「ボランティア実践申請書」により成績評価を行っている。学生は、これらの活動を通して調和のとれた人格を形成するとともに、自由な発想の大切さを学んでいる。【資料 3-2-32、資料 3-2-33、資料 3-2-34、資料 3-2-35】</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

## [自己評価]

本学では実践的な能力を培うべく、社会のニーズを捉えた実践的な教育課程は、アクティブ・ラーニングを取り入れた授業方法を実施するなど、工夫して行っており、また、教



授方法の改善について FD・SD 推進委員会を組織し、適切に運用するとともに、毎学期学生による授業評価アンケートを実施するなど、教授方法の工夫・開発と効果的な実施について適切に対応していると判断する。

### (3)3-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学は保健医療福祉専門職の育成を目指すことから、その教育課程、教育内容については、整合性を取りつつ体系的に編成し、カリキュラム・ポリシーを達成するための工夫を施し、定期的なカリキュラム改定を実施しながら改善に努めていく。特にグローバル人材教育として、語学教育の充実化を図るだけでなく、総合教育科目の中でも英語を取り入れた教育を推進する。

本学の特色である実践教育をさらに充実させるため、学部と関連病院・施設との連携の在り方を早期に検討し発展させ、実践的な教育体系の構築に努める。

## 3-3. 学修成果の点検・評価

### 3-3-① 3つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

#### (1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

#### (2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 3-3-① 3つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

#### 【事実の説明】

学修成果の点検評価のためアセスメント・ポリシーを定め、全学レベル・教育課程レベル・授業レベルの3つのレベルごとに複数の指標を用いて、3つのポリシーが適切に運用できているか定期的に確認している。【資料 3-3-1】

まず、授業レベルでは、「成績評価」、「学修ポートフォリオ」、「授業評価アンケート」の3つの指標を定め、点検・評価に活用している。

成績評価に関しては、各学部・学科が提供するすべての科目において、シラバスに授業の到達目標、授業計画、評価方法を明確に記し、授業科目履修規程及び教務内規に沿って運用している。シラバスは、学生に Web サービス学生支援システム (Campus Plan Portal) にて周知しており、かつ初回の授業時においても、その内容を学生に伝達した上で授業を展開している。シラバスに記載された授業の到達目標の達成状況は、定期試験、レポート、演習・実習、及び平素の修業状況を加味した上で科目担当教員が、秀 (S)、優 (A)、良 (B)、可 (C)、不可 (D) で評価を行い、学期末に単位認定している。なお、必修科目が不可である場合は、当該科目の再履修を課して、授業の目標の達成度を確認している。【資料 3-3-2、資料 3-3-3】

さらに、令和 5 (2023) 年度には、全学の質保証について責任を負う組織である大学質保証推進委員会において、別途、IR 推進室が行った令和元 (2019) 年度から令和 3 (2021) 年度までの各年度の入学者に関する学科別の GPA 推移の分析結果が報告され、それぞれの

学科の GPA 分布の特徴や卒業に影響を与え得る GPA 値などを点検・評価した。IR 推進室の分析結果については、今後の学科の教育活動に活かすよう学長が各学科長に指示した。【資料 3-3-4、資料 3-2-5、資料 3-2-6、資料 3-2-7】

「授業評価アンケート」は、令和元(2019)年度の開学時から全学的に実施し、教育目標の達成状況を学生の視点からも評価して科目担当教員にフィードバックし、授業の改善に活かしている。この授業評価アンケートの様式・設問は、講義科目、演習科目、臨地実習科目で多少の区分をしており、前期及び後期の授業終了後、学期前半 8 コマ終了後に実施している。授業評価アンケートは、授業方法や授業運営についての設問について選択式回答の構成となっており、さらに自由記述欄を設けて設問以外に関しても学生の意見を汲み上げるよう努めている。【資料 3-3-8】

教育課程レベルの点検・評価の指標の一つとして、「学修行動調査」を掲げ、令和 5(2023)年度から学生の学修状況を調査し把握に努めている。調査結果は、教務委員会及び IR 推進室において、学科ごとに分析・評価し、学科間の教育の平準化や改善活動に活かしている。

【資料 3-3-9、資料 3-3-10】

本学は医療福祉の専門職を養成する大学であることから、学内実習や学外実習などの実習も重視し、実習前に必要な基礎学力や技能の達成状況を確認する目的で、CBT (Computer Based Testing: コンピュータによる共用試験)、OSCE (Objective Structured Clinical Examination: 客観的臨床能力試験) を実施している。OSCE の実施に当たっては、各学部・学科で実施内容を検討し、評価項目や評価基準についても明確にして客観的に評価している。なお、CBT・OSCE の合格に不安のある学生については学生が臨床実習に臨む前に個別に指導している。

専任教員は年度末に「教育研究活動報告書」を作成して報告することになっているが、その中に、①教育目標がどれだけ達成されたと判断するか、②教育内容に対する学生の興味や学修意欲の喚起、③授業の反省並びに次年度に向けた改善すべき点について記載し、教育目的の達成状況を教員自らが振り返る機会を設けている。本学では同時に、所属長である学部長や学科長が、この教育研究活動報告書をレビューするシステムを構築している。

【資料 3-3-11、資料 3-3-12、資料 3-3-13】

#### 【自己評価】

学部・学科のすべての科目において、シラバスを作成し、授業の到達目標、授業計画、評価方法を明記している。また、学生自身の学修状況を把握して改善につなげるため「学修行動調査」による調査を実施している。

本学は、医療福祉の専門職を養成する大学であることから、実習前に必要な基礎学力や技能達成状況を確認するために、CBT・OSCE を実施し、学修成果を点検し、学生の指導に役立てている。

以上のとおり、適切に対応していると判断する。

### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

#### 【事実の説明】

アセスメント・ポリシーに示す教育課程レベル、全学レベルの各指標は、学科ごとの点

検・評価や全学的な自己点検・評価において活用している。年度末に発行する全学の点検・評価報告書において各学科等の点検・評価は、学籍異動の状況や学修支援の状況などを踏まえて点検した結果を記載しており、休学率や留年率、国家試験合格率などの指標は、その際にも活用している。年度ごとの点検・評価報告書は、ホームページを通じて公表している。【資料 3-3-14、資料 3-3-15】

教育課程レベル、授業レベルでの評価指標としている授業評価アンケートの結果については、学生の自由意見も含めて科目担当教員にフィードバックしている。学部長・学科長に対しても報告しているため、各学部・学科間において比較検討することができる。学部長・学科長は、アンケート結果を分析、レビューする責務があり、必要に応じて科目担当教員の指導を行っている。

開学時から、この授業評価アンケートを用いて「グッドティーチング賞」を実施している。授業評価アンケートにおいて高得点を獲得した教員の栄誉を讃えて表彰するものである。グッドティーチング賞受賞教員は、当該科目に関する授業の工夫や展開などについて教員研修会で口頭発表している。このようなフィードバックシステムによって、全教員が各々の教育内容と方法を見直し、授業改善のための参考にしている。グッドティーチング賞の授賞については、本学のホームページで公開することで、学生や保護者に対しても評価結果をフィードバックしている。【資料 3-3-16、資料 3-3-17、資料 3-3-18】

さらに、令和 3（2021）年度第 4 回教育研究戦略会議において、卒業時の学修成果の可視化ツールである「ディプロマ・サプリメント」の発行を決定したことを受け、教務委員会のカリキュラム部会でディプロマ・サプリメントの記載項目、発行方法・手順等を検討し、教務委員会、IR 推進室、学務課による教職協働体制で、本学の中期目標・中期計画の実施に沿うように、令和 5（2023）年度の卒業生から配付を開始した。現行のディプロマ・サプリメントの記載項目は、5 段階の成績評価のうち不可を除いた「秀・優・良・可」の各成績の取得科目数、学年ごとの平均取得 GPA 値、ボランティア活動や部活、学生会などの課外活動での実績などとし、入学から卒業までの正課と正課外での学修成果を総合的・網羅的に確認できる項目としている。ディプロマ・ポリシーの達成度については、「学習態度」、「知識・技術力」、「人間性」の 3 項目に俯瞰的・包括的に評価した結果を、学生自身が 1～10 の段階で自己評価する仕組みとしている。なお、各学科のディプロマ・ポリシーは、全学共通の 5 つの教育目標との整合を図っており、「学習態度」、「知識・技術力」、「人間性」は、ディプロマ・ポリシーを教育目標に昇華させた形で、次表の各要素に相当するものとした。ただし、いずれの項目にも、ディプロマ・ポリシーないしは教育目標の要素は少なからず含まれており、今後、ディプロマ・ポリシーに示す資質・能力を明確に定義したうえで、科目との連動性やアドバイザー教員からの他者評価の記載等も視野に入れ、ディプロマ・サプリメントの更新について検討していくこととしている。【資料 3-3-19、資料 3-3-20、資料 3-3-21】

図表 3-3-1 ディプロマ・サプリメントに示す達成度評価を行う教育目標の要素

| ディプロマ・サプリメントに示す<br>達成度評価の項目 | 相当する教育目標の要素<br>※ただし、いずれの項目にも各要素を少なからず含む。 |
|-----------------------------|------------------------------------------|
| 学習態度                        | 人格形成、チームワーク                              |
| 知識・技術力                      | 専門性、実践力、国際性                              |
| 人間性                         | 人格形成                                     |

### 【自己評価】

「授業評価アンケート」を行い、結果を担当教員のほか学部・学科長で共有し、必要に応じて科目担当教員の指導を行うとともに、「グッドティーチング賞」を設け、評価の高い教員を表彰の上、公開し、教育内容方法、学修や研究指導の改善につなげるなど、適切に対応していると判断する。また「ディプロマ・サプリメント」の発行を開始し、卒業時の質保証に向け、多面的・総合的に学修成果を評価しており、適切に対応していると判断する。

### (3)3-3 の改善・向上方策（将来計画）

学生に対する授業評価アンケートを継続して実施していくとともに、IR 推進室と連携して、入学試験の区分、各学年の成績、国家試験受験結果まで追跡し、入学試験、教育内容及び国家試験対策などの方法、内容を適宜見直していく。

また今後は、教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバックについて更なる質向上に向け、卒業生に対してもアンケートを実施していく。

### 【基準 3 の自己評価】

教育目標を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、履修要項、ホームページに公表している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等を適切に定め、厳正に適用している。また、履修科目登録数の上限を適切に設定し、単位制度の実質化を保つ工夫を行っている。

ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは一貫性を確保している。これを履修要項、シラバス、ホームページに公表している。ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの関連を示すため、科目への記号付与（ナンバリング）や履修系統図を整備し、履修要項、シラバス、ホームページに公表している。シラバス作成の際には科目責任者と複数の教職員で確認するシステムを構築し、シラバスを適切に整備する仕組みを構築している。

教授方法の改善については、主に FD・SD 推進委員会を中心に教員の授業改善に向けた研修会や学生の授業評価アンケートの実施を踏まえ、適宜全教員に見直しを促している。

また、学生の学修成果を点検・評価し、教務委員会、学部長・学科長会議、教授会（代表者会議）で情報共有を行っている。アクティブ・ラーニングについては、シラバスに記載し、実際の授業内容・方法に適応していることを確認している。学生への学修成果のフィードバックを行う際にはGPAやディプロマ・サプリメントを踏まえた学修成果の可視化に努めている。

以上のことから、基準3は満たしていると判断する。

## 基準 4. 教員・職員

### 4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

#### 【事実の説明】

本学では、学則第 11 条で「学長は、校務をつかさどり所属職員を統督する。」とし、同条第 2 項で「学長を補佐するため、副学長を置くことができる。」と規定している。大学全体の教育活動に係る企画・実行・評価・改善について、学長が校務におけるリーダーシップをさらに発揮して、確固とした教学マネジメント体制を構築するため「福岡国際医療福祉大学ガバナンス・コード（以下、「ガバナンス・コード」という。）」を令和 3（2021）年度に策定した。ガバナンス・コードでは、「第 3 章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）」において、学長の責務（役割・職務範囲）と学長補佐体制（副学長・学部長）について明示し、さらに、同章に教授会の役割についても明示している。

特に、教学マネジメントの観点から、教学に係る大学運営上の意思決定を、学長が迅速かつ的確に行えるよう、開学当初から、副学長を配置している。副学長は、5 学科を抱える医療学部の学部長でもあるため現場の教員に近く、教育活動を直接的に審議・決定する教務委員会等の各種委員会において委員を務めることで、学科と全学との両方の観点から審議に加われるよう配置している。

本学では、教学に関わる内容を含めた大学の中長期的な視点による将来構想を 5 か年での「中期計画・中期目標」として、網羅的・一元に集約して整理し、理事会で決定し、当該計画を単年度ごとに、実行、点検評価することで教学マネジメントを機能させている。

学長は、学則に定める大学の目的達成のために、教授会（代表者会議）、管理運営委員会、学部長・学科長会議等の主要会議において議長を務め、各会議、委員会における合意事項に基づき審議・議決を行い、理事会で決定された方針に沿った大学運営の権限を有するとともに、その責任を負っている。

教職員及び学生の意見・要望に対しては、各学科、委員会、事務担当課が汲み上げたものを意見の内容に照らして適切な委員会等で審議し、学長のリーダーシップの下、迅速に取り組み、改善し、フィードバックする体制を構築している。

中期目標・中期計画を確実に実行するため、令和 3（2021）年度には、大学の教育研究及び運営上、必要な各種方針について学長裁定で定め、さらに令和 5（2023）年度には、学長の重点項目 7 箇条を示して各種方針との関連を学内に周知しつつ、中期計画を点検・評価しながら教学上の諸施策を推し進めている。【資料 4-1-1、資料 4-1-2、資料 4-1-3、資料

4-1-4、資料 4-1-5、資料 4-1-6、資料 4-1-7、資料 4-1-8、資料 4-1-9、資料 4-1-10、資料 4-1-11、資料 4-1-12、資料 4-1-13、資料 4-1-14、資料 4-1-15】

図表 4-1-1 学長の示す重点項目 7 箇条と各種方針の関連

| 条番号   | 重点項目                        | 関連する各種方針                        |
|-------|-----------------------------|---------------------------------|
| 第 1 条 | 親身ある学生指導・教育の充実と公表           | 広報活動に関する基本方針                    |
| 第 2 条 | 教職員の資質向上と教育（方法・内容）の充実       | 教職員の人材育成の目標・方針<br>FD 推進に関する基本方針 |
| 第 3 条 | 連携教育の充実と学生、教職員、関連グループ間の連携強化 | 産学連携に関する基本方針                    |
| 第 4 条 | 国際交流の充実（海外研修）               | 国際化推進ビジョン                       |
| 第 5 条 | 外部資金の獲得とプロジェクト研究等の推進        | 研究活動に関する基本方針                    |
| 第 6 条 | 戦略的事務運営と広報の展開               | 広報活動に関する基本方針（再掲）                |
| 第 7 条 | 社会貢献（地域）                    | 地域連携推進に関する基本方針                  |

### 〔自己評価〕

学長は、業務執行において教育研究に関する各種会議・委員会を統括し、大学の意思と業務執行において適切にリーダーシップを発揮している。さらに、副学長を配置するなど、学長のリーダーシップを補佐する体制を整備していると判断する。

## 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

### 〔事実の説明〕

教育研究に関する重要事項を審議する組織として、学部教授会（代表者会議）を置いている。学則第 15 条に教授会を置くことを規定し、さらに教授会規程第 3 条第 1 項に、教授会に「代表者会議」を置くことができると規定し、同条第 2 項では代表者会議は、副学長、学部長及び学科長等の意見を聴いて、学長が指名した者をもって構成すると規定している。また、同条第 5 項に、代表者会議による議決をもって教授会の議決とすることができる、と規定しており、学部においては、教授会（代表者会議）が、学生の身分に関する事項、卒業及び進級の課程の修了に関する事項、入学試験に関する事項等を審議している。教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要な事項については、学長

裁定で定めている。

教授会（代表者会議）の審議は、学長の諮問機関である各種委員会で検討した内容について、さらに学部ごと又は複数の学部にまたがって設置している「学部長・学科長会議」での審議を経た後に行われる。

委員会は、諸規程でそれぞれの目的を明確にした上で、教務委員会、学生委員会、FD・SD推進委員会等の各種委員会を組織しており、教育の充実に資する企画提案等を行っている。【資料 4-1-16】

#### 【自己評価】

教授会規程をはじめ、諸規程により、各審議機関の役割、位置付けや権限と責任を明確にするとともに、副学長を置いて、相互の機能分担・連携協力により全学的な教学マネジメントを実現する体制を確立するなど、教育研究に関わる学内意思決定及び教学マネジメントは、適切に行われていると判断する。

### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

#### 【事実の説明】

職員の所掌事務と事務分掌に関しては、学校法人高木学園事務組織規程並びに福岡国際医療福祉大学事務組織規程に明文化している。組織上、事務部門は、法人事務局と福岡国際医療福祉大学事務部に分かれている。

事務分掌については、福岡国際医療福祉大学事務組織規程に規定しており、事務部各課等の所掌事務について明確に定めるとともに、学校法人高木学園就業規則に定める手続きにより採用した職員を適正に配置している。

本学の管理運営に関する重要事項を審議し、理事会と教授会（代表者会議）との連絡・調整を図る教学マネジメントの重要な柱として管理運営委員会を設置し、開催している。同委員会は学長が毎月招集し、副学長、学部長、学科長、常任理事及び事務部の代表者が出席し、学則・組織・施設・学生の身分などに関する重要事項を審議している。これにより経営方針が明確に教職員に伝達されるとともに、現場の声が経営陣にフィードバックされる体制を構築している。

なお、各事務部門への職員の配置については、業務内容等を精査・考慮し、職員に過度の負担が生じないよう必要に応じて、業務の見直しや職員の配置換え、増員等、随時見直しを行っている。【資料 4-1-17、資料 4-1-18、資料 4-1-19、資料 4-1-20、資料 4-1-21】

#### 【自己評価】

教学マネジメントの遂行に支障が生じないよう、各事務部門の所掌業務の明確化と職員の適切な配置に努めるなど、教職協働による円滑な大学運営が行われていると判断する。

### (3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も各委員会の整備と開催、教員と事務職員との密接な連携・協力関係の構築について不断に留意しながら、必要に応じ更なる整備・見直しを図るなど、教学マネジメントの円滑な遂行に努めていく。



## 4-2. 教員の配置・職能開発等

### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

#### (1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

#### (2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

#### 【事実の説明】

高等教育機関である大学の使命に基づき、また本学の建学の精神や基本理念の実現のため、カリキュラム・ポリシーに則した教育プログラムや学位プログラムの遂行に必要な教員については、大学設置基準及び各職業資格関連の指定基準に定められた専任教員数を上回って配置している。

教員の採用及び昇格は、福岡国際医療福祉大学教育職員の職制及び任免に関する規程に基づき、人格、学歴・職歴及び学術上、教育上の業績等を考慮して行っている。特に本学では医療福祉専門職の養成を行っていることから、より実践的な教育の実現のため、教育経験のみならず、臨床経験が豊富な人材を積極的に任用している。

採用のプロセスでは教員編制に偏りが出ないように推薦と公募の二つの方法を併用し、丁寧な面接を実施し、福岡国際医療福祉大学人事委員会規程に規定する人事委員会の審議を経て、理事長が任命する。

本学では、福岡国際医療福祉大学教育職員の任期に関する規程に基づく任期制を導入しており、毎年度の人事評価により任期の更新及び昇任を行い、教員の研究・教育活動の活性化を図っている。公平な人事評価を行うため、毎年教員が作成する「教育研究活動報告書」を基に、人事委員会が当該教員の評価を総合的に確定する人事評価制度を運用している。【資料 4-2-1、資料 4-2-2、資料 4-2-3、資料 4-2-4】

#### 【自己評価】

教育目的及び教育課程に即して必要な専任教員については、大学設置基準等に定める必要専任教員数を上回って配置するとともに、教員の採用及び昇格等は、関係規程に基づき厳格に運用しており、適切に対応していると判断する。

### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

#### 【事実の説明】

教員に対しては、授業改善、研究費申請、研究倫理等に関する FD を実施している。FD に関しては、学則第 4 条に「本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行う。」とし、さらに、学校法人高木学園大学教員就業規則第 56 条に「教員は、職務に支障を来さない限り出席しなければならない」として出席を義務付けている。

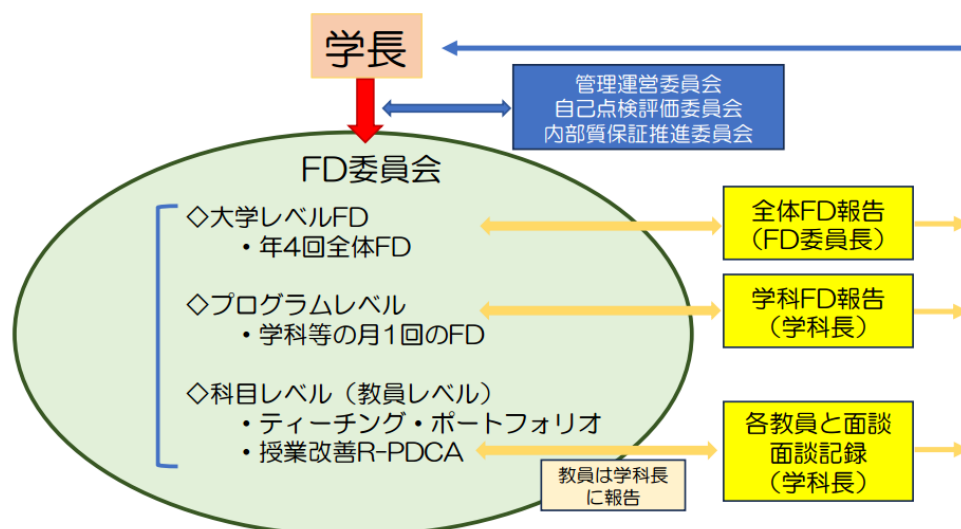
特に、教育内容・方法等の改善及び教員の資質・能力の向上を目指し、FD・SD 推進委員会を設置して FD を実施している。FD・SD 推進委員会は、大学の各種方針の一つである「福

福岡国際医療福祉大学教職員の人材育成の目標・方針」に掲げる本学の教員として必要となる教育・研究及び大学運営に関する資質・能力の伸長のため、FD 年間計画等を検討し企画・実施している。令和 5（2023）年度には「福岡国際医療福祉大学における FD の推進に関する基本方針（以下、「FD 推進基本方針」という。）」を定め、機関レベル（大学）、教育課程レベル（学科）、科目レベル（教員）の各段階に応じた FD を実施し、組織的及び継続的な改善につなげることを更に明確にした。具体的には下表の取り組みを行うこととしており、各レベルの FD の取り組みを実施した後は、FD/SD 委員長が学長に実施結果を報告し、学長が教育改善に係るリーダーシップを発揮できるよう管理運営委員会、自己点検・評価委員会、内部質保証推進委員会において、改善事項等に係る意見を求めることとしている。

図表 4-2-1 FD 推進基本方針に定めるレベル別の取り組み

| レベル             | 取り組み                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 機関レベル<br>(大学)   | FD 推進委員会が大学全体としての FD を年 4 回以上開催する。うち 1 回は学生の授業アンケートの評価点が高い「グッドティーチング賞」を受賞した教員による発表報告会とする。                                                                                                                        |
| 教育課程レベル<br>(学科) | 学科内の教員により月 1 回以上開催する。なお、FD の内容は学科特有の課題を含むものとし、臨床実習や教育方法等をテーマとして実施する。学期末には、その実施報告を学長に提出するものとする。                                                                                                                   |
| 科目レベル<br>(教員)   | 各教員は年度末に、ティーチング・ポートフォリオとして自身の教育活動について自己省察した内容を含めた「教育研究活動報告書」及び「授業改善 R-PDCA 報告書」を学長及び学科長等に提出するものとする。学科長等は、上記の 2 つの報告書のサマリーを記載した教育研究活動報告書及び授業評価アンケート等を参照して当該教員と面談を行い、教育改善指導に努めるものとする。面談実施後は、学長へ指導内容及び改善点等について報告する。 |

図表 4-2-2 FD 体系図



特に、年間、複数回、大学全体で開催する「教員研修会」では、教育方法の改善につながる実践例に関する講演やグループディスカッション等を行い、開催が定着し全学的な教育改善の取り組みとして成果を上げている。また、各教員が担当科目について学生からの授業評価アンケートを確認し、より良い教育を展開することを目的として「授業改善 R-PDCA 報告書」の作成を義務付けている。上表に示すとおり、教員研修会のうち1回は、「グッドティーチング賞」受賞教員による発表報告会を行っている。

さらに、「福岡国際医療福祉大学セミナー」を開催し、各教員の臨床・教育・研究の取り組みに関する発表を行っている。所属学科を超えた共同研究の推進及び教育方法に関する意見交換の場として機能しており、特に若手教員の資質及び能力向上の一助となっている。

所属学科を超えた共同研究も推奨しており、学会誌へ論文投稿や学術大会でのシンポジウム、口述発表、ポスター発表などを通じ、特に若手教員の資質及び能力向上の一助となっている。教員を対象とした学内開催の研修会や講演会は年間を通じ計画的に開催しており、教員の外部研修への参加も推奨している。【資料 4-2-5、資料 4-2-6、資料 4-2-7、資料 4-2-8、資料 4-2-9、資料 4-2-10、資料 4-2-11】

#### 【自己評価】

教育方法の改善及び教員の資質向上を目指し、FD・SD 推進委員会を設置し、教員の研修の実施などの企画や見直しを行っている。また、教員を対象とした学内研修会や講演会は、年間を通じて計画的に開催しており、教員の外部研修への参加も奨励している。

以上のことから、FD 等について組織的に取り組み、改善を図りながら、効果的に実施していると判断する。

#### (3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教員数については、学部教育に必要な教員数を配置し、一部学科の学年進行とともにさらに充実させていく。本学の多くの学生が目指す医療福祉専門職に必要な高い実践的能力の育成のため、専任教員への FD も活性化させていく。

### 4-3. 職員の研修

#### 4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

##### (1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

##### (2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 【事実の説明】

職員については、「福岡国際医療福祉大学教職員の人材育成の目標・方針」に沿って、各部署での OJT (On-the-Job Training) 研修の実施や外部機関等が主催する研修等への参加を推奨している。FD・SD 推進委員会は、学長が指名する専任教員、理事長が推薦する者、総務課長、学務課長、その他学長が必要と認めた者を構成員とし、SD 活動が持続的に実行されるよう活動の立案・実施・情報収集及び提供について審議すると規定されており、職

員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の円滑な実施を図ることを目的としている。

具体的には、毎年、新規採用職員に対しては辞令交付式の際に理事長及び学長より建学の精神や運営方針、職員への期待等の講話がなされ、職員が教育、医療、研究、地域貢献、大学運営等において自らの使命を自覚し大学の発展に寄与することの重要性について認識する機会を設けている。また、個別に所属長及び総務課の担当職員から、現在の私学を取り巻く状況や関連法令及び諸規程等及び事務手続き等の詳細を説明等、業務における導入知識を得る機会を設けている。

なお、例年、担当する実務分野の知識習得に役立てることを目的として、日本私立大学協会等で実施されている各業務の専門性に特化した研修会に積極的に参加できるよう該当する実務担当者や管理職に開催通知を案内している。令和 5（2023）年度においては他大学との意見交換や情報収集の場として日本私立大学協会主催の初任者研修に本学より 2 名参加した。

教育研究活動等の適切かつ効果的な運用を図るため、大学職員として必要な知識及び技能の習得を目的としたテーマ別の SD 研修を全教職員対象で実施している。また、専門業務に関して外部機関が主催する説明会や研修会に積極的な参加を促しており、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和 3（2021）年度以降においてはオンライン研修を活用することで研修の機会を確保した。【資料 4-3-1、資料 4-3-2、資料 4-3-3、資料 4-3-4、資料 4-4-5】

#### 【自己評価】

以上のような研修体制を整えていることから、職員の資質・能力の向上の機会は提供されていると判断する。

#### （3）4-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学に求められる教育サービスの更なる向上を目指し、職員一人ひとりの資質・能力を向上できる研修体制をよりいっそう強化し、教職員が協働して大学の管理運営が的確に行われるよう組織的に支援していく。また、社会情勢の変化によって大学に求められる機能に柔軟に対応できるよう、必要なテーマ別研修を実施していく。

### 4-4. 研究支援

#### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

#### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

#### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

##### （1）4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

##### （2）4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

##### 【事実の説明】

本学は、寄附行為第 3 条に、「保健医療福祉に関する指導者及び専門従事者を育成すると

ともに、保健医療福祉に関する理論及び応用に関する研究を行い、もって学術文化の向上及び国際社会への貢献に資することを目的とする」ことを定めている。

この目的を果たすため、教員採用や昇任・昇格の際には研究業績を考慮するとともに、種々の研究環境の整備を推進している。

職位が准教授以上の教員には教員研究室、職位が講師、助教及び助手である教員には共同研究室を整備し、研究環境の充実を図っている。研究室には机、椅子、保管庫やパソコン等を備え付け、研究に精励できる環境を整えている。また、研究環境の整備として先進機器を備え、学内の機器を活用した活発な研究活動が実施できるように支援している。

本学には多様な専門領域の学生・教員が集まっているが、保健医療福祉の総合大学として、保健医療福祉に関連する研究共通のコンピテンシーを身に付けるための教育を学生・教員双方を対象に実施している。

学部における研究は、各学科の卒業研究あるいはゼミ形式で行っている。学科に所属するほとんどの教員が担当し、教員1人当たり複数人の学生を指導している。半年から1年半にわたり実施し、それぞれの専門分野のテーマの選択から研究計画の立案、文献抄読、データ収集、論文作成、研究発表まで行っている。優れた研究成果は関連学会等において発表しており、査読付きの学術誌に掲載された研究もある。卒業研究は大学院進学への契機となり得るので、本学における研究活動の基盤的地位を占めている。

各教員には、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が運営する「Research map」への加入を推奨しており、本学のホームページの学科紹介で、各教員を紹介するページにはこれに基づく最新の研究業績を掲載している。

毎年、自己点検・評価報告書とともに、「ザ・フクオカ」と題した自己点検・評価資料を発行し、外部研究費や学内研究費の採択状況を掲載するとともに個々の教員の最新の論文、学会発表、研究費取得状況などの研究業績や社会貢献活動を広く公開している。

研究支援体制としては、事務局の研究・産学連携支援室が研究・産学連携推進委員会と連携し、研究費の公募に関する情報提供、申請、採択後の手続き、研究機関中の各手続き、報告書作成のサポートや、共同研究、受託研究、奨学寄附金等の受入れ手続き、利益相反管理などの支援を行っている。【資料 4-4-1、資料 4-4-2、資料 4-4-3】

#### 【自己評価】

本学では、教員及び学生の活発な研究活動を遂行することができる快適な環境を、必要な機器や教育・研修機会と情報提供を通じて整備していると判断する。また、研究活動に関する報告を適宜求め、必要に応じて公開するなど適切な管理を行っているとは判断する。

### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

#### 【事実の説明】

本学では、「福岡国際医療福祉大学研究活動に関する行動規範」を制定し、研究倫理の遵守と厳正な運用に努めている。

学部教育においては各学科のカリキュラムや卒業研究に研究倫理教育が組み込まれている。各学科において研究法の一環として卒業研究を開始する以前に講義が行われており、さらに卒業研究を担当する指導教員、ゼミの担当教員が個別に指導している。

令和 6(2024)年度より研究倫理教育では e-learning システム「CREDITS」を導入し、研

究活動における不正行為への対応については文部科学省のガイドラインに沿ってコンプライアンス研修を実施している。新規研究の倫理申請を行う際には「CREDITS」及びコンプライアンス研修の受講証の提出を求め、よりいっそう効率的で厳正な研究倫理教育を実施することとしている。また、学部・学科単位でもコンプライアンス啓蒙活動を毎年実施している。さらに研究倫理審査委員会を設置し、在籍する研究者の行う研究計画について、倫理審査を厳正かつ適正に行っている。【資料 4-4-4、資料 4-4-5、資料 4-4-6、資料 4-4-7、資料 4-4-8、資料 4-4-9、資料 4-4-10、資料 4-4-11、資料 4-4-12】

#### 【自己評価】

研究倫理に関し手厚い教育・研修の提供と厳格な管理を遺漏なく行っていると判断する。

### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

#### 【事実の説明】

専任教員の研究活動を促進することにより資質の向上を図ることを目的として、学内研究費を設けている。その取扱いは「福岡国際医療福祉大学学内研究費取扱規程」に定めており、一般研究 A、一般研究 B、教育手法研究、地域調査研究、臨床研究、プロジェクト研究の研究種目を分け、研究費を配分している。申請件数は、令和元（2019）年度の 7 件から毎年増加しており、令和 5（2023）年度は 22 件であった。

図表 4-4-1 学内研究費の申請件数・採択件数

|                  |             | 2019 年度 | 2020 年度 | 2021 年度   | 2022 年度   | 2023 年度   |
|------------------|-------------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|
| 申請件数             |             | 7 件     | 12 件    | 17 件      | 25 件      | 22 件      |
| 採択件数             |             | 5 件     | 5 件     | 14 件      | 20 件      | 15 件      |
| 採択率（件数）          |             | 71.4%   | 41.7%   | 82.4%     | 80.0%     | 68.2%     |
| 採択額              |             | 900,000 | 900,000 | 2,480,000 | 3,180,000 | 2,650,000 |
| 採択単価（対採択件数）      |             | 180,000 | 180,000 | 177,143   | 159,000   | 176,667   |
| 申請<br>内<br>訳     | 1 一般研究 A 一般 | 2       | 4       | 7         | 14        | 8         |
|                  | 2 一般研究 B 奨励 | 1       | 3       | 3         | 9         | 4         |
|                  | 3 教育手法研究    | 2       | 1       | 2         | 1         | 5         |
|                  | 4 臨床研究      | 2       | 3       | 3         | —         | 3         |
|                  | 5 地域調査      | —       | 1       | 1         | —         | 1         |
|                  | 6 プロジェクト研究  | —       | —       | 1         | 1         | 1         |
| 採<br>択<br>内<br>訳 | 1 一般研究 A 一般 | 2       | 2       | 6         | 11        | 5         |
|                  | 2 一般研究 B 奨励 | —       | 1       | 3         | 8         | 3         |
|                  | 3 教育手法研究    | 1       | —       | 2         | —         | 3         |
|                  | 4 臨床研究      | 2       | 2       | 2         | —         | 2         |
|                  | 5 地域調査      | —       | —       | 1         | —         | 1         |
|                  | 6 プロジェクト研究  | —       | —       | —         | 1         | 1         |

外部研究費の受入れに当たっては、外部研究費等による研究を円滑に遂行するとともに研究経費の適切な執行を推進するために「福岡国際医療福祉大学外部研究実施規程」を定め、グラントアドバイザーが教職員等の研究の立案・実施に関する相談の窓口となっている。開学以来、文部科学省科学研究費をはじめとする多様な外部研究費を獲得しており、教育と研究が連関した効果的な環境が整備できている。【資料 4-4-13、資料 4-4-14、資料 4-4-15、資料 4-4-16、資料 4-4-17】

#### 【自己評価】

関係規程に基づき、物的・人的な研究支援を行っており、教員・学生はこれらを有効に活用し、研究活動を行っていると判断する。これらの成果として、研究活動のための外部資金の獲得も進んでいる。

#### (3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学の理念や目的を反映し、本学での特長的な分野（先進医療、国際保健、災害医療、リハビリテーションなど高齢者医療、生殖医療、医療福祉など）にフォーカスした、独創的かつ社会的要請の高い学際的共同研究を更に推進する。そのために、以下の取組みを行っていく。

- ①研究・産学連携推進委員会による研究業績の管理と研究機能の強化
- ②学長の下での学部学科横断的共同研究の設定
- ③IR 推進室によるデジタルシステムの整備による研究機能の強化
- ④産学連携による研究開発の推進と知的財産確保の促進
- ⑤外部資金獲得増強

#### 【基準 4 の自己評価】

本学は、学長がリーダーシップを発揮するため、副学長を置き、相互の機能分担・連携協力により全学的な教学マネジメントを実現する体制を確立するとともに、福岡国際医療福祉大学教授会規程等により、各審議機関の役割、位置付けや権限と責任を明確にし、適切に運営を行っている。

職員の組織及び所掌事務等に関しては、「学校法人高木学園組織規程」等の関係規程に明文化し、教学マネジメントが円滑に行われるよう努めている。各事務部門への職員の配置については、職員に過度の負担が生じないように人事部門において、随時見直しを図りながら、業務負担の平準化に努めている。

教員については、大学設置基準等に定められた専任教員数を上回って配置している。これらの教員の採用及び昇任・昇格については、関係規則に則り適切に運用している。

また、教員の職能開発については、FD 委員会を設置し、教員の資質及び能力向上を図るべく、積極的な取組みを行っており、これらにより教育内容・方法の改善が常に図られている。

さらに、職員の研修については、SD の義務化に伴い事務局の研修体制を整備し、多様な研修を行っており、職員の資質・能力の向上の機会は十分に確保されている。

研究支援については、必要な設備、教育、研修及び情報等の提供を通じて、教員・学生の活発な研究活動を遂行できる快適な環境を整備している。また、研究活動に関する報告

を適宜求めるとともに、研究成果の公表も積極的に行っている。

研究倫理についても、手厚い教育・研修の提供と厳格な管理を遺漏なく行っている。

研究活動への資源配分については、関係規程に基づく支援を行っており、教員・学生はこれらを有効に活用しながら、研究活動を推進し、外部資金の獲得に努めている。

以上のことから、基準4は満たしていると判断する。



## 基準 5. 経営・管理と財務

### 5-1. 経営の規律と誠実性

#### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

#### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

#### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

##### (1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

##### (2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

##### 【事実の説明】

学校法人高木学園寄附行為（以下、「寄附行為」という。）第 3 条において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に基づき、保健医療福祉に関する指導者及び専門従事者を育成するとともに、保健医療福祉に関する理論及び応用に関する研究を行い、もって学術文化の向上及び国際社会への貢献に資することを目的とする。」として、本法人の教育機関としての社会的使命と目的を明確に定めている。

本学では、上記使命を果たし目的を達成するため、教職員が遵守すべき事項に関しては、「学校法人高木学園就業規則」並びに「学校法人高木学園大学教員就業規則」において服務規律を明確にし、「学校法人高木学園個人情報保護の規程」、「学校法人高木学園公益通報者の保護に関する規程」等を定め、適切な運営を行っている。

さらに、自律的なガバナンスを確保するため、令和 4（2022）年 3 月に「福岡国際医療福祉大学ガバナンス・コード」（以下「ガバナンス・コード」という。）を制定し、自律的なガバナンスを確保するとともに、経営を強化し、より強固な経営基盤に支えられた、時代の変化に対応する大学づくりに努めている。

また、研究倫理を維持・向上させるために「福岡国際医療福祉大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程」を制定し、「福岡国際医療福祉大学における研究不正行為防止計画」を策定するとともに、「利益相反マネジメントポリシー」等を定め、遵守している。【資料 5-1-1、資料 5-1-2、資料 5-1-3、資料 5-1-4、資料 5-1-5、資料 5-1-6、資料 5-1-7、資料 5-1-8、資料 5-1-9】

##### 【自己評価】

建学の精神及び基本理念、教育理念に基づき寄附行為その他の学内規程やガバナンス・コード等が定められており、経営の規律と誠実性が維持されていると判断する。

#### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

##### 【事実の説明】

寄附行為第 3 条及び学則第 1 条に掲げている本学の使命・目的の実現に向けては、本学の最高意思決定機関である「理事会」及び諮問機関である「評議員会」のもと、令和 2（2020）年 5 月から 5 年間の中期目標・中期計画を策定し、当該計画に基づき、単年度ごとの予算を編成し、執行している。

ガバナンス・コードにおいて中期的な計画の進捗状況、財務状況については、これを管

理把握し、その結果を内外に公表することと定めており、透明性のある法人運営・大学運営に努めている。

さらに、本学の理事、教職員、評議員以外の者であって評議員会の同意を得て理事長が選任した監事による監査のほかに、公認会計士による外部監査を実施することで、目的の実現に向けて健全な運営を遂行できる体制を整えている。【資料 5-1-10、資料 5-1-11、資料 5-1-12、資料 5-1-13、資料 5-1-14】

#### 【自己評価】

寄附行為等で掲げている本学の使命・目的の実現に向けて継続的な努力を続けていると判断する。

### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

#### 【事実の説明】

本学は、「生命の尊厳、生命の平等」を建学の精神とし、「病める人も、障害を持つ人も、健常な人も、互いを認め合って暮らせる『共に生きる社会』の実現をめざす」ことを基本理念としている。これらを達成するため環境保全にも配慮し、照明の LED 化や種々の節電対策、クールビズの実施等による CO<sub>2</sub> の削減等を推進している。具体的には、「節電対策実施中！」と記載したポスターを学内各所に掲示するなどして、教職員の省エネと環境保全に対する意識の向上を図っている。また、望まない受動喫煙により周囲の人に健康被害を生じさせることがない環境を維持するため、平成 31（2019）年の開学当初から敷地内、施設内を全面禁煙としている。教職員並びに学生一人ひとりが、環境に配慮し、教育・研究活動をはじめとするすべての活動を通じて、生活環境に負荷をかけるものの低減に向け積極的に貢献していく。【資料 5-1-15、資料 5-1-16】

学生及び教職員にとって懸念される人権問題として、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等の様々なハラスメント行為が挙げられる。これらを防止するために、「ハラスメント防止規程」、「ハラスメント防止委員会規程」、「ハラスメント相談員に関する規程」及び「ハラスメント調査委員会規程」を制定し、ハラスメント行為の禁止、防止及び発生時の対応について規定している。また、職員及び教員ともに就業規則第 7 条に定める遵守事項として、禁止する教職員のハラスメント行為を具体的に列挙し、懲戒処分の対象となることも明示している。ハラスメント防止委員会の目的は、本学におけるハラスメントを防止するために必要な事項を立案し、学長に答申することと、ハラスメントの疑いのある事例を学長に報告することである。ハラスメントの相談に応じるために、ハラスメント防止委員会の下にハラスメント相談員を置いている。ハラスメント相談員は、専任教員及び事務職員の中から、学長の任命により適任者を選任し、相談者のプライバシーの保護に努めながら相談業務に当たる。ハラスメントの牽制機能としては、ホームページにハラスメント防止の取組として、その禁止、防止及び相談方法等を掲載するとともに学生アンケートの実施、学生生活の手引きへのハラスメント関連事項の掲載、ハラスメント防止啓発及び相談窓口担当者名・連絡先を記したポスターの学内掲示、図書館への関連図書の配架、教育啓発活動が挙げられる。教育啓発活動としては、全教職員向けにオンラインによるハラスメント防止に関する研修を年 1 回定期的に開催し、参加有無を確認し、全教職員への周知を徹底している。【資料 5-1-17、資料 5-1-18、資料 5-1-19、資料 5-1-

20、資料 5-1-21、資料 5-1-22、資料 5-1-23、資料 5-1-24、資料 5-1-25】

安全への配慮については、危機管理の体制として、「学校法人高木学園防災管理規程」に基づき防災対策委員会を置き、防災に関する基本方針や重要事項等を決定し、本学各施設の防災管理施策に反映する体制を構築している。また、防災管理組織や自衛消防隊等の組織を編成し、災害が発生した際の被害の拡大防止を図る体制を構築している。本学においては、別に消防法で定める防火（防災）管理者を選任するとともに「福岡国際医療福祉大学消防計画」を定め、火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全対策並びに災害発生時の被害拡大防止対策を推進し、被害の防止を図るよう努めている。防災の対象となる災害被害は、水害・火災、地震をはじめ異常な自然現象又は大規模な火事・爆発その他の災害による被害のほか、劇毒物に由来する原因を含む被害を想定している。具体的な取組みの一例として、例年、防災訓練を実施している。また、学生活動である「学園祭」開催に際し、学生で組織する実行委員会と連携し、行事開催に際して使用する火気使用器具、電気器具及び危険物の使用・保管等についての事前点検や安全チェックリストを活用して不安要因の事前排除や混雑時の混乱防止を図るなど、雑踏における事故の未然防止を図る取組みを行い、学生活動や学園生活の活性化を防災面からも支援している。これらの計画は、防災訓練時に検証を実施し、若しくは計画の随時見直しを行い、その機能の適正化と維持強化を図っている。【資料 5-1-26、資料 5-1-27、資料 5-1-28、資料 5-1-29】

教職員の安全と健康を確保するために、「学校法人高木学園就業規則」第 9 章 雑則において、火災予防や衛生に関する規定を定めている。さらに教職員等の安全確保と健康の維持増進を図り、快適な教育研究環境と職場環境を形成するため、「学校法人高木学園労働安全衛生管理規程」を制定しており、労働安全衛生法に基づく安全衛生管理体制を明確にし、安全衛生に関して計画的な活動を推進することにより、事故、労働災害、健康障害等の防止に努めている。労働安全衛生の管理体制としては、学校法人高木学園労働安全衛生管理規程に基づき衛生委員会を設置し、月 1 回衛生委員会を開催し、教職員の安全衛生、健康の維持向上に努めている。当該規程により置くこととされている衛生管理者による職場巡視を行い、危険箇所や不適切な労働環境や作業内容の早期発見、安全かつ快適な就労環境の維持及び形成に努めているほか、定期健康診断、特殊健康診断等の実施による健康維持及び保健指導、定期的な職場環境測定による快適な就労・学修環境の維持管理、長時間労働者の健康障害防止、安全衛生教育及び啓発などを実施している。また、教職員のメンタルヘルスケア対策として、産業医を配置するとともに、年 1 回のストレスチェックを実施し、高ストレス者に対して医師による面接指導の勧奨等により職場環境の改善に取り組んでいる。教職員への安全衛生教育としては、新入職員及び異動対象の職員へのオリエンテーションの実施や全職員を対象としたメンタルヘルス対策講習の実施等が挙げられる。【資料 5-1-30、資料 5-1-31、資料 5-1-32、資料 5-1-33】

#### 【自己評価】

本学の建学の精神に基づき、教職員並びに学生一人ひとりが、すべての活動を通じて、生活環境に負荷をかけるものの低減に向け、積極的に貢献するとともに、関係規程に基づき、環境保全、人権及び安全に対し最大限の配慮をしていると判断する。

### (3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後とも公共性の高い学校法人としての責務を果たすため経営の規律と誠実性の維持・向上に努めていく。

環境保全、人権、安全への配慮については、大学を取り巻く社会情勢の変化等にも留意しながら必要に応じて改善を図っていく。

## 5-2. 理事会の機能

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### (1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

#### (2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### [事実の説明]

理事会は、法人の最高意思決定機関として、寄附行為第 17 条に基づいて設置・運営されている。主な決議事項は、役員の選任、予算編成、借入金、重要な規則の制定・改廃、重要な施設の設置・廃止などであり、学校法人の業務について重要事項に関する決議を行っている。

理事会は原則として 3 月と 5 月に定例的に開催し、必要に応じて随時開催している。このほかに、「学校法人高木学園常任理事会規程」を制定し、日常の法人運営の円滑化を図ることを目的として常任理事会を開催している。常任理事会は、理事長、副理事長、専務理事等で構成されており、理事会決議事項の事前審議や学校法人の業務執行に関する戦略的意思決定を円滑かつ機動的に行う上で重要な役割を果たしている。

理事の定数は、寄附行為第 6 条第 1 項第 1 号の規定により、5 人以上 8 人以内とし、現在の理事総数は、8 人であるが、寄附行為第 7 条に定める選任条項に基づき適切に選任され、総数及び選任条項上の欠員は生じていない。

理事のうち、2 人は外部からの理事であり、学校法人の運営に当たって、外部の意見を積極的に反映できる体制を構築している。

理事長は、寄附行為第 8 条第 2 項によりこの法人を代表し、その業務を総理している。また、寄附行為第 9 条に基づき副理事長、専務理事、常務理事を置き、理事長の補佐体制を充実させている。【資料 5-2-1、資料 5-2-2】

#### [自己評価]

理事会及び常任理事会を定期的に開催しており、その機能を十分に発揮して、使命及び目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制を整備していると判断する。

### (3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

理事会構成員に、外部から医療福祉分野に造詣の深い有識者を積極的に迎え入れるなど、より戦略的で柔軟な意思決定が行える体制づくりを継続的に進めていく。

また、常任理事会は、法人運営を円滑に行う上で重要な役割を担っているので、今後も定期的に開催し、十分な協議と意見交換に努める。

### 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

#### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

#### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

##### (1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

##### (2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

##### 【事実の説明】

法人及び大学の各管理運営機関並びにその他の各部門間のコミュニケーションを図るため、本学では「福岡国際医療福祉大学管理運営委員会規程」を制定し、管理運営委員会を開催している。

管理運営委員会は、学則に基づき、学長、副学長、学部長、事務局長、学科長、理事長が指名した常任理事及び理事によって構成されており、管理運営機関と理事会の連携を図る上で非常に重要な役割を果たしている。毎月 1 回学長の招集により定期的に開催され、学則の定めに則り審議を行う。

審議事項は、学則第 13 条第 4 項で次のとおり規定されている。

- ① 学則その他の重要な規則の制定、改廃に関する事項
- ② 学部・学科の重要な組織の設置及び廃止に関する事項
- ③ 本学の重要な施設の設置及び廃止に関する事項
- ④ 学生の身分及びその厚生補導に関する重要事項
- ⑤ その他本学の運営に関する重要事項

管理運営委員会で審議した内容は、内容に応じて理事会、常任理事会に附議されることで共有し、それぞれの円滑な意思決定に寄与している。【資料 5-3-1、資料 5-3-2、資料 5-3-3】

##### 【自己評価】

管理運営委員会により、法人及び大学の各管理運営部門機関の意思疎通と連携が円滑に行われていると判断する。

#### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

##### 【事実の説明】

学校法人のガバナンスとしては、寄附行為第 6 条に基づき、2 人の監事を選任し、法人の業務及び財産の状況について監査を実施している。監事はそれぞれ医師で組織運営に造詣の深い者と会計の専門家を選任しており、専門知識に基づく客観的な監査が行われる体制を整えている。監査結果について監査報告書を作成の上、理事会に報告しており、例年評議員会においても理事長とともに監事も同席している。また、監事は理事会に毎回出席し、法令に則り健全かつ適切な学校法人運営がなされるように努めている。

監事は、理事会以外にも、管理運営委員会に出席するなど、定期的に監事と常任理事は面談の機会を有しており、学校法人の運営について状況報告と意見交換を行っており、ガ

バランス強化を図っている。

監事は、寄附行為第 11 条に基づき、本法人の理事、職員（学長及び校長、教員その他の職員を含む。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任することとなっており、適切な手続きを経て選任されている。

寄附行為第 19 条に基づき評議員会を置き、予算及び事業計画、事業に関する中期的な計画、借入金及び重要な財産の処分、寄附行為の変更等の重要事項については、理事会はあらかじめ評議員会に諮問することを義務付けている。

評議員の定数は、寄附行為第 19 条第 2 項の規定により、11 人以上 17 人以内とし、現在の評議員総数は 17 人である。寄附行為第 23 条に定める選任条項に基づき適切に選任されており、総数及び選任条項上の欠員は生じていない。

これらの評議員は、選任条項に基づき、学識経験者、法人の職員、卒業生から構成されており、本法人の最高意思決定機関である理事会に対し、十分な牽制機能を有している。また、理事会と同様に、客観的かつ多様な意見を取り入れるため、評議員の約半数は卒業生や学識経験者を選任している。【資料 5-3-4、資料 5-3-5】

#### 【自己評価】

法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックは、上記の理事会、評議員会、管理運営委員会等により体制を整えており、また、監事は業務監査や理事会・評議員会へ陪席し必要に応じ意見を述べることを通じ、法人運営等のチェック機能を十分に果たしている。

#### （3）5-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学の管理運営が複雑化・高度化している現在、本学においては、グループ関連施設とのコミュニケーションの確保や情報共有が、ますます重要となっている。これらについては、現在、ZOOM やテレビ会議システム等により実施しているところである。

理事長及び学長の強いリーダーシップとともに IT の活用や評議員会等への適正な委員の配置並びに事務局による支援等により、今後も管理運営の円滑化と相互チェックの充実に努めていくこととする。

### 5-4. 財務基盤と収支

#### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

#### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

##### （1）5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

##### （2）5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

#### 【事実の説明】

本学では、「中期目標・中期計画」を策定し、それに基づいて単年度ごとの予算を編成し、収支予算書を作成している。作成された収支予算書は、評議員会に附議され、理事会の承認を得た上で執行される。財務運営の方針としては、第一に安定した財務基盤を維持・確

立すること、第二に学部・学科等の新設や学生定員増に必要な一定規模の財源を確保することを掲げている。安定的な収入の確保と収支バランスの維持に努めるとともに、新設学科等に必要な施設・設備の整備に機動的に対応するための手元流動性を確保しており、安全かつ機動性ある財務運営を行っている。【資料 5-4-1、資料 5-4-2】

### 【自己評価】

学部・学科の新設等に必要な一定の財源と収支バランスの確保という 2 点を目標とした財務運営を行っている。中長期的な計画に基づく適切な財務運営を行っていると判断する。

## 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

### 【事実の説明】

安定した財務基盤を確立するためには、学生生徒等納付金収入を確保することが極めて重要である。令和元（2019）年度の開学以来、学年進捗と学部・学科の新設により学生数は順調に増加しており、過去 5 年間を見ても右肩上がりの増収を継続している。以下に法人全体と福岡国際医療福祉大学単体の過去 5 年間の学生納付金収入の推移を示す。

令和 3（2021）年度には、学校法人国際医療福祉大学から福岡看護学部を移管して看護学部看護学科を開設し、大学単体の学生生徒等納付金収入は、前年度に比べ 8 億 5925 万円増加した。

図表 5-4-1 学生生徒等納付金収入の推移（学校法人高木学園）（単位：千円）

|            | 令和元年度    | 令和 2 年度  | 令和 3 年度     | 令和 4 年度     | 令和 5 年度     |
|------------|----------|----------|-------------|-------------|-------------|
| 学生生徒等納付金収入 | 726, 500 | 879, 575 | 1, 761, 425 | 1, 939, 619 | 2, 004, 641 |

図表 5-4-2 学生生徒等納付金収入の推移（福岡国際医療福祉大学）（単位：千円）

|            | 令和元年度    | 令和 2 年度  | 令和 3 年度     | 令和 4 年度     | 令和 5 年度     |
|------------|----------|----------|-------------|-------------|-------------|
| 学生生徒等納付金収入 | 248, 725 | 473, 175 | 1, 332, 425 | 1, 511, 985 | 1, 576, 566 |

支出面では、学部・学科の新設を進めるとともに教育・研究の質の確保・向上に努めながらも、事務部門の業務効率化と人員配置の見直しを継続的に実施することにより、増員は必要最小限にとどめ、人件費の抑制に努めている。人件費比率（経常収入に対する人件費の割合）は、直近 3 年は 40%以下で推移している。

以下に法人全体と福岡国際医療福祉大学単体の過去 5 年間の人件費経常収入比率の推移を示す。

図表 5-4-3 人件費経常収入比率の推移（学校法人高木学園）（単位：千円）

|       | 令和元年度       | 令和 2 年度     | 令和 3 年度     | 令和 4 年度     | 令和 5 年度     |
|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 人件費   | 694, 695    | 649, 891    | 924, 928    | 1, 000, 288 | 1, 004, 934 |
| 経常収入  | 1, 071, 012 | 1, 339, 210 | 2, 391, 044 | 2, 601, 445 | 3, 161, 534 |
| 人件費比率 | 64. 8%      | 48. 5%      | 38. 6%      | 38. 4%      | 31. 7%      |

福岡国際医療福祉大学

図表 5-4-4 人件費経常収入比率の推移（福岡国際医療福祉大学）（単位：千円）

|       | 令和元年度   | 令和2年度   | 令和3年度     | 令和4年度     | 令和5年度     |
|-------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|
| 人件費   | 261,480 | 401,284 | 674,172   | 741,918   | 724,700   |
| 経常収入  | 281,682 | 710,143 | 1,755,095 | 1,973,153 | 2,416,330 |
| 人件費比率 | 92.8%   | 56.5%   | 38.4%     | 37.6%     | 29.9%     |

収支全体では、基本金組入前の収支の差額が、開学当初の令和元（2019）年度はマイナスであったものの、学年進行と学部・学科の新設により、法人全体では令和2（2020）年度から、福岡国際医療福祉大学単体では、学校法人国際医療福祉大学から福岡看護学部を移管して看護学部看護学科を開設した令和3（2021）年度からプラスに転じ、安定的な財務基盤を構築・維持している。以下に法人全体と福岡国際医療福祉大学単体の過去5年間の基本金組入前当年度収支差額の推移を示す。

図表 5-4-5 「事業活動収支計算書」の推移（学校法人高木学園）（単位：千円）

|               | 令和元年度     | 令和2年度     | 令和3年度     | 令和4年度     | 令和5年度     |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 教育事業活動収入      | 1,059,037 | 1,321,182 | 2,346,179 | 2,566,757 | 3,128,921 |
| 教育事業活動支出      | 1,299,361 | 1,313,226 | 1,887,520 | 2,116,037 | 2,260,177 |
| 教育活動収支差額      | △240,324  | 7,955     | 458,659   | 450,720   | 868,743   |
| 教育活動外収支差額     | 11,974    | 18,028    | 44,864    | 34,687    | 32,612    |
| 経常収支差額        | △228,349  | 25,983    | 503,524   | 485,407   | 901,356   |
| 特別収支差額        | △54,664   | △6,986    | 9,786     | 8,229     | 9,351     |
| 基本金組入前当年度収支差額 | △283,014  | 18,997    | 513,310   | 493,637   | 910,708   |

図表 5-4-6 「事業活動収支計算書」の推移（福岡国際医療福祉大学）（単位：千円）

|               | 令和元年度    | 令和2年度   | 令和3年度     | 令和4年度     | 令和5年度     |
|---------------|----------|---------|-----------|-----------|-----------|
| 教育事業活動収入      | 281,679  | 710,138 | 1,755,085 | 1,973,138 | 2,416,312 |
| 教育事業活動支出      | 540,033  | 750,663 | 1,334,206 | 1,538,506 | 1,626,018 |
| 教育活動収支差額      | △258,353 | △40,525 | 420,878   | 434,632   | 790,293   |
| 教育活動外収支差額     | 2        | 4       | 9         | 15        | 18        |
| 経常収支差額        | △258,350 | △40,520 | 420,888   | 434,647   | 790,311   |
| 特別収支差額        | 1,863    | △6,724  | 9,786     | 8,229     | 9,351     |
| 基本金組入前当年度収支差額 | △256,487 | △47,244 | 430,674   | 442,877   | 799,663   |

貸借対照表科目のうち、現金預金の残高は、令和5（2023）年度には約50億円の水準となっており、高い流動性及びあらゆる事態に対応できる柔軟性を維持し盤石な財務基盤となっている。以下に法人全体の過去5年間の期末の現金預金残高の推移を示す。

なお、開学以来、借入金の実績はない。



図表 5-4-7 流動資産 現金預金の推移（学校法人高木学園）

（単位：千円）

|        | 令和元年度     | 令和2年度     | 令和3年度     | 令和4年度     | 令和5年度     |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 期末現金預金 | 2,929,046 | 2,654,691 | 3,244,956 | 3,873,026 | 4,936,944 |

上述のとおり、安定した収入、収支バランス及び運営資金が維持・確保されており、盤石な財務基盤が構築されている。学生生徒等納付金以外には、文部科学省の「私立学校施設整備費補助金」等の補助金に積極的に応募し、高額な機器を調達する際の経費負担が軽減できるよう努めている。寄付金については、ホームページに趣意書を掲載し、寄付金収入の獲得に努めている。【資料 5-4-3】

#### 【自己評価】

学生数は順調に増加し、学生生徒等納付金収入は増収を継続している。収支の状況も健全かつ良好であり、事業に必要な現金預金も十分に確保されており、安定した財務基盤が確立され、適正な収支バランスが維持されていると判断する。

#### （3）5-4 の改善・向上方策（将来計画）

今後の展望としては、令和 8（2026）年度に完成年度を迎える医療学部言語聴覚学科と令和 9（2027）年度に完成年度を迎える同学部診療放射線学科の学生生徒等納付金収入の増加を見込めるほか、経常費補助金の交付対象にもなることから、財務基盤の強化がさらに進むと見込んでいる。

現在の財務状況と将来の資金収支予想に見合った投資規模を慎重に見極めて、必要資金を機動的かつ確実に調達・維持するとともに、今後も管理的な経費支出の削減や寄附金受入れの強化に努め、現在の安定的な財務基盤を維持・改善しながら事業を進めていく。

### 5-5. 会計

#### 5-5-① 会計処理の適正な実施

#### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

##### （1）5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

##### （2）5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-5-① 会計処理の適正な実施

##### 【事実の説明】

本学の会計処理は、「学校法人会計基準」や「学校法人高木学園経理規程」及び「学校法人高木学園経理規程細則」に基づき適正に処理されている。

会計処理は概ね次のとおり行われている。まず、取引が発生した部署で取引ごとに「学校法人高木学園稟議規程」に基づき稟議書を作成し、証憑書類とともに事務部門へ回付される。事務部門は、稟議書と証憑書類を入念にチェックし、必要性を確認のうえ、その承認処理を行う。さらに、稟議書は、会計事務を統括する管理部門へ回付され、厳正な内容確認を経て、決裁処理が行われている。決裁処理の後、事務部門による発注や検収が行わ

れる。【資料 5-5-1、資料 5-5-2、資料 5-5-3】

**【自己評価】**

会計処理については、法令や規則の規定に則り、種々のプロセスを経て厳正かつ的確に行われていると判断する。

**5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施**

**【事実の説明】**

監査は、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく公認会計士による会計監査、私立学校法第 37 条第 3 項に基づく監事による監査、監査室が実施する内部監査から成り立っている。公認会計士による監査は、私立学校振興助成法に基づく監査のほか、大学運営全般について管理運営が適正に行われているか財務面を通して監査している。

監事監査は、「学校法人高木学園監事監査規程」に基づき行われている。監事は医師 1 人（私立大学元副学長）と税理士 1 人の計 2 人で構成され、理事会等の重要会議に出席して、法人の運営状況の全般及び会計処理の適正性を監査している。なお、会計監査を担当する公認会計士と監事は、お互いの監査状況について報告することで情報共有及び意見交換がなされている。

内部監査は、「学校法人高木学園内部監査規程」に基づき行われている。監査室には税務署勤務経験者等が配置され、現金預金の収納・払出しの実施状況や公的研究費の執行状況などの実地監査を行い、その都度、学長及び常任理事等へ書面で監査報告を行っている。

【資料 5-5-4、資料 5-5-5】

**【自己評価】**

私立学校振興助成法に基づく公認会計士による会計監査、税理士の資格を有する監事による私立学校法に基づく監事監査、監査室による実地監査を主体とした内部監査、これら三者による監査体制が整備されていることから、会計監査体制は適正に整備され、厳正に実施されていると判断する。

**(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）**

現在実施されている監事、公認会計士、監査室の三者による監査体制を今後も維持し、文部科学省の関係通知及び学校法人会計基準の動向等に留意しながら、適正な会計処理が継続されるように対処していく。

**【基準 5 の自己評価】**

本法人は、教育基本法、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の国の関係法令を遵守するとともに、寄附行為や学則等の法人内部の諸規程に基づき、経営の規津と誠実性を維持しながら、円滑かつ的確な運営に努めている。

法人運営に当たっては、意思決定の最高機関としての理事会、諮問機関としての役割を担う評議員会及び監査機能を有する監事がそれぞれの役割を果たしており、その結果、相互チェック体制も確実に機能している。また、大学の運営は、学長のリーダーシップの下に教授会（代表者会議）等を中心として円滑に行われている。

さらに、常任理事会、管理運営委員会等がそれぞれの確に機能することにより、法人及

び大学間の意思決定の円滑化と機動性の向上に大きな役割を果たしている。

本法人は、令和 2（2020）年度から 5 年間の中期目標・中期計画を策定し、当該計画に基づき各年度事業計画を立てて、その達成に向けた取組みを着実に進めている。

収支状況は健全であり、安定した財務基盤が確立されていると判断する。

会計処理は、関係法令及び諸規則に基づき適正に行われている。

私立学校振興助成法に基づく公認会計士による会計監査、2 人の監事による私立学校法に基づく監事監査、監査室による実地監査を主体とした内部監査が実施され、これら三者による監査体制が整備されていることから、監査は適正かつ厳正に実施されていると判断する。

以上のことから、基準 5 は満たしていると判断する。

## 基準 6. 内部質保証

### 6-1. 内部質保証の組織体制

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

##### (2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### 【事実の説明】

本学では、学部・学科による3つのポリシーを起点とする教育の質保証及び中期目標・中期計画を踏まえた大学全体の質保証について、それぞれ達成度や充足状況、広範囲にわたる多様な取組についての適切性・妥当性等を定期的に自己点検・評価しながら、不断の改革・改善に取り組んでいる。内部質保証の基盤となる自己点検・評価については、本学の学則第2条に「本学の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と定めている。これを受け、令和元(2019)年度の開学時から現在までに、毎年定期的に自己点検・評価を実施し、報告書を作成して公表している。自己点検・評価の体制は、学長を委員長に、副学長、学部長、学科長、事務部長などで構成する自己点検・評価委員会を設置し、「福岡国際医療福祉大学自己点検・評価委員会規程」に基づき意思決定している。【資料 6-1-1、資料 6-1-2、資料 6-1-3、資料 6-1-4、資料 6-1-5】

令和2(2020)年には、「福岡国際医療福祉大学における内部質保証の推進に関する基本方針（以下「本方針」という。）」を制定し、自己点検・評価を基盤とする内部質保証の推進体制を構築し、全学的な質の向上を目指している。

内部質保証を推進するための組織は、内部質保証の客観性を担保すること及び質保証システムの適切化の観点から、「自己点検・評価結果の点検、改善事項の監理を行い、内部質保証の推進に責任を負う」組織と「自己点検・評価の実施を担う」組織とに区分している。

大学質保証推進委員会（以下「質保証委員会」という。）は、学長の下に、本学における内部質保証の推進に責任を負う組織として設置し、本方針に基づく自己点検・評価結果の検証、改善事項の監理、改善結果の公表等を推進する。その役割は①内部質保証の方針及び手続の策定 ②内部質保証のための体制整備 ③内部質保証システムの機能向上 ④その他内部質保証の推進に関することである。本学における内部質保証の推進に関する基本方針と内部質保証推進体制図を作成し、PDCAサイクルを明確にして運用している。【資料 6-1-6、資料 6-1-7、資料 6-1-8】

自己点検・評価委員会は、自己点検・評価の実施を担う組織として設置し、学長の下に、自己点検・評価の実施方針の策定、実施体制の構築、学部・学科等組織における自己点検・評価の促進及び点検結果の取りまとめ等を推進している。

本方針において、質保証委員会と自己点検・評価委員会とは、その役割を明確に区分しているとともに、教育研究活動に係る事項は教務委員会、学生の諸問題に係る事項は学生委員会、管理運営に係る事項は管理運営委員会を置き、それぞれ担当する業務に係る方針の策定等を行っている。さらに、各種委員会及び担当部署により教育研究活動に関するデ

ータ収集及び種々の点検等を実施している。

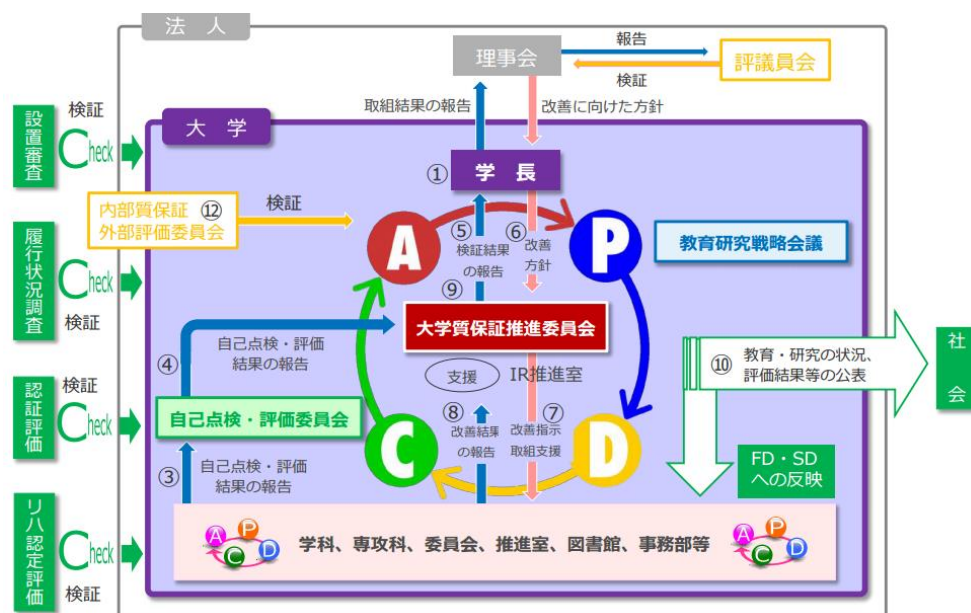
内部質保証のための恒常的な組織体制に関して、自己点検・評価は、自己点検・評価委員会において定期的実施され、上記委員会に答申される。大学組織及び法人組織の連携による体制が構築されており、自己点検・評価は適切に行われている。

自己点検・評価の報告書作成は各評価基準の担当者（自己点検・評価委員会委員又は各種委員会委員長）が行い、自己点検・評価委員会で全体の調整を図る。評価結果はさらに、学部長・学科長会議、教授会（代表者会議）、管理運営委員会で審議していることから、内部質保証のための責任体制は明確である。

図表 6-1-1 内部質保証推進委員会と自己点検・評価委員会の役割区分

| 役割    | 組織         | 所 掌                                                                                                                                                                                                          |
|-------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 点検・評価 | 自己点検・評価委員会 | ① 自己点検・評価の基本方針及び自己点検・評価項目の策定に関すること。<br>② 自己点検・評価の組織及び体制の整備に関すること。<br>③ 自己点検・評価の実施に関すること。<br>④ 各学部・学科等の自己点検・評価の総括及び検証に関すること。<br>⑤ 自己点検・評価の報告書の作成及び公表に関すること。<br>⑥ 外部評価及び第三者評価に関すること。<br>⑦ 認証評価に関すること。<br>⑧ その他 |
| 改善    | 大学質保証推進委員会 | ① 内部質保証の方針及び手続の策定<br>② 内部質保証のための体制整備<br>③ 内部質保証システムの機能向上<br>④ その他                                                                                                                                            |

図表 6-1-2 内部質保証推進体制図



## 〔自己評価〕

本学の基本理念に沿った評価基準を設定し、全学的な自己点検・評価を定期的に行いながら内部質保証に取り組んでいる。このほかに、分野別の外部機関による第三者評価として一般社団法人リハビリテーション教育評価機構による評価を行っており、外部評価についても自己点検・評価と位置付け、本学の運営改善に反映している。よって、基準を満たしていると判断する。

### (3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学に対する社会の要請や期待に応えるためには、高齢化、少子化などの社会の構造的変化及び疾病構造の変化に即応できる、常に最良となる保健医療福祉専門職を養成するという役割を果たさなければならない。そのためには各職能団体及び学術団体等と連携すると同時に、教員組織及び事務組織が一丸となって本学の教育研究の水準及び質の維持向上を目指していくことが肝要であり、定期的な自己点検・評価は必要不可欠である。これまでは本学の基本理念に基づいた評価項目の設定を行い、自己点検・評価委員会の主導のもと自己点検・評価を行ってきた。今後は、学長のガバナンスの下で IR 推進室との関係性を考慮した組織体系を構築し、より客観性のある内部質保証の強化に組織的に取り組んでいく。

## 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

#### (1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

#### (2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

#### 〔事実の説明〕

本学は学則第2条において「本学の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。」と定め、令和元（2019）年度より現在に至るまで毎年、自己点検・評価を実施し、報告書を作成、本学ホームページに掲載し、広く社会に公表している。

また、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価として、中期目標・中期計画の達成度評価の実施、ガバナンス・コードの策定による適合状況の点検を実施してきた。また、令和5（2023）年度には、中期目標・中期計画を見直し、改正してきた。さらに、開学から5年の間に、一般社団法人リハビリテーション教育評価機構やWFOT（世界作業療法士連盟）による適合認定、厚生労働省指定の理学療法士教員資格及び教育内容等の自己評価書（令和4（2022）年度）、作業理学療法士教員資格及び教育内容等の自己評価書（令和4（2022）年度）等の第三者評価機関による分野別の自己点検・評価なども積極的に受審し、現状を総括的に点検し、教授会（代表者会議）、学部長・学科長会議、管理運営委員会等を通じて共有し、本学の教育研究・運営上の改善活動に継続的に反映してきた。さらに、

学生生活及び教育について、学長と学生の意見交換会、年2回開催している保護者と教員による教育後援会、また、臨地実習に関して年1回開催される臨地実習指導者による実習指導者会議等により学生生活面、教育面、臨地実習面の改善活動を継続的に実施し反映してきた。これら内部質保証推進に係る開学以降の主要な取り組みの系譜については下表のとおりである。【資料 6-2-1、資料 6-2-2】

図表 6-2-1 内部質保証推進に係る開学以降の取り組みの系譜

| 実施年度         | 取り組み                                                                |
|--------------|---------------------------------------------------------------------|
| 令和 2(2020)年度 | 中期目標・中期計画(2020-2024)の策定<br>福岡国際医療福祉大学における内部質保証の推進に関する基本方針制定         |
| 令和 3(2021)年度 | ガバナンス・コード制定                                                         |
| 令和 4(2022)年度 | リハビリテーション教育評価認定審査受審<br>※一般社団法人リハビリテーション教育評価機構<br>ガバナンス・コードにかかる適合状況  |
| 令和 5(2023)年度 | WFOT（世界作業療法士連盟）による適合校評価認定<br>FDの推進に関する基本方針を制定<br>中期目標・中期計画の見直し、一部改正 |

#### 【自己評価】

本学独自の自己点検・評価を定期的の実施し、質保証委員会で検証及び改善結果を報告しているほか、第三者による分野別の点検・評価も積極的に受審し、運営改善に活用している。また、受審結果は本学ホームページにおいて広く公表していることから、本基準は十分満たしていると判断する。

### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

#### 【事実の証明】

本学では、令和 3(2021)年には、情報分析などを目的とした IR(Institutional Research 教育情報)担当部署となる IR 推進室を設置し、学生の入学時の成績から在学中の学業成績、留年、退学者の成績推移等を分析するなど、教学における現状分析と対策を中心とした対応を行ってきた。IR 推進室は主として入学者の入試成績及び入学後の成績との相関、留年・退学状況の分析を継続して行っている。【資料 6-2-3】

#### 【自己評価】

IR 推進室、学部・学科、教務委員会等、各種委員会及び事務局組織が連携し、教学の現状分析を行う体制が構築されており、データ収集や分析等の取り組みも行われていることから、基準を満たしていると判断する。

#### (3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

現在、各委員会及び事務局において、学修行動調査、授業アンケート、学生生活に関するアンケート、大学精神保健調査票（UPI 調査）、卒業時アンケート、卒後調査など様々な調査、データ収集・分析を行っており、これらの結果を自己点検・評価を行う上での重要なエビデンスとして活用している。客観性に基いた十分な調査・データの収集と分析であり、問題点や課題等について検討し、改善につなげられる体制を構築している。ただし、これらの情報が各委員会等における個々のデータ収集・分析にとどまっており、データ統合による一元管理や連携した情報分析としては十分でない。この状況を改善すべく、IR 体制の更なる充実やデータ統合システムの構築を図り、学内における情報の一元化と分析結果の共有、教育改善への活用につなげていきたいと考えている。

### 6-3. 内部質保証の機能性

#### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

##### (1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

##### (2) 6-3 の自己評価の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

##### [事実の説明]

本学の内部質保証のための PDCA サイクルの責任体制については、自己点検・評価委員会が担当する自己点検・評価と、内部質保証推進委員会が担当する自己点検・評価の検証によるところは、基準項目 6-1、6-2 で前述したとおりである。また、その体制については、「図表 6-1-2 内部質保証推進体制図」に示したところである。

本学の教育・研究・大学運営に係る取り組みについては、中期目標・中期計画として具体的に落とし込む形で実行・評価している。中期目標・中期計画は、各取り組みの実行に責任を持つ委員会等により具体的な企画及び実行、点検・評価を実施しながら進めている。委員会の委員には、各学科の教員及び担当事務職員がそれぞれ参画しており、教職協働で連携を図りながら進めている。

特に、教育活動については、下表に示すとおり、令和 3（2021）年度に策定した「アセスメント・ポリシー」に則り、全学レベル・教育課程レベル・授業レベルの 3 つのレベルごとに複数の指標を用いて、3 つのポリシーが適切に運用できているか評価指標を取り扱う各種委員会及び IR 推進室、自己点検・評価委員会等において定期的に確認している。

全学ポリシーを基に各学科のカリキュラムとポリシーの関連性を明確にするため、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、各年次の教育目標、科目の関連性を明示したカリキュラムマップを学生に提示している。なお、3 つのポリシーの見直しの意義に関しては、全学的な FD を実施し周知を行った。

PDCA サイクルの仕組みを確立している 6 点、(1) 教育「関連職種連携教育」、(2) FD「授業評価アンケート/教員研修会」、(3) 教員の活動報告「教育研究活動報告書」、(4) 学生生活「学生生活アンケート」、(5) キャリア支援「卒業後アンケート」「卒業生就職



先・勤務先アンケート」、(6) キャリア支援「卒業後アンケート」「卒業生就職先・勤務先アンケート」、(7) 入試「学生募集」に関し、それぞれの取り組みについて、以下に詳述する。

(1) 教育 「関連職種連携教育 (Interprofessional Education)」

本学では、教育目標の一つに『「チーム医療・チームケア」に貢献できる専門性の高い人材を養成する』ことを掲げていることに鑑み、開学当初より関連職種連携教育に注力し、臨床現場で不可欠な保健医療福祉専門職の連携である「チーム医療・チームケア」を実践的に指導している。講義、アクティブ・ラーニング、臨床実習を段階的に実施する本教育では、教職員に加えて、グループ関連施設及び学外臨床施設の保健医療福祉専門職を講師、実習指導者として招聘し、臨床現場に必要な実践的なチーム医療・チームケアを学ぶカリキュラムを構築している。具体的には、実習指導者会議を開催し、大学側から学生の学修進度や過年度履修者の授業アンケート結果を報告するとともに、実習指導者側からは指導時の課題を抽出し、相互に改善のための協議を重ね、現在に至っている。学修成果を客観的・定量的かつ継続的に自己点検・評価することで、より実践的な教育指導方法となるよう教育改善に努めている。【資料 6-3-1、6-3-2】

(2) FD 「授業評価アンケート／教員研修会」

臨床実習等の一部科目を除き、原則、全開講科目において期末に学生に対する授業評価アンケートを実施し、その集計結果を担当教員及び所属長にフィードバックしている。また、集計結果に対する授業改善の取り組み等の所属長コメントを学生にフィードバックすることで授業改善に努めている。アンケートで高い評価が得られた教員には「グッドティーチング賞」を授与し表彰を行っている。受賞者はFDの一環として開催する教員研修会で、授業方法・形態・教材の工夫等を全教員に教授することで、各教員はそれらを参考にして講義内容の改善を図っている。また、アンケートの集計結果を基に、教員が必要としている教育手法について、先進的な手法を導入・実践している教員や外部講師を招聘したFD研修会を別途、毎年、複数回実施している。より一層のFDの促進を目指し、令和5(2023)年度には「福岡国際医療福祉大学におけるFDの推進に関する基本方針」を制定した。本方針に基づき、授業評価アンケートに加えて、授業改善R-PDCA報告書及び教育研究活動報告書により教員個人の指導方法の改善や資質向上を図っている。【資料 6-3-3、資料 6-3-4、資料 6-3-5、資料 6-3-6、資料 6-3-7、資料 6-3-8】

(3) 教員の活動報告 「教育研究活動報告書」

本学では年度末に、専任教員が自身の1年間の教育及び研究活動、学内業務、社会活動の取り組みを教育研究活動報告書として自己申告する制度を設けている。教育活動では担当科目や授業回数に加えて、目標設定とその達成度や、学生の成績・出席状況、授業評価への省察を記載し、研究活動では講演・学会発表、論文・総説・著書に加えて競争的資金の申請と獲得状況等を点数化して研究業績点を記入する形式である。この報告書を基に各所属長が面談を行い、業務分担の比重と適性を考慮して評価のフィードバックを行う仕組みを構築している。【資料 6-3-9】

(4) 学生生活 「学生生活アンケート」

学生の学修環境に関する学生の意見・要望を把握するため、毎年学生アンケートを実施し、生活・健康指導やその管理、学生サービスの向上に利用するとともに、その調査結果

を学生委員会で取りまとめ、各担当部署が対策を講じている。また、学内の複数個所に「意見箱」を設置し、細かな意見も投書として随時受け付け、迅速に対応し、学生の要望に応えるよう努めている。学部、各学科のクラスでの個別の対応から、学科、学生委員会、学生相談室及び関係部署と連携し、早期の問題解決を図る体制を整えている。在学生の保護者で構成される教育後援会の幹事会や教育後援会主催の保護者懇談会では、各学科の学年幹事である保護者と積極的に意見交換を行い、教育目的を達成するための事業の成果である学生サービスの検証を行い、学生支援計画に反映している。【資料 6-3-10、資料 6-3-11、資料 6-3-12、資料 6-3-13】

#### (5) キャリア支援 「卒業後アンケート」「卒業生就職先・勤務先アンケート」

キャリア支援の取り組みに係る今後の改善課題を把握するため、令和 5 年度から、学生が就職した施設及び卒業生本人あてにアンケート調査を開始した。特に、就職先へのアンケートは、回収率の向上とより精度の高い結果となるよう、卒業生の就職先の施設長ではなく卒業生の勤務状況を身近に把握できる配属部門の長に直接、書面で回答を依頼し回答いただく配慮を行っている。令和 5 年度調査では、回答率 85.2%と高い回答率を得たため、本方法で継続する予定である。また、卒業生からのキャリア支援の満足度も 96.7%と極めて高いものと評価している。【資料 6-3-14、資料 6-3-15、資料 6-3-16】

#### (6) 入試 「学生募集」

本学は、入試終了後、志願者動向・志願者分析結果を経営会議や入試・広報関係の会議で報告し、次年度入試制度の改正、学生募集の在り方について検討を行っている。志願者動向・志願者分析では、学科別志願者の出身県や高校時の評定、入学試験時の成績や入試区分別の入学者成績状況などの分析を行っている。令和 5 (2023) 年度入試では一般選抜前期の受験方式を変更し、受験者の利便性を高め、志願者の維持・増加を図った。【資料 6-3-17、6-3-18】

図表 6-3-1 アセスメント・ポリシー

- |            |                                                                        |
|------------|------------------------------------------------------------------------|
| 1 機関レベル：   | 学生の卒業率、退学率、志望進路（就職率・進学率）等から教育課程及び学修成果の達成状況を評価する。                       |
| 2 教育課程レベル： | 所定の教育課程における卒業要件達成状況（単位修得状況、GPA）、資格・免許の取得状況等から教育課程全体を通した学修成果の達成状況を評価する。 |
| 3 科目レベル：   | シラバスで提示された学修目標に対する評価や授業評価アンケート等の結果から、科目ごとの学修成果の達成状況を評価する。              |

(次頁に続く)

|                                 |      | 入学時<br>アドミッション・ポリシーを満たす人材かどうかの評価                                                                   | 在学中<br>カリキュラム・ポリシーに則って学修が進められているかどうかの評価                                                                                                                                     | 卒業時<br>ディプロマ・ポリシーを満たす人材になったかどうかの評価                                                                                                                            | 卒業後                                                                                                  |
|---------------------------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 機<br>関<br>レ<br>ベ<br>ル           | 評価指標 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入学試験</li> <li>・ 調査書等の記載内容</li> <li>・ 面接・志望理由書等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 進級率</li> <li>・ 休学率</li> <li>・ 退学率</li> <li>・ 留年率</li> <li>・ 学修行動調査</li> </ul>                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学位授与数</li> <li>・ 卒業率</li> <li>・ 国家試験合格率</li> <li>・ 就職率（就職先）</li> <li>・ 進学率</li> <li>・ 入試制度別成績評価</li> </ul>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 卒業後アンケート</li> <li>・ 卒業生就職先</li> <li>・ 勤務先へのアンケート</li> </ul> |
| 教<br>育<br>課<br>程<br>レ<br>ベ<br>ル | 評価指標 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入学試験</li> <li>・ 調査書等の記載内容</li> <li>・ 面接・志望理由書等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ GPA※</li> <li>・ 修得単位数</li> <li>・ 進級率</li> <li>・ 学修行動調査</li> <li>・ 休学率</li> <li>・ 退学率</li> <li>・ 留年率</li> <li>・ 保健師コース選抜</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ GPA※</li> <li>・ 国家試験合格者数</li> <li>・ 国家試験合格率</li> <li>・ 資格取得率</li> <li>・ 進路状況（就職率・進学率）</li> <li>・ 卒業時アンケート</li> </ul> |                                                                                                      |
| 科<br>目<br>レ<br>ベ<br>ル           | 評価指標 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入学時基礎学力調査</li> </ul>                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成績評価</li> <li>・ 学修ポートフォリオ</li> <li>・ 授業評価アンケート</li> </ul>                                                                          |                                                                                                                                                               |                                                                                                      |

### 【自己評価】

本学では自己点検・評価委員会を中心に、令和 2(2020)年に策定した中期目標・中期計画の達成度に関する自己点検・評価を令和 2(2020)年度に実施している。3つのポリシーの見直しを行い、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、各年次の教育目標、科目の関連性を明確にすることで、3つのポリシーを起点とした教育の質保証への取り組みを行っている。

「教育」「FD」「教員の活動報告」「学生生活」「キャリア支援」「入試／学生募集」に関しては、PDCA サイクルの仕組みを確立している。

以上より、基準を満たしていると判断する。

### (3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

3つのポリシーの定期的な検討及び見直しは、大学の中期目標・中期計画と密接に関連する重要な事項であり、今後は、その到達度を適切に把握・評価することで、教育の質の保証を高めていく。

IR推進室の機能を今後強化することで、入学者の学修成果に関する情報を多角的に分析するとともに、外部評価や学生の意見を組織的かつ積極的に取り入れて改善策に活かし、その結果を学内外において積極的に周知することでPDCAサイクルに反映させる。

卒後評価に関するアンケートの調査対象を、急性期の医療機関に加えて回復期・慢性期の医療機関や介護老人保健施設等にも拡充し、施設間のバランスを改善する。また、関連職種連携教育の学修成果の点検・評価についても、全学的に取り組んでいく。

### 【基準6の自己評価】

本学では、教育及び研究、組織運営、施設設備等を含めた大学全体にわたる内部質保証のために、学長主導の下に全学的な自己点検・評価委員会を設置しており、本学の基本理念に基づいたテーマを設定し、定期的に自己点検・評価を実施している。その結果は「自己点検・評価報告書」として、分野別の外部評価とともに広く公表しているが、今後はIR推進の機能を強化して全学的な情報の一元化と分析結果の共有を図ることで、PDCAサイクルをより一層機能させ、教育改善につなげていく。

また、本学では、固有の使命・目的を達成すべく、中期目標・中期計画を策定し、その達成に向けて具体的方策に取り組むとともに、ポリシーの見直しや国際交流・社会貢献・地域連携の伸展など、大学運営の改善に努めている。

以上のことから、基準6は満たしていると判断する。

#### Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 国際性

##### A-1. 特色ある国際交流

##### A-1-① 海外研修プログラムの更なる充実

##### A-1-② 協定校からの短期研修受入プログラムの充実

##### A-1-③ 国際セミナー等の国際交流

##### (1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

##### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### A-1-① 海外研修プログラムの充実

##### 【事実の説明】

本学では教育目標の 1 つに「国内はもとより国際社会でも活躍できる、総合的な臨床能力を持った人材を養成する」ことを謳っている。また、令和 4（2022）年には「福岡国際医療福祉大学国際化推進ビジョン」を作成し、海外研修プログラム、外国語の充実、学内の国際化（外国人留学生の受け入れ、受け入れに伴う環境整備）、研究の国際化・共同研究の強化、国際シンポジウムの開催、地域社会のグローバル化への貢献などの位置づけを明確化している。

平成 31(2019)年度の開学時より、海外研修は単位認定科目「海外保健福祉事情」を医療学部 2 年次（2021 年度移管された看護学部は 3 年次）に必修科目として位置づけている。研修プログラムは、海外の医療福祉の事情を講義や実習を通して学ぶことや、語学学修等を通じて国際的なセンスを培うことを目的としている。この研修に先立ち、各国の現状、医療福祉の事情などについて事前学修し、研修が終了したのち、レポートの提出とポスターを作製して学内に掲示し 1 年生等への報告を実施している。これらを運営する組織として国際交流室を設置し、同室において具体的な企画・運営の補助を行っている。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、開学後から令和 4（2022）年度夏期研修まで海外研修は中止せざるを得ない状況となった（2022 年度冬期研修は希望者のみで実施した）。中止期間中は、代替え授業を開講した。授業内容は、医療職として海外活動を行った日本人の報告、他大学の医療福祉関係の外国人教員による講義（ベトナム、中国、モンゴル、インドネシア、ミャンマー、エジプト）、研修国からの講義（韓国、台湾、中国人民共和国、シンガポール、ベトナム、オーストラリア）であり、学生は授業を受講し、レポートを提出して、当該レポートの内容を評価して単位認定を行った。

令和 5（2023）年度から対象学年の学生全員、海外研修の実施が可能となった。研修内容は各研修国の受入機関等との様々な調整を進め実施に至った。研修先と日程については、図表 A-1-1 のとおりである。各研修先には教員が必ず引率し、生活面及び学習面のフォローを行った。研修先である、中国、韓国、オーストラリアなどの国・地域における大学や機関と協定を結んでおり、本協定に基づく実質的な交流が可能となっている。【資料 A-1-1、資料 A-1-2】

図表A-1-1 令和5(2023)年度 海外研修 派遣国・参加人数等一覧

(人)

| 国名      | 合計  | 内訳       |            |            |            | 日程       |
|---------|-----|----------|------------|------------|------------|----------|
|         |     | 看護<br>学科 | 理学療法<br>学科 | 作業療法<br>学科 | 視能訓練<br>学科 |          |
| 大韓民国    | 13  | 3        | 3          | 3          | 4          | 8/2-8/11 |
|         | 43  | 4        | 18         | 9          | 12         | 8/2-8/11 |
|         | 4   | 4        |            |            |            | 8/2-8/11 |
| 台湾      | 14  | 9        | 3          | 2          |            | 8/5-8/15 |
| 中国      | 1   | 1        |            |            |            | 8/5-8/15 |
| ラオス     | 2   |          |            |            | 2          | 8/5-8/15 |
| タイ      | 14  | 11       |            | 3          |            | 8/2-8/12 |
| ベトナム    | 26  | 10       | 6          | 8          | 2          | 8/6-8/16 |
|         | 19  | 4        | 3          |            | 12         | 8/5-8/15 |
| オーストラリア | 12  | 7        | 2          | 3          |            | 8/2-8/15 |
|         | 11  | 8        |            | 1          | 2          | 8/2-8/15 |
|         | 7   | 2        | 1          | 3          | 1          | 8/2-8/15 |
| カンボジア   | 11  | 11       |            |            |            | 8/5-8/15 |
| マレーシア   | 10  | 5        |            | 5          |            | 8/5-8/15 |
| インドネシア  | 12  | 9        |            | 3          |            | 8/3-8/11 |
| イギリス    | 5   | 5        |            |            |            | 8/5-8/15 |
| シンガポール  | 6   | 3        |            | 2          | 1          | 8/4-8/14 |
| シンガポール  | 6   |          | 3          |            | 3          | 8/4-8/14 |
| フィリピン   | 2   |          | 2          |            |            | 9/5-9/15 |
| モンゴル    | 3   |          | 1          |            | 2          | 9/1-9/12 |
| 合計      | 221 | 96       | 42         | 42         | 41         | —        |

## 【自己評価】

実際に海外研修に全学生が参加できたのは令和 5（2023）年度が初めてであった。令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、全方面の渡航が中止となったが、各国協定機関の賛同を得て、オンラインでの交流を実施することができた。また、このような状況下でも、協定機関との関係を維持し、海外研修の準備のために十分時間を費やすことができ、充実した研修内容と安全な研修ができた、と、高く評価できる。

## A-1-② 協定校からの短期研修受入プログラムの充実

## [事実の説明]

本学では、正規留学生の他に、海外協定校から短期研修生の受入れを行っている。

# 福岡国際医療福祉大学

令和5(2023)年度の短期研修生の受入れは、韓国の建陽大学校から、学生37名（内訳は下表）、教員3名で、研修期間は令和6（2024）年1月15日～24日の10日間であり、研修内容は、下表に示すとおりであった。【資料A-1-3】

図表 A-1-2 大韓民国 建陽大学校 受入学生内訳 (人)

| 合計数 | 所属学科    | 学年  |     |     |     |     |
|-----|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
|     |         | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生 | 5年生 |
| 37  | 理学療法学科  | —   | 11  | 9   | —   | 1   |
|     | メガネ工学科  | —   | 10  | 1   | 1   | —   |
|     | 診療放射線学科 | —   | 4   | —   | —   | —   |

図表 A-1-3 大韓民国 建陽大学校 受入 研修プログラム

| 日程       | 午前                                 | 午後                                 |
|----------|------------------------------------|------------------------------------|
| 1月15日(月) |                                    | 夕方ホテル着                             |
| 16日(火)   | オリエンテーション<br>歓迎昼食会                 | 講義「日本の文化について」<br>学長主催歓迎会           |
| 17日(水)   | 文化体験<br>太宰府市視察<br>(九州国立博物館ほか)      | 文化体験<br>太宰府市視察                     |
| 18日(木)   | 日本の医療福祉について<br>学科プログラム<br>(理学療法学科) | 福岡山王病院見学<br>視能訓練機器見学<br>学科懇談会      |
| 19日(金)   | 学科プログラム(看護学科)<br>学科プログラム(視能訓練学科)   | 学科プログラム(言語聴覚学科)<br>学科プログラム(作業療法学科) |
| 20日(土)   | 自由行動                               | 自由行動                               |
| 21日(日)   | 自由行動                               | 自由行動                               |
| 22日(月)   | 学生交流                               | 西新・百道の文化を知ろう                       |
| 23日(火)   | 文化体験：着付け、抹茶                        | トモダチアワー（学生交流）                      |
| 24日(水)   | ホテルチェックアウト                         | 帰国                                 |

## 【自己評価】

令和5（2023）年度初めて受け入れを実施した。本学と協定校とのニーズに合わせ、本学の関連施設の協力も得て、プログラムを作成したことから、学生の満足度は高かった。また、本学と韓国の学生同士の再会ができ、楽しい交流ができた。

## A-1-③ 国際フォーラム等の国際交流

### 【事実の説明】

本学では、これまでリハビリテーションや医療福祉の分野で相互理解を深めるための国

際フォーラムを企画・実行してきた。アジア・リハビリテーションフォーラムを平成 31 (2019) 年 11 月 16 日に開催し、アジア各国の協定機関等（中国 17 名、韓国 11 名、ミャンマー 4 名、台湾 1 名）からのゲストスピーカーのほか、国内の有識者や本学教員がシンポジストやパネリストとして参加している。フォーラムの開催に際しては、学長が大会長を務め、教職員が一丸となって事前準備や当日の運営に当たった。また、国内外からの参加者が親交を深めるための機会となるよう、交流会、公開講演会を実施し、アジア各国のリハビリテーション分野の向上に大いに資する内容となった。その後は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため対面による大会開催は控え、遠隔による交流などに努めた。新型コロナウイルス感染症の制限等が緩和された令和 5(2023)年には、本学教員が協定機関である中国リハビリテーション研究センター、乙支大大学校に訪問、遠隔による中国の三環腫瘍病院のがんリハビリテーションの見学、学長主催の留学生との懇談会など国際交流に努めた。留学生の受入実績としては、看護学科（中国 2 名、韓国 1 名）、作業療法学科（中国 1 名）、言語聴覚専攻科（中国 1 名）の 5 名であり、現在 2 名が学んでいる。

#### 【自己評価】

国際フォーラムで来日した多くのリハビリ従事者、国際医療福祉大学で学んでいる留学生も大変満足して学習し、交流も継続していることから適切であると判断する。

#### (3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後は、海外研修の充実、研修の受け入れをより多く実施し、留学生の募集活動も積極的に進めていく。また、定期的に時代のニーズに合ったテーマで国際フォーラムを企画して開催し、日本を含むアジア各国からの参加者がそれぞれの現状や課題を相互に理解して議論を交わす場を提供していく。様々な事情で会場に来ることができない人々に向けてオンラインの活用も推進していく。



## V. 特記事項

### 1. 新型コロナウイルス感染症に対する取組

新型コロナウイルス感染症が発生した直後、本学では、福岡国際医療福祉大学危機管理規程に基づき、福岡国際医療福祉大学危機対策本部に学長を統括者とした「新型コロナウイルス感染症対策チーム」を設置し、令和2（2020）年2月28日を第1回とし、延べ約80回の会議開催を重ねた。本会議において「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための行動指針」を定め、同指針のもと感染状況の把握及び緊急事態宣言の発出等に伴う対応について検討実施してきた。

本チームが中心となって、学内や地域における感染拡大の防止と学生の学修機会の確保の両立に取り組むべく、遠隔授業、遠隔授業と対面授業のハイブリッド、対面授業の3つの形態を実施し、全学を挙げて授業に必要な時間数を確保し教育の質の低下を防ぐことに尽力した。遠隔授業の実施にあたっては、全教員が対応できるようICT環境の整備と充実を図り、教務委員会と情報教育委員会（現在の情報委員会）が協同してシステムマニュアルの作成や講習会を実施し、教員間のサポート体制の構築を行った。国家資格等の取得に係る臨地実習においても、文部科学省及び厚生労働省をはじめとする関係機関の指導及び通知に基づき、教務委員会と臨床教育実習委員会（現在の臨地実習委員会）が実施期間の短縮や代替措置等に係る検討実施を行い、また国際医療福祉大学・高邦会グループの医療福祉施設における実習受入れ等の協力により、学びの環境を確保することができた。

併せて、本学は医療従事者を育成する大学として新型コロナワクチン接種にいち早く取り組み、本学教職員が一丸となって大学拠点接種を実施した。本学学生・教職員のみならず、その家族や地域住民、近隣の企業や教育機関の学生及び教職員等を対象として令和3（2021）年7月7日から令和4（2022）年8月9日の期間において総計5,566人へのワクチン接種を行い、新型コロナワクチン接種率向上に貢献した。

## VI. 法令等の遵守状況一覧

### 学校教育法

|         | 遵守状況 | 遵守状況の説明                                                                     | 該当基準項目            |
|---------|------|-----------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 第 83 条  | ○    | 大学の目的は、福岡国際医療福祉大学学則（以下、「学則」という。）第 1 条に定めている。                                | 1-1               |
| 第 85 条  | ○    | 設置する学部は、学則第 7 条に定めている。                                                      | 1-2               |
| 第 87 条  | ○    | 修業年限は、学則第 21 条に定めている。                                                       | 3-1               |
| 第 88 条  | —    | 既修得単位等を踏まえた修業年限の通算は行っていないため、該当しない。                                          | 3-1               |
| 第 89 条  | —    | 早期卒業制度の該当なし。                                                                | 3-1               |
| 第 90 条  | ○    | 入学資格は、学則第 24 条に定めている。但し、「特に優れた資質を有する者」の入学（飛び入学）に係る同条第 2 項は、該当しない。           | 2-1               |
| 第 92 条  | ○    | 職員及び職員組織は、学則第 11・12 条に定めている。                                                | 3-2<br>4-1<br>4-2 |
| 第 93 条  | ○    | 教授会は、学則第 15 条に定めている。                                                        | 4-1               |
| 第 104 条 | ○    | 学位は、学則第 50 条に定めている。                                                         | 3-1               |
| 第 105 条 | —    | 履修証明プログラムは開講していないため、該当しない。                                                  | 3-1               |
| 第 108 条 | —    | 短期大学は、設置していないため、該当しない。                                                      | 2-1               |
| 第 109 条 | ○    | 自己点検・評価並びに認証評価の実施及び評価結果の公表は、学則第 2 条に定め、毎年、自己点検・評価を行うとともに評価結果をホームページに公表している。 | 6-2               |
| 第 113 条 | ○    | 教育研究活動の情報公表は、学則第 3 条に定めるとともに、ホームページに公表している。                                 | 3-2               |
| 第 114 条 | ○    | 事務職員及び技術職員については、学則第 11 条第 3 項に定めている。                                        | 4-1<br>4-3        |
| 第 122 条 | ○    | 高等専門学校卒業生の編入学は、学則第 28 条に定めている。                                              | 2-1               |
| 第 132 条 | ○    | 専修学校専門課程修了者の編入学は、学則第 28 条に定めている。                                            | 2-1               |

### 学校教育法施行規則

|        | 遵守状況 | 遵守状況の説明                           | 該当基準項目     |
|--------|------|-----------------------------------|------------|
| 第 4 条  | ○    | 学則への記載が必要な事項については、各事項を学則に明記している。  | 3-1<br>3-2 |
| 第 24 条 | ○    | 学籍簿、成績記録及び健康診断の記録等を関係部署で管理保存している。 | 3-2        |
| 第 26 条 | ○    | 学生の懲戒については、学則第 52 条及び「学生の懲戒処分に関する | 4-1        |

福岡国際医療福祉大学

|            |   |                                                                                                                                                                                                                                                 |                                 |
|------------|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 第 5 項      |   | る規程」で規定している。                                                                                                                                                                                                                                    |                                 |
| 第 28 条     | ○ | 備えるべき各表簿については、事務局の所管部署が管理し、所定の期間保管している。                                                                                                                                                                                                         | 3-2                             |
| 第 143 条    | ○ | 教授会に設置可能とする代議員会、専門委員会等は、教授会規程により「代表者会議」を置き、教授会の議決として運用している。                                                                                                                                                                                     | 4-1                             |
| 第 146 条    | — | 既修得単位等を踏まえた修業年限の通算は行っていないため、該当しない。                                                                                                                                                                                                              | 3-1                             |
| 第 147 条    | — | 早期卒業制度の該当なし。                                                                                                                                                                                                                                    | 3-1                             |
| 第 148 条    | — | 早期卒業制度の該当なし。                                                                                                                                                                                                                                    | 3-1                             |
| 第 149 条    | — | 早期卒業制度の該当なし。                                                                                                                                                                                                                                    | 3-1                             |
| 第 150 条    | ○ | 入学資格は、学則第 24 条に規定している。                                                                                                                                                                                                                          | 2-1                             |
| 第 151 条    | — | 飛び入学制度の該当なし。                                                                                                                                                                                                                                    | 2-1                             |
| 第 152 条    | — | 飛び入学制度の該当なし。                                                                                                                                                                                                                                    | 2-1                             |
| 第 153 条    | — | 飛び入学制度の該当なし。                                                                                                                                                                                                                                    | 2-1                             |
| 第 154 条    | — | 飛び入学制度の該当なし。                                                                                                                                                                                                                                    | 2-1                             |
| 第 161 条    | ○ | 短期大学卒業者の編入学は、学則第 28 条に規定している。                                                                                                                                                                                                                   | 2-1                             |
| 第 162 条    | — | 外国大学課程の在学者の転入を認めていないため、該当なし。                                                                                                                                                                                                                    | 2-1                             |
| 第 163 条    | ○ | 学年の始期及び終期は学則第 18 条、学期の区分は第 19 条に規定している。                                                                                                                                                                                                         | 3-2                             |
| 第 163 条の 2 | — | 学修証明書を交付する制度は設けていない。                                                                                                                                                                                                                            | 3-1                             |
| 第 164 条    | — | 履修証明プログラムは開講していないため、該当しない。                                                                                                                                                                                                                      | 3-1                             |
| 第 165 条の 2 | ○ | ①卒業又は修了の認定に関する方針、②教育課程の編成及び実施に関する方針、③入学者の受入れに関する方針を、それぞれ定め、ホームページ・履修要項等で公表しており、一貫性を保持している。                                                                                                                                                      | 1-2<br>2-1<br>3-1<br>3-2<br>6-3 |
| 第 166 条    | ○ | 学則第 2 条に自己点検・評価について定め、自己点検・評価委員会規程に基づく委員会を組織して適切な体制を整備したうえで、中期計画の各項目の達成状況及びアセスメント・ポリシーに定める指標に基づく点検・評価を行っている。                                                                                                                                    | 6-2                             |
| 第 172 条の 2 | ○ | 大学の教育活動等の状況に係る以下の項目について、本学ホームページに公表している。<br>①教育研究上の目的、②教育研究上の基本組織、③教員組織、教員数、教員の学位・業績、④入学者数、収容定員、在学生数、卒業・修了者数、進学者数・就職者数その他進学及び就職等の状況、⑤授業科目、授業内容、年間授業の計画、⑥成績評価、進級・卒業（修了）認定基準、取得可能な学位、⑦校地、校舎等の施設・設備、⑧徴収費用、⑨学生の修学、心身の健康、進路選択等に係る支援、⑩修得すべき知識能力に関する情報 | 1-2<br>2-1<br>3-1<br>3-2<br>5-1 |

福岡国際医療福祉大学

|         |   |                                                  |     |
|---------|---|--------------------------------------------------|-----|
| 第 173 条 | ○ | 学長が学位を授与することを、学則第 49 条第 2 項に規定し、卒業証書・学位記を授与している。 | 3-1 |
| 第 178 条 | ○ | 学則第 28 条に編入学について定めており、高等専門学校卒業生の編入学を認めている。       | 2-1 |
| 第 186 条 | ○ | 学則第 28 条に編入学について定めており、専修学校専門課程修了生の編入学を認めている。     | 2-1 |

大学設置基準

|          | 遵守状況 | 遵守状況の説明                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 該当基準項目                                        |
|----------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 第 1 条    | ○    | 大学設置基準を最低基準と認識し、その水準の向上に努めている。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 6-2<br>6-3                                    |
| 第 2 条    | ○    | 学則第 7 条で学部 of 教育研究上の目的を定めている。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 1-1<br>1-2                                    |
| 第 2 条の 2 | ○    | 入学者選抜に当たっては、入学者の受入れに関する方針、学則、入学者選考規程、募集要項等に基づき、公正かつ適当な方法により、適切な体制を整えて行っている。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 2-1                                           |
| 第 3 条    | ○    | 設置する学部は、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数及びその他が学部として適当である。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 1-2                                           |
| 第 4 条    | ○    | 学部には、それぞれの専攻分野の教育研究に必要な組織を備えた学科を設けている。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 1-2                                           |
| 第 5 条    | —    | 「履修上の区分」に応じて組織している課程はない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 1-2                                           |
| 第 6 条    | —    | 学部以外の基本組織は置いておらず、該当なし。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 1-2<br>3-2<br>4-2                             |
| 第 7 条    | ○    | <p>大学設置基準の本条各項に定める事項を遵守し、適切に運用している。</p> <p>同条第 1 項関係： 学則第 11 条、第 12 条に教職員組織を定め、教育研究上の目的の達成に必要な教員を置き、適切な組織編成を行っている。</p> <p>同条第 2 項関係： 教育研究を組織的に遂行するため、学内の委員会は、各学科の教員と事務職員で委員を構成し、教職協働の組織的連携体制を確保している。</p> <p>同条 3 項関係： 厚生補導のための組織として学生相談室、キャリア相談室等を備えている。</p> <p>同条 4 項関係： 専任教員及び事務職員を配置している。</p> <p>同条 5 項関係： 学生の社会的及び職業的自立を図るため、学科及び委員会等必要な組織を整え、有機的な連携を進めている。</p> <p>同条 6 項関係： 教員の年齢構成は、職制に応じてバランスよく配</p> | 2-2<br>2-3<br>2-4<br>3-2<br>4-1<br>4-2<br>4-3 |

福岡国際医療福祉大学

|                     |   |                                                                                                         |                          |
|---------------------|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
|                     |   | 置している。<br>同条 7 項関係： 校地の教員は、大学設置基準を満たしている。                                                               |                          |
| 第 8 条               | ○ | 主要授業科目については、原則として教授又は准教授に、それ以外の授業科目についても可能な限り専任教員が担当するように努めている。                                         | 3-2<br>4-2               |
| 第 9 条               | ○ | 必要に応じて、授業を担当しない教員を置いている。                                                                                | 3-2<br>4-2               |
| 第 10 条<br>(旧第 13 条) | ○ | 設置基準上の必要教員数、教授数は満たしている。                                                                                 | 3-2<br>4-2               |
| 第 11 条              | ○ | 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けるとともにその他必要な取組を行っている。 | 3-2<br>3-3<br>4-2<br>4-3 |
| 第 12 条              | ○ | 学長は、「福岡国際医療福祉大学学長選任規程」に基づく「福岡国際医療福祉大学学長候補者選考委員会内規」により選考している。                                            | 4-1                      |
| 第 13 条              | ○ | 「教育職員の職制及び任免に関する規程」に、本条に定める基準に適合した選考基準を定め、当該基準を満たす者の中から教授に任用している。                                       | 3-2<br>4-2               |
| 第 14 条              | ○ | 「教育職員の職制及び任免に関する規程」に、本条に定める基準に適合した選考基準を定めている。                                                           | 3-2<br>4-2               |
| 第 15 条              | ○ | 「教育職員の職制及び任免に関する規程」に、本条に定める基準に適合した選考基準を定め、当該基準を満たす者の中から講師に任用している。                                       | 3-2<br>4-2               |
| 第 16 条              | ○ | 「教育職員の職制及び任免に関する規程」に、本条に定める基準に適合した選考基準を定め、当該基準を満たす者の中から助教に任用している。                                       | 3-2<br>4-2               |
| 第 17 条              | ○ | 「教育職員の職制及び任免に関する規程」に、本条に定める基準に適合した選考基準を定め、当該基準を満たす者の中から助手に任用している。                                       | 3-2<br>4-2               |
| 第 18 条              | ○ | 収容定員は、学則第 7 条第 2 項に各学部の変員を定め、適正に管理している。                                                                 | 2-1                      |
| 第 19 条              | ○ | 全学及び各学科のカリキュラム・ポリシーを定めるとともに、学則第 29 条～第 31 条に則り、体系的に教育課程を編成している。さらに、教育課程の体系性及び順次性については、各学科の履修系統図に示している。  | 3-2                      |
| 第 19 条の 2           | — | 連携開設科目は、開設していない。                                                                                        | 3-2                      |
| 第 20 条              | ○ | 学則第 29 条に必修科目、選択科目、自由科目について規定し、学則別表 1 にて科目区分及び配当年次等を定めている。                                              | 3-2                      |

福岡国際医療福祉大学

|           |   |                                                                                    |            |
|-----------|---|------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 第 21 条    | ○ | 学則第 33 条に単位の計算方法を定め、当該計算方法に基づき、学則別表 1 にて各科目の単位数を定めている。                             | 3-1        |
| 第 22 条    | ○ | 学則第 36 条に各学年の授業日数は、定期試験の日数を含め、35 週以上と定め、運用している。                                    | 3-2        |
| 第 23 条    | ○ | 学則第 19 条に学年を 2 学期とすることを定め、各学期の授業は、15 週数とすることを基本的な考えとした学年暦を定め運用している。                | 3-2        |
| 第 24 条    | ○ | 科目ごとの教育効果を考慮し、適切な人数で授業を開講している。                                                     | 2-5        |
| 第 25 条    | ○ | 学則第 32 条に、講義、演習、実験、実習若しくは実技等の方法で授業を行うことを定め実施している。また、学則第 38 条にメディアを利用した授業について定めている。 | 2-2<br>3-2 |
| 第 25 条の 2 | ○ | ホームページにシラバスを掲載し、授業の方法及び内容、授業の計画、成績評価の基準等を学生に開示している。                                | 3-1        |
| 第 26 条    | — | 昼夜開講制は設けていない。                                                                      | 3-2        |
| 第 27 条    | ○ | 学則第 34 条に、授業科目を履修し、当該科目の試験等に合格した者に所定の単位を与えることを定めている。                               | 3-1        |
| 第 27 条の 2 | ○ | 本学では、学修の質の確保のため、年間登録単位数の上限を定める「キャップ制」を導入している。(原則として年間登録単位数は 50 単位未満)               | 3-2        |
| 第 27 条の 3 | — | 連携開設科目は、開講していない。                                                                   | 3-1        |
| 第 28 条    | ○ | 学則第 39 条に、他の大学等における授業科目の履修等を認めることを規定している。                                          | 3-1        |
| 第 29 条    | ○ | 学則第 40 条に、定めている。                                                                   | 3-1        |
| 第 30 条    | ○ | 学則第 41 条に、定めている。                                                                   | 3-1        |
| 第 30 条の 2 | — | 長期履修制度は、設けていない。                                                                    | 3-2        |
| 第 31 条    | ○ | 学則第 58 条に、定めている。                                                                   | 3-1<br>3-2 |
| 第 32 条    | ○ | 学則第 49 条に、卒業に必要な単位を修得した者に対して、学長が卒業を認定することを定め、別表 1 にて各学科の卒業に必要な単位数等を定めている。          | 3-1        |
| 第 33 条    | — | 授業時間制の制度は設けていない。                                                                   | 3-1        |
| 第 34 条    | ○ | 本条に定める基準を満たすとともに、教育にふさわしい環境を整えている。                                                 | 2-5        |
| 第 35 条    | ○ | 校地・校舎に、運動場、テニスコート、学生ラウンジ等の教育・厚生補導のための施設を備えている。                                     | 2-5        |
| 第 36 条    | ○ | 校舎に、教室、実習室、研究室、図書館、事務室等の必要な施設を備えている。                                               | 2-5        |
| 第 37 条    | ○ | 校地の面積は、本条に定める基準を満たしている。                                                            | 2-5        |
| 第 37 条の 2 | ○ | 校舎の面積は、本条に定める基準を満たしている。                                                            | 2-5        |
| 第 38 条    | ○ | 学術情報については、司書を複数名配置した図書館を中心に適切に                                                     | 2-5        |

福岡国際医療福祉大学

|            |   |                                                                                            |                   |
|------------|---|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
|            |   | 整備・活用している。                                                                                 |                   |
| 第 39 条     | — | 本条に定める学部、学科は設置していない。                                                                       | 2-5               |
| 第 39 条の 2  | — | 本条に定める学部、学科は設置していない。                                                                       | 2-5               |
| 第 40 条     | ○ | 機械、器具等は、本条に定める基準を満たすとともに、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練師、診療放射線技師、看護師等の養成施設に係る厚生労働省の各ガイドラインを満たしている。 | 2-5               |
| 第 40 条の 2  | — | 二以上の校地には、該当しない。                                                                            | 2-5               |
| 第 40 条の 3  | ○ | 教育研究の目的を達成するための財源は、適切に確保しており、環境の整備に努めている。                                                  | 2-5<br>4-4        |
| 第 40 条の 4  | ○ | 大学、学部及び学科の名称は、教育研究上の目的にふさわしいものである。                                                         | 1-1               |
| 第 41 条     | — | 学部等連係課程は、設けていない。                                                                           | 3-2               |
| 第 42 条     | — | 専門職学科は、設けていない。                                                                             | 1-2               |
| 第 42 条の 2  | — | 専門職学科は、設けていない。                                                                             | 2-1               |
| 第 42 条の 3  | — | 専門職学科は、設けていない。                                                                             | 4-2               |
| 第 42 条の 4  | — | 専門職学科は、設けていない。                                                                             | 3-2               |
| 第 42 条の 5  | — | 専門職学科は、設けていない。                                                                             | 4-1               |
| 第 42 条の 6  | — | 専門職学科は、設けていない。                                                                             | 3-2               |
| 第 42 条の 7  | — | 専門職学科は、設けていない。                                                                             | 2-5               |
| 第 42 条の 8  | — | 専門職学科は、設けていない。                                                                             | 3-1               |
| 第 42 条の 9  | — | 専門職学科は、設けていない。                                                                             | 3-1               |
| 第 42 条の 10 | — | 専門職学科は、設けていない。                                                                             | 2-5               |
| 第 43 条     | — | 共同教育課程は、設けていない。                                                                            | 3-2               |
| 第 44 条     | — | 共同教育課程は、設けていない。                                                                            | 3-1               |
| 第 45 条     | — | 共同教育課程は、設けていない。                                                                            | 3-1               |
| 第 46 条     | — | 共同教育課程は、設けていない。                                                                            | 3-2<br>4-2        |
| 第 47 条     | — | 共同教育課程は、設けていない。                                                                            | 2-5               |
| 第 48 条     | — | 共同教育課程は、設けていない。                                                                            | 2-5               |
| 第 49 条     | — | 共同教育課程は、設けていない。                                                                            | 2-5               |
| 第 49 条の 2  | — | 工学に関する学科は、設けていない。                                                                          | 3-2               |
| 第 49 条の 3  | — | 工学に関する学科は、設けていない。                                                                          | 4-2               |
| 第 49 条の 4  | — | 工学に関する学科は、設けていない。                                                                          | 4-2               |
| 第 58 条     | — | 外国に学部、学科、その他の組織は設けていない。                                                                    | 1-2               |
| 第 59 条     | — | 本学は、大学院大学ではないので、該当しない。                                                                     | 2-5               |
| 第 61 条     | ○ | 学部等の改廃・新增設及び施設・設備の新設・改修等においては、必要に応じ段階的に整備している。                                             | 2-5<br>3-2<br>4-2 |

## 学位規則

|           | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明                                          | 該当<br>基準項目 |
|-----------|----------|--------------------------------------------------|------------|
| 第 2 条     | ○        | 学長が学位を授与することを、学則第 49 条第 2 項に規定し、卒業証書・学位記を授与している。 | 3-1        |
| 第 10 条    | ○        | 学位の名称・授与の要件等については、学則第 49～50 条に規定している。            | 3-1        |
| 第 10 条の 2 | —        | 共同教育課程は設けていない。                                   | 3-1        |
| 第 13 条    | ○        | 学位に関して必要な事項を定めた学則を変更した場合は、文部科学省に報告している。          | 3-1        |

## 私立学校法

|           | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明                                                                                                                                                 | 該当<br>基準項目 |
|-----------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 第 24 条    | ○        | 「学校法人高木学園寄附行為（以下、「寄附行為」という。）」に基づき、自主的な運営基盤の強化を図るとともに、運営上の基本を定めた「福岡国際医療福祉大学ガバナンス・コード」の遵守状況及び 5 ヶ年の「中期目標・中期計画」の達成度を点検評価しながら、教育の質の向上及び運営の透明性の確保を図るよう努めている。 | 5-1        |
| 第 26 条の 2 | ○        | 役職員等学校法人の関係者に対し、特別の利益は与えていない。                                                                                                                           | 5-1        |
| 第 33 条の 2 | ○        | 寄附行為を事務所に備えることを、寄附行為第 44 条に定め、遵守している。                                                                                                                   | 5-1        |
| 第 35 条    | ○        | 役員については寄附行為第 6 条、理事長については寄附行為第 8 条に定め、遵守している。                                                                                                           | 5-2<br>5-3 |
| 第 35 条の 2 | ○        | 私立学校法に基づき、学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従っている。                                                                                                                  | 5-2<br>5-3 |
| 第 36 条    | ○        | 理事会については寄附行為第 17 条に定め、適切に運営している。                                                                                                                        | 5-2        |
| 第 37 条    | ○        | 役員の職務等については、寄附行為第 8 条～11 条に定め、遵守している。                                                                                                                   | 5-2<br>5-3 |
| 第 38 条    | ○        | 理事、理事長、監事の選任については、寄附行為第 7 条～第 11 条に定め、適切に実施している。                                                                                                        | 5-2        |
| 第 39 条    | ○        | 監事にあつては、理事、評議員、法人職員と兼職を禁止する旨は、寄附行為第 11 条に定め、遵守している。                                                                                                     | 5-2        |
| 第 40 条    | ○        | 役員の補充については、寄附行為第 13 条に定め、遵守している。                                                                                                                        | 5-2        |
| 第 41 条    | ○        | 評議員会については、寄附行為第 19 条に定め、遵守している。                                                                                                                         | 5-3        |
| 第 42 条    | ○        | 理事長による評議員会への諮問事項については、寄附行為第 21 条に定め、遵守している。                                                                                                             | 5-3        |
| 第 43 条    | ○        | 評議員会の意見具申等については、寄附行為第 22 条に定め、遵守している。                                                                                                                   | 5-3        |



福岡国際医療福祉大学

|           |   |                                                              |                   |
|-----------|---|--------------------------------------------------------------|-------------------|
| 第 44 条    | ○ | 評議員の選任については、寄附行為第 23 条に定め、遵守している。                            | 5-3               |
| 第 44 条の 2 | ○ | 役員の学校法人に対する損害賠償責任については、私立学校法の定めに従い、適切に対応している。                | 5-2<br>5-3        |
| 第 44 条の 3 | ○ | 役員の第三者に対する損害賠償責任については、私立学校法の定めに従い、適切に対応している。                 | 5-2<br>5-3        |
| 第 44 条の 4 | ○ | 役員の連帯責任については、私立学校法の定めに従い、適切に対応している。                          | 5-2<br>5-3        |
| 第 44 条の 5 | ○ | 一般社団・財団法人法の規定の準用については、私立学校法の趣旨に沿って、適切に対応している。                | 5-2<br>5-3        |
| 第 45 条    | ○ | 寄附行為の変更については、寄附行為第 43 条に定め、遵守している。                           | 5-1               |
| 第 45 条の 2 | ○ | 予算・事業計画、中期計画については、寄附行為第 34 条に定め、遵守している。                      | 1-2<br>5-4<br>6-3 |
| 第 46 条    | ○ | 評議員に対する決算等の報告については、寄附行為第 36 条第 2 項に定め、遵守している。                | 5-3               |
| 第 47 条    | ○ | 財産目録等の備付け及び閲覧については、寄附行為第 44 条に定め、遵守している。                     | 5-1               |
| 第 48 条    | ○ | 役員の報酬については、寄附行為第 37 条の 3 に定め、学校法人高木学園役員の報酬等の支給の基準に従って支給している。 | 5-2<br>5-3        |
| 第 49 条    | ○ | 会計年度については、寄附行為第 39 条に定め、実施している。                              | 5-1               |
| 第 63 条の 2 | ○ | 情報の公表については、寄附行為第 37 条の 2 に定め、適切に実施している。                      | 5-1               |

学校教育法（大学院関係） 該当なし

|         | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明 | 該当<br>基準項目 |
|---------|----------|---------|------------|
| 第 99 条  |          |         | 1-1        |
| 第 100 条 |          |         | 1-2        |
| 第 102 条 |          |         | 2-1        |

学校教育法施行規則（大学院関係） 該当なし

|         | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明 | 該当<br>基準項目 |
|---------|----------|---------|------------|
| 第 155 条 |          |         | 2-1        |
| 第 156 条 |          |         | 2-1        |
| 第 157 条 |          |         | 2-1        |
| 第 158 条 |          |         | 2-1        |
| 第 159 条 |          |         | 2-1        |
| 第 160 条 |          |         | 2-1        |

大学院設置基準 該当なし

|          | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明 | 該当<br>基準項目                                    |
|----------|----------|---------|-----------------------------------------------|
| 第 1 条    |          |         | 6-2<br>6-3                                    |
| 第 1 条の 2 |          |         | 1-1<br>1-2                                    |
| 第 1 条の 3 |          |         | 2-1                                           |
| 第 2 条    |          |         | 1-2                                           |
| 第 2 条の 2 |          |         | 1-2                                           |
| 第 3 条    |          |         | 1-2                                           |
| 第 4 条    |          |         | 1-2                                           |
| 第 5 条    |          |         | 1-2                                           |
| 第 6 条    |          |         | 1-2                                           |
| 第 7 条    |          |         | 1-2                                           |
| 第 7 条の 2 |          |         | 1-2<br>3-2<br>4-2                             |
| 第 7 条の 3 |          |         | 1-2<br>3-2<br>4-2                             |
| 第 8 条    |          |         | 2-2<br>2-3<br>2-4<br>3-2<br>4-1<br>4-2<br>4-3 |
| 第 9 条    |          |         | 3-2<br>4-2                                    |
| 第 9 条の 3 |          |         | 3-2<br>3-3<br>4-2<br>4-3                      |
| 第 10 条   |          |         | 2-1                                           |
| 第 11 条   |          |         | 3-2                                           |
| 第 12 条   |          |         | 2-2<br>3-2                                    |

|           |  |  |                          |
|-----------|--|--|--------------------------|
| 第 13 条    |  |  | 2-2<br>3-2               |
| 第 14 条    |  |  | 3-2                      |
| 第 14 条の 2 |  |  | 3-1                      |
| 第 15 条    |  |  | 2-2<br>2-5<br>3-1<br>3-2 |
| 第 16 条    |  |  | 3-1                      |
| 第 17 条    |  |  | 3-1                      |
| 第 19 条    |  |  | 2-5                      |
| 第 20 条    |  |  | 2-5                      |
| 第 21 条    |  |  | 2-5                      |
| 第 22 条    |  |  | 2-5                      |
| 第 22 条の 2 |  |  | 2-5                      |
| 第 22 条の 3 |  |  | 2-5<br>4-4               |
| 第 22 条の 4 |  |  | 1-1                      |
| 第 23 条    |  |  | 1-1<br>1-2               |
| 第 24 条    |  |  | 2-5                      |
| 第 25 条    |  |  | 3-2                      |
| 第 26 条    |  |  | 3-2                      |
| 第 27 条    |  |  | 3-2<br>4-2               |
| 第 28 条    |  |  | 2-2<br>3-1<br>3-2        |
| 第 29 条    |  |  | 2-5                      |
| 第 30 条    |  |  | 2-2<br>3-2               |
| 第 30 条の 2 |  |  | 3-2                      |
| 第 31 条    |  |  | 3-2                      |
| 第 32 条    |  |  | 3-1                      |
| 第 33 条    |  |  | 3-1                      |
| 第 34 条    |  |  | 2-5                      |
| 第 34 条の 2 |  |  | 3-2                      |
| 第 34 条の 3 |  |  | 4-2                      |
| 第 42 条    |  |  | 2-3                      |

福岡国際医療福祉大学

|        |  |  |            |
|--------|--|--|------------|
| 第 43 条 |  |  | 2-4        |
| 第 45 条 |  |  | 1-2        |
| 第 46 条 |  |  | 2-5<br>4-2 |

専門職大学院設置基準 該当なし

|          | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明 | 該当<br>基準項目                      |
|----------|----------|---------|---------------------------------|
| 第 1 条    |          |         | 6-2<br>6-3                      |
| 第 2 条    |          |         | 1-2                             |
| 第 3 条    |          |         | 3-1                             |
| 第 4 条    |          |         | 3-2<br>4-2                      |
| 第 5 条    |          |         | 3-2<br>4-2                      |
| 第 5 条の 2 |          |         | 3-2<br>3-3<br>4-2               |
| 第 6 条    |          |         | 3-2                             |
| 第 6 条の 2 |          |         | 3-2                             |
| 第 6 条の 3 |          |         | 3-2                             |
| 第 7 条    |          |         | 2-5                             |
| 第 8 条    |          |         | 2-2<br>3-2                      |
| 第 9 条    |          |         | 2-2<br>3-2                      |
| 第 10 条   |          |         | 3-1                             |
| 第 11 条   |          |         | 3-2                             |
| 第 12 条   |          |         | 3-1                             |
| 第 13 条   |          |         | 3-1                             |
| 第 14 条   |          |         | 3-1                             |
| 第 15 条   |          |         | 3-1                             |
| 第 16 条   |          |         | 3-1                             |
| 第 17 条   |          |         | 1-2<br>2-2<br>2-5<br>3-2<br>4-2 |

福岡国際医療福祉大学

|        |  |  |                   |
|--------|--|--|-------------------|
|        |  |  | 4-3               |
| 第 18 条 |  |  | 1-2<br>3-1<br>3-2 |
| 第 19 条 |  |  | 2-1               |
| 第 20 条 |  |  | 2-1               |
| 第 21 条 |  |  | 3-1               |
| 第 22 条 |  |  | 3-1               |
| 第 23 条 |  |  | 3-1               |
| 第 24 条 |  |  | 3-1               |
| 第 25 条 |  |  | 3-1               |
| 第 26 条 |  |  | 1-2<br>3-1<br>3-2 |
| 第 27 条 |  |  | 3-1               |
| 第 28 条 |  |  | 3-1               |
| 第 29 条 |  |  | 3-1               |
| 第 30 条 |  |  | 3-1               |
| 第 31 条 |  |  | 3-2               |
| 第 32 条 |  |  | 3-2               |
| 第 33 条 |  |  | 3-1               |
| 第 34 条 |  |  | 3-1               |
| 第 42 条 |  |  | 6-2<br>6-3        |

学位規則（大学院関係） 該当なし

|        | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明 | 該当<br>基準項目 |
|--------|----------|---------|------------|
| 第 3 条  |          |         | 3-1        |
| 第 4 条  |          |         | 3-1        |
| 第 5 条  |          |         | 3-1        |
| 第 12 条 |          |         | 3-1        |

大学通信教育設置基準 該当なし

|       | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明 | 該当<br>基準項目 |
|-------|----------|---------|------------|
| 第 1 条 |          |         | 6-2<br>6-3 |
| 第 2 条 |          |         | 3-2        |

福岡国際医療福祉大学

|        |  |  |            |
|--------|--|--|------------|
| 第 3 条  |  |  | 2-2<br>3-2 |
| 第 4 条  |  |  | 3-2        |
| 第 5 条  |  |  | 3-1        |
| 第 6 条  |  |  | 3-1        |
| 第 7 条  |  |  | 3-1        |
| 第 8 条  |  |  | 3-2<br>4-2 |
| 第 9 条  |  |  | 2-5        |
| 第 10 条 |  |  | 2-5        |
| 第 11 条 |  |  | 2-2<br>3-2 |
| 第 13 条 |  |  | 6-2<br>6-3 |

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「―」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

## VII. エビデンス集一覧

### エビデンス集（データ編）一覧

| コード      | タイトル                              | 備考 |
|----------|-----------------------------------|----|
| 【共通基礎】   | 認証評価共通基礎データ                       |    |
| 【表 F-1】  | 理事長名、学長名等                         |    |
| 【表 F-2】  | 附属校及び併設校、附属機関の概要                  |    |
| 【表 F-3】  | 外部評価の実施概要                         |    |
| 【表 2-1】  | 学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）               |    |
| 【表 2-2】  | 研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）              |    |
| 【表 2-3】  | 学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）      |    |
| 【表 2-4】  | 就職相談室等の状況                         |    |
| 【表 2-5】  | 就職の状況（過去 3 年間）                    |    |
| 【表 2-6】  | 卒業後の進路先の状況（前年度実績）                 |    |
| 【表 2-7】  | 大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）   |    |
| 【表 2-8】  | 学生の課外活動への支援状況（前年度実績）              |    |
| 【表 2-9】  | 学生相談室、保健室等の状況                     |    |
| 【表 2-10】 | 附属施設の概要（図書館除く）                    |    |
| 【表 2-11】 | 図書館の開館状況                          |    |
| 【表 2-12】 | 情報センター等の状況                        |    |
| 【表 3-1】  | 授業科目の概要                           |    |
| 【表 3-2】  | 成績評価基準                            |    |
| 【表 3-3】  | 修得単位状況（前年度実績）                     |    |
| 【表 3-4】  | 年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）     |    |
| 【表 4-1】  | 学部、学科の開設授業科目における専兼比率              |    |
| 【表 4-2】  | 職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）  |    |
| 【表 5-1】  | 財務情報の公表（前年度実績）                    |    |
| 【表 5-2】  | 事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）            |    |
| 【表 5-3】  | 事業活動収支計算書関係比率（大学単独）               |    |
| 【表 5-4】  | 貸借対照表関係比率（法人全体のもの）                |    |
| 【表 5-5】  | 要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間） |    |

### エビデンス集（資料編）一覧

#### 基礎資料

| コード      | タイトル                   |    |
|----------|------------------------|----|
|          | 該当する資料名及び該当ページ         | 備考 |
| 【資料 F-1】 | 寄附行為（紙媒体）              |    |
|          | 学校法人高木学園寄附行為           |    |
| 【資料 F-2】 | 大学案内                   |    |
|          | 2025 年度版 キャンパスガイド      |    |
| 【資料 F-3】 | 大学学則、大学院学則（紙媒体）        |    |
|          | 福岡国際医療福祉大学学則           |    |
| 【資料 F-4】 | 学生募集要項、入学者選抜要綱         |    |
|          | ① 2024 年度版 入試ガイド       |    |
|          | ② 2024 年度版 学生募集要項      |    |
|          | ③ 2024 年度版 学生募集要項（追補版） |    |
| 【資料 F-5】 | 学生便覧                   |    |
|          | 2024 年度版 学生生活の手引き      |    |

福岡国際医療福祉大学

|           |                                                                    |                        |
|-----------|--------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 【資料 F-6】  | 事業計画書                                                              |                        |
|           | 2024 年度学校法人高木学園事業計画                                                |                        |
| 【資料 F-7】  | 事業報告書                                                              |                        |
|           | 令和 4 年度事業報告書                                                       |                        |
| 【資料 F-8】  | アクセスマップ、キャンパスマップなど                                                 |                        |
|           | ① 2025 年度版 キャンパスガイド 45 頁～46 頁、裏表紙<br>② 2024 年度版 学生生活の手引き 49 頁～62 頁 | ① F-2 に同じ<br>② F-5 に同じ |
| 【資料 F-9】  | 法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）                                            |                        |
|           | 学校法人高木学園 福岡国際医療福祉大学規程集                                             |                        |
| 【資料 F-10】 | 理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料 |                        |
|           | ① 学校法人高木学園 役員名簿（理事・監事・評議員）<br>② 令和 5 年度理事会・評議員会開催状況                |                        |
| 【資料 F-11】 | 決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）                                |                        |
|           | ① 決算等の計算書類（令和元年度～令和 5 年度）<br>② 監事監査報告書（令和元年度～令和 5 年度）              |                        |
| 【資料 F-12】 | 履修要項、シラバス（電子データ）                                                   |                        |
|           | ① 2024 年度版 履修要項<br>② 2024 年度版 シラバス                                 |                        |
| 【資料 F-13】 | 3 つのポリシー一覧（策定単位ごと）                                                 |                        |
|           | 福岡国際医療福祉大学 3 つのポリシー                                                |                        |
| 【資料 F-14】 | 設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）                                         |                        |
|           | 該当なし                                                               |                        |
| 【資料 F-15】 | 認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）                                          |                        |
|           | 該当なし                                                               |                        |



基準 1. 使命・目的等

| 基準項目                |                                   |            |
|---------------------|-----------------------------------|------------|
| コード                 | 該当する資料名及び該当ページ                    | 備考         |
| 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定 |                                   |            |
| 【資料 1-1-1】          | 福岡国際医療福祉大学学則 第 1 条                | F-3 に含む    |
| 【資料 1-1-2】          | ホームページ（基本理念・3つのポリシー）              |            |
| 【資料 1-1-3】          | 2025 年度版 キャンパスガイド 1 頁、5 頁         | F-2 に含む    |
| 【資料 1-1-4】          | 2024 年度版 履修要項 2 ～3 頁              | F-12①に含む   |
| 【資料 1-1-5】          | 学科の教育研究上の目的を定める規程                 |            |
| 【資料 1-1-6】          | アセスメント・ポリシー                       |            |
| 【資料 1-1-7】          | 広報活動に関する基本方針                      |            |
| 【資料 1-1-8】          | 教職員の人材育成の目標・方針                    |            |
| 【資料 1-1-9】          | FD 推進に関する基本方針                     |            |
| 【資料 1-1-10】         | 産学連携に関する基本方針                      |            |
| 【資料 1-1-11】         | 国際化推進ビジョン                         |            |
| 【資料 1-1-12】         | 研究活動に関する基本方針                      |            |
| 【資料 1-1-13】         | 地域連携推進に関する基本方針                    |            |
| 【資料 1-1-14】         | ホームページ（大学の特長：6つの魅力）               |            |
| 【資料 1-1-15】         | 自己点検・評価委員会規程                      |            |
| 【資料 1-1-16】         | 教育研究戦略会議規程                        |            |
| 【資料 1-1-17】         | 学部長・学科長会議規程                       |            |
| 【資料 1-1-18】         | 教授会規程                             |            |
| 【資料 1-1-19】         | 管理運営委員会規程                         |            |
| 【資料 1-1-20】         | 学校法人高木学園常任理事会規程                   |            |
| 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映 |                                   |            |
| 【資料 1-2-1】          | 2025 年度版 キャンパスガイド 1 頁、5 頁         | F-2 に含む    |
| 【資料 1-2-2】          | 2024 年度版 履修要項 2 頁                 | F-12①に含む   |
| 【資料 1-2-3】          | 学長メッセージ_サイボウズ配信状況                 |            |
| 【資料 1-2-4】          | オープンキャンパス総合ガイダンス資料                |            |
| 【資料 1-2-5】          | 「大学入門講座」シラバス（医療学部・看護学部）           |            |
| 【資料 1-2-6】          | 令和 6 年度第 1 回大学入門講座講義資料(医療学部・看護学部) |            |
| 【資料 1-2-7】          | 令和 6 年度入学式学長式辞                    |            |
| 【資料 1-2-8】          | 中期目標・中期計画                         |            |
| 【資料 1-2-9】          | 広報活動に関する基本方針                      | 1-1-7 に同じ  |
| 【資料 1-2-10】         | 教職員の人材育成の目標・方針                    | 1-1-8 に同じ  |
| 【資料 1-2-11】         | FD 推進に関する基本方針                     | 1-1-9 に同じ  |
| 【資料 1-2-12】         | 産学連携に関する基本方針                      | 1-1-10 に同じ |
| 【資料 1-2-13】         | 国際化推進ビジョン                         | 1-1-11 に同じ |
| 【資料 1-2-14】         | 研究活動に関する基本方針                      | 1-1-12 に同じ |

福岡国際医療福祉大学

|             |                                                 |            |
|-------------|-------------------------------------------------|------------|
| 【資料 1-2-15】 | 地域連携推進に関する基本方針                                  | 1-1-13 に同じ |
| 【資料 1-2-16】 | 2019 年度自己点検・評価報告書                               |            |
| 【資料 1-2-17】 | 2020 年度自己点検・評価報告書                               |            |
| 【資料 1-2-18】 | 2021 年度自己点検・評価報告書                               |            |
| 【資料 1-2-19】 | 2022 年度自己点検・評価報告書                               |            |
| 【資料 1-2-20】 | 令和 4 年度事業報告書                                    | F-7 に同じ    |
| 【資料 1-2-21】 | 2022 年度学校法人高木学園事業計画                             |            |
| 【資料 1-2-22】 | 2024 年度版 学生募集要項 2 頁                             | F-4②に含む    |
| 【資料 1-2-23】 | 2024 年度版 履修要項 24 頁、32 頁、40 頁、48 頁、56 頁、65 頁     | F-12①に含む   |
| 【資料 1-2-24】 | 令和 5 年度第 7 回自己点検・評価委員会議事録                       |            |
| 【資料 1-2-25】 | 令和 5 年度第 7 回自己点検・評価委員会資料                        |            |
| 【資料 1-2-26】 | 2025 年度版 キャンパスガイド 19 頁、23 頁、27 頁、31 頁、35 頁、39 頁 | F-2 に含む    |
| 【資料 1-2-27】 | 図書館規程                                           |            |
| 【資料 1-2-28】 | 生涯教育センター規程                                      |            |
| 【資料 1-2-29】 | 2025 年度版 キャンパスガイド 11～12 頁                       | F-2 に含む    |
| 【資料 1-2-30】 | 教授会規程                                           | 1-1-18 に同じ |
| 【資料 1-2-31】 | 教育研究戦略会議規程                                      | 1-1-16 に同じ |
| 【資料 1-2-32】 | 管理運営委員会規程                                       | 1-1-19 に同じ |
| 【資料 1-2-33】 | 人事委員会規程                                         |            |

基準 2. 学生

| 基準項目        |                                            |          |
|-------------|--------------------------------------------|----------|
| コード         | 該当する資料名及び該当ページ                             | 備考       |
| 2-1. 学生の受入れ |                                            |          |
| 【資料 2-1-1】  | 2025 年度版キャンパスガイド 5 頁                       | F-2 に含む  |
| 【資料 2-1-2】  | 2024 年度版 入試ガイド 6 頁                         | F-4①に含む  |
| 【資料 2-1-3】  | 2024 年度版学生募集要項 2 頁                         | F-4②に含む  |
| 【資料 2-1-4】  | 2024 年度版学生募集要項（補追版）2 頁                     | F-4③に含む  |
| 【資料 2-1-5】  | ホームページ（3 つのポリシー）                           |          |
| 【資料 2-1-6】  | 大学説明会資料 16 頁                               |          |
| 【資料 2-1-7】  | 2024 年度版 入試ガイド 8 頁                         | F-4①に含む  |
| 【資料 2-1-8】  | 2024 年度版 学生募集要項 3 頁・2024 年度版学生募集要項（補追版）2 頁 | F-4②③に含む |
| 【資料 2-1-9】  | 入学者選考規程                                    |          |
| 【資料 2-1-10】 | 学生募集委員会規程                                  |          |
| 【資料 2-1-11】 | 令和 6 年度委員会・推進室等一覧                          |          |
| 【資料 2-1-12】 | 令和 5 年度第 11 回教授会議事録                        |          |
| 【資料 2-1-13】 | 入試区分ごとの学内事前説明会周知実績                         |          |
| 【資料 2-1-14】 | 令和 6 年度入学試験実施要項（表紙・入試区分別）                  |          |
| 【資料 2-1-15】 | 令和 6 年度第 1 回入学試験委員会議事録                     |          |
| 【資料 2-1-16】 | 令和 6 年度第 1 回入学試験委員会資料                      |          |
| 【資料 2-1-17】 | 2024 年度版 学生募集要項 14 頁、8 頁                   | F-4②に含む  |
| 【資料 2-1-18】 | 過去 5 ヶ年における出身地別出願者数                        |          |
| 【資料 2-1-19】 | 過去 6 ヶ年入試データ（入試ガイドより抜粋）                    |          |

福岡国際医療福祉大学

|             |                                      |            |
|-------------|--------------------------------------|------------|
| 2-2. 学修支援   |                                      |            |
| 【資料 2-2-1】  | 医療学部アドバイザー制度規程                       |            |
| 【資料 2-2-2】  | 看護学部アドバイザー制度規程                       |            |
| 【資料 2-2-3】  | 担任制度に関する内規                           |            |
| 【資料 2-2-4】  | 看護学部アドバイザーの活用及び役割                    |            |
| 【資料 2-2-5】  | 教務委員会規程                              |            |
| 【資料 2-2-6】  | 学生委員会規程                              |            |
| 【資料 2-2-7】  | 臨地実習委員会規程                            |            |
| 【資料 2-2-8】  | FD・SD 推進委員会規程                        |            |
| 【資料 2-2-9】  | 国家試験等対策委員会規程                         |            |
| 【資料 2-2-10】 | 推進室等規程（キャリア支援室 第2条第6号、第3条）           |            |
| 【資料 2-2-11】 | 推進室等規程（学生相談室 第2条第4号、第3条）             | 2-2-10 に同じ |
| 【資料 2-2-12】 | 2024 年度版 学生生活の手引き 4～9 頁              | F-5 に含む    |
| 【資料 2-2-13】 | 障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程               |            |
| 【資料 2-2-14】 | 障がい学生修学支援規程                          |            |
| 【資料 2-2-15】 | 2024 年度版 学生生活の手引き 21～22 頁            | F-5 に含む    |
| 【資料 2-2-16】 | シラバス作成のガイドライン 7 頁                    |            |
| 【資料 2-2-17】 | 学籍異動理由別 休学者退学者数                      |            |
| 【資料 2-2-18】 | 退学者、留年者の原因分析と改善策（FD）                 |            |
| 【資料 2-2-19】 | 令和4年度 IR 推進室報告資料                     |            |
| 【資料 2-2-20】 | 2024 年度版 入試ガイド 23 頁                  | F-4①に含む    |
| 【資料 2-2-21】 | Campus Plan（学生ポータル・学生 WEB サービス）操作説明書 |            |
| 2-3. キャリア支援 |                                      |            |
| 【資料 2-3-1】  | 推進室等規程（キャリア支援室 第2条第6号、第3条）           | 2-2-10 に同じ |
| 【資料 2-3-2】  | 全学科就職支援年間スケジュール                      |            |
| 【資料 2-3-3】  | 令和5年度第8回キャリア支援室会議議事録                 |            |
| 【資料 2-3-4】  | 令和6年度第1回キャリア支援室会議議事録                 |            |
| 【資料 2-3-5】  | キャリア支援ハンドブック                         |            |
| 【資料 2-3-6】  | 令和5年度第4回キャリア支援室会議議事録                 |            |
| 【資料 2-3-7】  | 2024 年度版 学生生活の手引き 14 頁               | F-5 に含む    |
| 【資料 2-3-8】  | 就職試験報告書                              |            |
| 【資料 2-3-9】  | 就職・進学活動届                             |            |
| 【資料 2-3-10】 | キャンパスプラン就職活動検索画面                     |            |
| 【資料 2-3-11】 | 2023 年度大学院に関するアンケート調査結果              |            |
| 【資料 2-3-12】 | インターンシップ学生案内例                        |            |
| 【資料 2-3-13】 | ハローワーク模擬面接スケジュール実績                   |            |
| 【資料 2-3-14】 | 模擬面接予約表                              |            |
| 【資料 2-3-15】 | 図書館の就活支援ポスター                         |            |
| 【資料 2-3-16】 | アセスメント・ポリシー                          | 1-1-6 に同じ  |
| 【資料 2-3-17】 | 2023 度実施学生対象卒業後アンケート調査結果             |            |
| 【資料 2-3-18】 | 2023 年度実施就職施設対象卒業後アンケート調査結果          |            |
| 【資料 2-3-19】 | 医療学部大学入門講座講義資料                       |            |
| 【資料 2-3-20】 | 看護学部大学入門講座講義資料                       |            |
| 【資料 2-3-21】 | ホームページ（大学入門講座 福岡山王病院見学）              |            |

福岡国際医療福祉大学

|              |                                    |                   |
|--------------|------------------------------------|-------------------|
| 2-4. 学生サービス  |                                    |                   |
| 【資料 2-4-1】   | 2025 年度版 キャンパスガイド 14 頁             | F-2 に含む           |
| 【資料 2-4-2】   | 2024（令和 6）年度委員会・推進室等一覧             | 2-1-11 に同じ        |
| 【資料 2-4-3】   | ハラスメント相談員一覧                        |                   |
| 【資料 2-4-4】   | 障がい学生修学支援規程・障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程 | 2-2-14・2-2-13 に同じ |
| 【資料 2-4-5】   | 推進室等規程（国際交流室 第 2 条第 7 号及び第 3 条）    | 2-2-10 に同じ        |
| 【資料 2-4-6】   | 留学生対象オリエンテーション資料                   |                   |
| 【資料 2-4-7】   | 留学生懇談会の実施について（実施要領）                |                   |
| 【資料 2-4-8】   | 学研災手続き案内                           |                   |
| 【資料 2-4-9】   | 2024 年度版 学生生活の手引き 23 頁             | F-5 に含む           |
| 【資料 2-4-10】  | ホームページ（2019 年度防災訓練）                |                   |
| 【資料 2-4-11】  | 令和 5 年度第 1 回防災訓練実施計画               |                   |
| 【資料 2-4-12】  | 令和 5 年度第 1 回防災訓練説明資料               |                   |
| 【資料 2-4-13】  | 2024 年度版 学生生活の手引き 26～27 頁          | F-5 に含む           |
| 【資料 2-4-14】  | ハラスメント防止委員会規程                      |                   |
| 【資料 2-4-15】  | 「大学入門講座」シラバス                       | 1-2-5 に同じ         |
| 【資料 2-4-16】  | ハラスメント防止リーフレット                     |                   |
| 【資料 2-4-17】  | 2024 年度版 学生生活の手引き 29 頁             | F-5 に含む           |
| 【資料 2-4-18】  | 2025 年度版 キャンパスガイド 44 頁             | F-2 に含む           |
| 【資料 2-4-19】  | 特待生の授業料減免に関する内規                    |                   |
| 【資料 2-4-20】  | 成績優秀者表彰実施要項                        |                   |
| 【資料 2-4-21】  | 学校法人高木学園奨学金委員会規程                   |                   |
| 【資料 2-4-22】  | 学生修学支援事業規程                         |                   |
| 【資料 2-4-23】  | 学生修学支援事業細則                         |                   |
| 【資料 2-4-24】  | 学生団体取扱規程                           |                   |
| 【資料 2-4-25】  | 2024 年度 部・サークル一覧                   |                   |
| 【資料 2-4-26】  | 教育後援会規約                            |                   |
| 【資料 2-4-27】  | ホームページ（2022 年度レクリエーション大会）          |                   |
| 【資料 2-4-28】  | ホームページ（2022 年度大学祭）                 |                   |
| 【資料 2-4-29】  | ホームページ（2023 年度運動会）                 |                   |
| 【資料 2-4-30】  | 2024 年度版 学生生活の手引き 17 頁             | F-5 に含む           |
| 【資料 2-4-31】  | 2024 年度版 学生生活の手引き 15 頁             | F-5 に含む           |
| 【資料 2-4-32】  | 2024 年度版 学生生活の手引き 19～20 頁          | F-5 に含む           |
| 【資料 2-4-33】  | こころの相談室リーフレット                      |                   |
| 【資料 2-4-34】  | こころの相談室対応フローチャート                   |                   |
| 【資料 2-4-35】  | こころの相談室だより（R6.3 月号）                |                   |
| 【資料 2-4-36】  | UPI アンケート実施マニュアル（2024 年度）          |                   |
| 【資料 2-4-37】  | 令和 5 年度第 8 回学生相談室会議議事録             |                   |
| 2-5. 学修環境の整備 |                                    |                   |

福岡国際医療福祉大学

|                   |                                    |           |
|-------------------|------------------------------------|-----------|
| 【資料 2-5-1】        | 2025 年度版 キャンパスガイド 裏表紙              | F-2 に含む   |
| 【資料 2-5-2】        | 2025 年度版 キャンパスガイド 45～46 頁          | F-2 に含む   |
| 【資料 2-5-3】        | 2024 年度版 学生生活の手引き 50～62 頁          | F-5 に含む   |
| 【資料 2-5-4】        | ホームページ（情報の公表 校舎等の耐震化率）             |           |
| 【資料 2-5-5】        | 2025 年度版 キャンパスガイド 43 頁             | F-2 に含む   |
| 【資料 2-5-6】        | 2025 年度版 キャンパスガイド 9～10 頁           | F-2 に含む   |
| 【資料 2-5-7】        | 大学説明会資料 11 頁                       | 2-1-6 に含む |
| 【資料 2-5-8】        | 2024 年度版 学生生活の手引き 10～11 頁          | F-5 に含む   |
| 【資料 2-5-9】        | 図書館利用案内リーフレット（本館・1 号館）             |           |
| 【資料 2-5-10】       | 2024 年版 履修要項 8 頁                   | F-12①に含む  |
| 【資料 2-5-11】       | 2025 年度版 キャンパスガイド 14 頁             | F-2 に含む   |
| 【資料 2-5-12】       | 2024 年度版 学生生活の手引き 51～53 頁          | F-5 に含む   |
| 【資料 2-5-13】       | バリアフリー状況調査                         |           |
| 【資料 2-5-14】       | 2024 年度 学生生活の手引き 13～14 頁           | F-5 に含む   |
| 【資料 2-5-15】       | 語学科目・学科別演習科目のクラス分け資料               |           |
| 2-6. 学生の意見・要望への対応 |                                    |           |
| 【資料 2-6-1】        | 2023 年度第 4 回 FD ・ SD 推進委員会会議録      |           |
| 【資料 2-6-2】        | FD 教員研修会資料（学生 FD 活動「学長と学生の交流会」まとめ） |           |
| 【資料 2-6-3】        | 2023 年度学修行動調査結果                    |           |
| 【資料 2-6-4】        | 2023 年度後期・通年授業評価アンケート結果            |           |
| 【資料 2-6-5】        | 2023 年度学生生活に関するアンケート結果             |           |
| 【資料 2-6-6】        | 意見箱への投書                            |           |
| 【資料 2-6-7】        | 2024 年度版 学生生活の手引き 21～22 頁          | F-5 に含む   |
| 【資料 2-6-8】        | 2023 年度 UPI アンケート                  |           |
| 【資料 2-6-9】        | 学生生活アンケートへの回答                      |           |
| 【資料 2-6-10】       | 保護者懇談会当日の学科・専攻科別スケジュール             |           |

基準 3. 教育課程

| 基準項目                |                                                 |            |
|---------------------|-------------------------------------------------|------------|
| コード                 | 該当する資料名及び該当ページ                                  | 備考         |
| 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定 |                                                 |            |
| 【資料 3-1-1】          | 2024 年度版 履修要項 3 頁、24 頁、32 頁、40 頁、48 頁、56 頁、65 頁 | F-12①に含む   |
| 【資料 3-1-2】          | ホームページ（3 つのポリシー各学科）（ディプロマ・ポリシー）                 |            |
| 【資料 3-1-3】          | 福岡国際医療福祉大学学則 第 29 条～第 49 条                      | F-3 に含む    |
| 【資料 3-1-4】          | 授業科目履修規程                                        |            |
| 【資料 3-1-5】          | 教務内規                                            |            |
| 【資料 3-1-6】          | 2024 年度版 履修要項 24 頁～79 頁                         | F-12①に含む   |
| 【資料 3-1-7】          | シラバス作成のガイドライン                                   | 2-2-16 に同じ |
| 【資料 3-1-8】          | 教務委員会規程                                         | 2-2-5 に同じ  |
| 【資料 3-1-9】          | 教授会規程                                           | 1-1-18 に同じ |

福岡国際医療福祉大学

|                 |                                                            |            |
|-----------------|------------------------------------------------------------|------------|
| 【資料 3-1-10】     | 令和 5 年度第 5 回教務委員会議事録                                       |            |
| 【資料 3-1-11】     | 令和 5 年度臨時教授会議事録                                            |            |
| 3-2. 教育課程及び教授方法 |                                                            |            |
| 【資料 3-2-1】      | 2024 年度版 履修要項 3 頁、24 頁、32 頁、40 頁、48 頁、56 頁、65 頁            | F-12①に含む   |
| 【資料 3-2-2】      | ホームページ (3 つのポリシー各学科) (カリキュラム・ポリシー)                         | 3-1-2 に含む  |
| 【資料 3-2-3】      | 令和 5 年度第 7 回自己点検・評価委員会議事録                                  | 1-2-24 に同じ |
| 【資料 3-2-4】      | 令和 5 年度第 7 回自己点検・評価委員会資料                                   |            |
| 【資料 3-2-5】      | シラバス作成のガイドライン                                              | 2-2-16 に同じ |
| 【資料 3-2-6】      | 情報公開ページ (シラバス検索)                                           |            |
| 【資料 3-2-7】      | 2024 年度版 履修要項 27～28 頁、35～36 頁、43～44 頁、51～52 頁、59～60 頁、73 頁 | F-12①に含む   |
| 【資料 3-2-8】      | 2024 年度版 履修要項 7 頁                                          | F-12①に含む   |
| 【資料 3-2-9】      | 令和 5 年度第 6 回教務委員会議事録                                       |            |
| 【資料 3-2-10】     | 科目ナンバリング附番に係る申し合わせ                                         |            |
| 【資料 3-2-11】     | 2024 年度版 履修要項 29 頁、37 頁、45 頁、53 頁、61 頁、76 頁                | F-12①に含む   |
| 【資料 3-2-12】     | 2025 年度版キャンパスガイド 7～18 頁                                    | F-2 に含む    |
| 【資料 3-2-13】     | 2024 年度版 履修要項 8 頁                                          | F-12①に含む   |
| 【資料 3-2-14】     | Google Workspace for Education 利用マニュアル                     |            |
| 【資料 3-2-15】     | Nursing Skills ログインガイド                                     |            |
| 【資料 3-2-16】     | BYOD オリエンテーション資料                                           |            |
| 【資料 3-2-17】     | 入学前教育プログラム案内                                               |            |
| 【資料 3-2-18】     | 「大学入門講座」シラバス                                               | 1-2-5 に同じ  |
| 【資料 3-2-19】     | 学修ポートフォリオ作成の手引き                                            |            |
| 【資料 3-2-20】     | 「関連職種連携論」シラバス                                              |            |
| 【資料 3-2-21】     | 「関連職種連携ワーク」シラバス                                            |            |
| 【資料 3-2-22】     | 令和 5 年度実習施設一覧                                              |            |
| 【資料 3-2-23】     | 実習要項例①：作業療法学科・理学療法学科「基礎実習 I 実習の手引き」                        |            |
| 【資料 3-2-24】     | 実習要項例②：視能訓練学科「2024 年度臨地実習要綱」                               |            |
| 【資料 3-2-25】     | 実習要項例③：看護学科「看護学実習共通要項 2024 年度版」                            |            |
| 【資料 3-2-26】     | 「海外保健福祉事情Ⅱ」シラバス                                            |            |
| 【資料 3-2-27】     | 海外研修修了証                                                    |            |
| 【資料 3-2-28】     | ニューズレター (海外研修)                                             |            |
| 【資料 3-2-29】     | 「大学入門講座」シラバス                                               | 1-2-5 に同じ  |
| 【資料 3-2-30】     | 「データサイエンス」シラバス                                             |            |
| 【資料 3-2-31】     | 「医療と ICT」シラバス                                              |            |
| 【資料 3-2-32】     | 「ボランティア論」シラバス                                              |            |
| 【資料 3-2-33】     | 「ボランティア実践」シラバス                                             |            |
| 【資料 3-2-34】     | ボランティア手帳                                                   |            |

福岡国際医療福祉大学

|                 |                                     |            |
|-----------------|-------------------------------------|------------|
| 【資料 3-2-35】     | ボランティア実践単位申請書                       |            |
| 3-3. 学修成果の点検・評価 |                                     |            |
| 【資料 3-3-1】      | アセスメント・ポリシー                         | 1-1-6 に同じ  |
| 【資料 3-3-2】      | 授業科目履修規程                            | 3-1-4 に同じ  |
| 【資料 3-3-3】      | 教務内規                                | 3-1-5 に同じ  |
| 【資料 3-3-4】      | 大学質保証推進委員会規程                        |            |
| 【資料 3-3-5】      | 推進室等規程（IR 推進室 第 2 条第 1 号、第 3 条）     | 2-2-10 に同じ |
| 【資料 3-3-6】      | 令和 5 年度第 2 回大学質保証推進委員会議事録           |            |
| 【資料 3-3-7】      | 令和 5 年度第 2 回大学質保証推進委員会会議資料（IR 分析結果） |            |
| 【資料 3-3-8】      | 2023 年度後期・通年授業評価アンケート結果             | 2-6-4 に同じ  |
| 【資料 3-3-9】      | 2023 年度学修行動調査結果                     | 2-6-3 に同じ  |
| 【資料 3-3-10】     | 令和 5 年度第 6 回教務委員会議事録                |            |
| 【資料 3-3-11】     | 教育研究活動報告書様式                         |            |
| 【資料 3-3-12】     | 令和 6 年度第 1 回自己点検・評価委員会議事録           |            |
| 【資料 3-3-13】     | 令和 6 年度第 1 回自己点検・評価委員会議事録資料         |            |
| 【資料 3-3-14】     | 2021 年度自己点検・評価報告書                   | 1-2-18 に同じ |
| 【資料 3-3-15】     | 2020 年度自己点検・評価報告書                   | 1-2-17 に同じ |
| 【資料 3-3-16】     | 「学生が選ぶグッドティーチング賞」表彰要項               |            |
| 【資料 3-3-17】     | 2023 年度グッドティーチング賞選出資料               |            |
| 【資料 3-3-18】     | ホームページ（グッドティーチング賞）                  |            |
| 【資料 3-3-19】     | ディプロマ・サプリメント発行例                     |            |
| 【資料 3-3-20】     | 令和 3 年度第 4 回教育研究戦略会議議事録             |            |
| 【資料 3-3-21】     | 令和 5 年度第 8 回教務委員会議事録                |            |

基準 4. 教員・職員

| 基準項目              |                        |            |
|-------------------|------------------------|------------|
| コード               | 該当する資料名及び該当ページ         | 備考         |
| 4-1. 教学マネジメントの機能性 |                        |            |
| 【資料 4-1-1】        | 福岡国際医療福祉大学学則 第 11 条    | F-3 に含む    |
| 【資料 4-1-2】        | 福岡国際医療福祉大学ガバナンス・コード    |            |
| 【資料 4-1-3】        | 2024（令和 6）年度委員会・推進室等一覧 | 2-1-11 に同じ |
| 【資料 4-1-4】        | 教授会規程                  | 1-1-18 に同じ |
| 【資料 4-1-5】        | 管理運営委員会規程              | 1-1-19 に同じ |
| 【資料 4-1-6】        | 学部長・学科長会議規程            | 1-1-17 に同じ |
| 【資料 4-1-7】        | 学長の重点項目 7 箇条 サイボウズ配信状況 | 1-2-3 に同じ  |
| 【資料 4-1-8】        | 中期目標・中期計画              | 1-2-8 に同じ  |
| 【資料 4-1-9】        | 広報活動に関する基本方針           | 1-1-7 に同じ  |
| 【資料 4-1-10】       | 教職員の人材育成の目標・方針         | 1-1-8 に同じ  |
| 【資料 4-1-11】       | FD 推進に関する基本方針          | 1-1-9 に同じ  |
| 【資料 4-1-12】       | 産学連携に関する基本方針           | 1-1-10 に同じ |
| 【資料 4-1-13】       | 国際化推進ビジョン              | 1-1-11 に同じ |

福岡国際医療福祉大学

|                  |                                            |            |
|------------------|--------------------------------------------|------------|
| 【資料 4-1-14】      | 研究活動に関する基本方針                               | 1-1-12 に同じ |
| 【資料 4-1-15】      | 地域連携推進に関する基本方針                             | 1-1-13 に同じ |
| 【資料 4-1-16】      | 学長が教授会において意見を求める事項等について                    |            |
| 【資料 4-1-17】      | 学校法人高木学園事務組織規程                             |            |
| 【資料 4-1-18】      | 福岡国際医療福祉大学事務組織規程                           |            |
| 【資料 4-1-19】      | 学校法人高木学園就業規則                               |            |
| 【資料 4-1-20】      | 管理運営委員会規程                                  | 1-1-19 に同じ |
| 【資料 4-1-21】      | 令和 5 年度第 2 回管理運営委員会議事録、資料                  |            |
| 4-2. 教員の配置・職能開発等 |                                            |            |
| 【資料 4-2-1】       | 教育職員の職制及び任免に関する規程                          |            |
| 【資料 4-2-2】       | 人事委員会規程                                    | 1-2-33 に同じ |
| 【資料 4-2-3】       | 教育職員の任期に関する規程                              |            |
| 【資料 4-2-4】       | 教育研究活動報告書様式                                | 3-3-11 に同じ |
| 【資料 4-2-5】       | FD・SD 推進委員会規程                              | 2-2-8 に同じ  |
| 【資料 4-2-6】       | 2023 年度第 2 回 FD・SD 推進委員会議事録、資料             |            |
| 【資料 4-2-7】       | 担当授業の自己点検・評価・改善報告書（R-PDCA サイクル）作成要領        |            |
| 【資料 4-2-8】       | 学科別教員面談報告書                                 |            |
| 【資料 4-2-9】       | 「学生が選ぶグッドティーチング賞」表彰要項                      | 3-3-16 に同じ |
| 【資料 4-2-10】      | 2022 年度自己点検・評価報告書 2～12 頁                   | 1-2-19 に含む |
| 【資料 4-2-11】      | ザ・フクオカ第 4 号 24 頁                           |            |
| 4-3. 職員の研修       |                                            |            |
| 【資料 4-3-1】       | 教職員の人材育成の目標・方針                             | 1-1-8 に同じ  |
| 【資料 4-3-2】       | FD・SD 推進委員会規程                              | 2-2-8 に同じ  |
| 【資料 4-3-3】       | 令和 4 年度事業報告書 4 頁                           | F-7 に含む    |
| 【資料 4-3-4】       | 日本私立大学協会 各種研修会等                            |            |
| 【資料 4-3-5】       | 2024 年度新入事務職員研修スケジュール                      |            |
| 4-4. 研究支援        |                                            |            |
| 【資料 4-4-1】       | 学校法人高木学園寄附行為 第 3 条                         | F-1 に含む    |
| 【資料 4-4-2】       | ザ・フクオカ第 4 号 25～27 頁、31～83 頁                | 4-2-11 に含む |
| 【資料 4-4-3】       | 令和 6 年度第 1 回研究・産学連携推進委員会議事録、資料             |            |
| 【資料 4-4-4】       | 研究活動に関する行動規範                               |            |
| 【資料 4-4-5】       | 学部卒業研究における倫理審査について                         |            |
| 【資料 4-4-6】       | 研究倫理審査委員会規程                                |            |
| 【資料 4-4-7】       | 倫理審査フロー                                    |            |
| 【資料 4-4-8】       | 2024 年度研究倫理審査委員会開催日程                       |            |
| 【資料 4-4-9】       | 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する標準業務手順書               |            |
| 【資料 4-4-10】      | 人を対象とする生命科学・医学系研究における安全性情報の取り扱いに関する標準業務手順書 |            |
| 【資料 4-4-11】      | 他の研究機関に既存試料・情報を提供する場合の業務手順書                |            |
| 【資料 4-4-12】      | 本学で実施されている臨床研究に対する研究対象者等からの苦情および相談等に関する手順書 |            |



福岡国際医療福祉大学

|             |                   |  |
|-------------|-------------------|--|
| 【資料 4-4-13】 | 学内研究費取扱規程         |  |
| 【資料 4-4-14】 | 外部研究実施規程          |  |
| 【資料 4-4-15】 | グラントアドバイザーの設置について |  |
| 【資料 4-4-16】 | グラントアドバイザー名簿      |  |
| 【資料 4-4-17】 | 外部資金獲得状況          |  |

基準 5. 経営・管理と財務

| 基準項目           |                        |            |
|----------------|------------------------|------------|
| コード            | 該当する資料名及び該当ページ         | 備考         |
| 5-1. 経営の規律と誠実性 |                        |            |
| 【資料 5-1-1】     | 学校法人高木学園寄附行為           | F-1 に同じ    |
| 【資料 5-1-2】     | 学校法人高木学園就業規則           | 4-1-19 に同じ |
| 【資料 5-1-3】     | 学校法人高木学園大学教員就業規則       |            |
| 【資料 5-1-4】     | 学校法人高木学園個人情報の保護に関する規程  |            |
| 【資料 5-1-5】     | 学校法人高木学園公益通報者の保護に関する規程 |            |
| 【資料 5-1-6】     | 福岡国際医療福祉大学ガバナンス・コード    | 4-1-2 に同じ  |
| 【資料 5-1-7】     | 研究活動の不正行為の防止等に関する規程    |            |
| 【資料 5-1-8】     | 研究不正行為防止計画             |            |
| 【資料 5-1-9】     | 利益相反マネジメントポリシー         |            |
| 【資料 5-1-10】    | 福岡国際医療福祉大学学則 第 1 条     | F-3 に含む    |
| 【資料 5-1-11】    | 中期目標・中期計画              | 1-2-8 に同じ  |
| 【資料 5-1-12】    | 学校法人高木学園寄附行為 第 11 条    | F-1 に含む    |
| 【資料 5-1-13】    | 令和 4 年度監査報告書           | F-11②に含む   |
| 【資料 5-1-14】    | 令和 5 年度監査報告書           | F-11②に含む   |
| 【資料 5-1-15】    | 2024 年度版 学生生活の手引き 24 頁 | F-5 に含む    |
| 【資料 5-1-16】    | 節電啓発ポスター掲示例            |            |
| 【資料 5-1-17】    | 学校法人高木学園ハラスメント防止規程     |            |
| 【資料 5-1-18】    | ハラスメント防止委員会規程          | 2-4-14 に同じ |
| 【資料 5-1-19】    | ハラスメント相談員に関する細則        |            |
| 【資料 5-1-20】    | ハラスメント調査委員会規程          |            |
| 【資料 5-1-21】    | 学校法人高木学園就業規則 第 7 条     | 4-1-19 に含む |
| 【資料 5-1-22】    | 学校法人高木学園大学教員就業規則 第 7 条 | 5-1-3 に含む  |
| 【資料 5-1-23】    | ハラスメント防止リーフレット         | 2-4-16 に同じ |
| 【資料 5-1-24】    | ハラスメント相談員一覧            | 2-4-3 に同じ  |
| 【資料 5-1-25】    | 2022 年度自己点検・評価報告書 15 頁 | 1-2-19 に含む |
| 【資料 5-1-26】    | 学校法人高木学園防災管理規程         |            |
| 【資料 5-1-27】    | 消防計画                   |            |
| 【資料 5-1-28】    | 令和 5 年度第 1 回防災訓練実施計画   | 2-4-11 に同じ |
| 【資料 5-1-29】    | 2022 年度自己点検・評価報告書 16 頁 | 1-2-19 に含む |
| 【資料 5-1-30】    | 学校法人高木学園労働安全衛生管理規程     |            |

福岡国際医療福祉大学

|                      |                               |            |
|----------------------|-------------------------------|------------|
| 【資料 5-1-31】          | 衛生委員会規程                       |            |
| 【資料 5-1-32】          | 2022 年度自己点検・評価報告書 17 頁        | 1-2-19 に含む |
| 【資料 5-1-33】          | 令和 6 年度第 1 回衛生委員会議事録          |            |
| 5-2. 理事会の機能          |                               |            |
| 【資料 5-2-1】           | 学校法人高木学園寄附行為 第 17 条、第 6 条～9 条 | F-1 に含む    |
| 【資料 5-2-2】           | 学校法人高木学園常任理事会規程               | 1-1-20 に同じ |
| 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック |                               |            |
| 【資料 5-3-1】           | 管理運営委員会規程                     | 1-1-19 に同じ |
| 【資料 5-3-2】           | 令和 4 年度第 1 回管理運営委員会議事録        |            |
| 【資料 5-3-3】           | 令和 4 年度第 4 回常任理事会議事録          |            |
| 【資料 5-3-4】           | 令和 3 年度第 3 回理事会議事録（抄本）        |            |
| 【資料 5-3-5】           | 令和 3 年度第 3 回評議委員会議事録（抄本）      |            |
| 5-4. 財務基盤と収支         |                               |            |
| 【資料 5-4-1】           | 令和 5 年度第 3 回評議委員会議事録（抄本）      |            |
| 【資料 5-4-2】           | 令和 5 年度第 5 回理事会議事録（抄本）        |            |
| 【資料 5-4-3】           | ホームページ（趣意書）                   |            |
| 5-5. 会計              |                               |            |
| 【資料 5-5-1】           | 学校法人高木学園経理規程                  |            |
| 【資料 5-5-2】           | 学校法人高木学園経理規程細則                |            |
| 【資料 5-5-3】           | 学校法人高木学園稟議規程                  |            |
| 【資料 5-5-4】           | 学校法人高木学園監事監査規程                |            |
| 【資料 5-5-5】           | 学校法人高木学園内部監査規程                |            |

基準 6. 内部質保証

| 基準項目                  |                                  |            |
|-----------------------|----------------------------------|------------|
| コード                   | 該当する資料名及び該当ページ                   | 備考         |
| 6-1. 内部質保証の組織体制       |                                  |            |
| 【資料 6-1-1】            | 福岡国際医療福祉大学学則 第 2 条               | F-3 に含む    |
| 【資料 6-1-2】            | 2022 年度自己点検・評価報告書                | 1-2-19 に同じ |
| 【資料 6-1-3】            | ザ・フクオカ第 4 号                      | 4-2-11 に同じ |
| 【資料 6-1-4】            | ホームページ（自己点検・評価に関する情報）            |            |
| 【資料 6-1-5】            | 自己点検・評価委員会規程                     |            |
| 【資料 6-1-6】            | 内部質保証の推進に関する基本方針                 |            |
| 【資料 6-1-7】            | 内部質保証体制図                         |            |
| 【資料 6-1-8】            | 大学質保証推進委員会規程                     | 3-3-4 に同じ  |
| 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価 |                                  |            |
| 【資料 6-2-1】            | 中期目標・中期計画                        | 1-2-8 に同じ  |
| 【資料 6-2-2】            | ホームページ（情報公表）                     |            |
| 6-3. 内部質保証の機能性        |                                  |            |
| 【資料 6-3-1】            | 「関連職種連携論」シラバス                    | 3-2-20 に同じ |
| 【資料 6-3-2】            | 「関連職種連携ワーク」シラバス                  | 3-2-21 に同じ |
| 【資料 6-3-3】            | 2023 年度後期・通年授業評価アンケート結果          | 2-6-4 に同じ  |
| 【資料 6-3-4】            | 「学生が選ぶグッドティーチング賞」表彰要項            | 3-3-16 に同じ |
| 【資料 6-3-5】            | 2023 年度グッドティーチング賞選出資料            | 3-3-17 に同じ |
| 【資料 6-3-6】            | ザ・フクオカ第 4 号 24 頁（FDSD 等の講習会セミナー） | 4-2-11 に含む |
| 【資料 6-3-7】            | 教育研究活動報告書様式                      | 3-3-11 に同じ |

福岡国際医療福祉大学

|             |                                     |            |
|-------------|-------------------------------------|------------|
| 【資料 6-3-8】  | 担当授業の自己点検・評価・改善報告書（R-PDCA サイクル）作成要領 | 4-2-7 に同じ  |
| 【資料 6-3-9】  | 学科別教員面談報告書                          | 4-2-8 に同じ  |
| 【資料 6-3-10】 | 意見箱への投書                             | 2-6-6 に同じ  |
| 【資料 6-3-11】 | 2023 年度学生生活に関するアンケート結果              | 2-6-5 に同じ  |
| 【資料 6-3-12】 | 教育後援会規約                             | 2-4-26 に同じ |
| 【資料 6-3-13】 | 保護者懇談会当日の学科・専攻科別スケジュール              | 2-6-10 に同じ |
| 【資料 6-3-14】 | 令和 5 年度第 8 回キャリア支援室会議議事録            | 2-3-3 に同じ  |
| 【資料 6-3-15】 | 2023 度実施学生対象卒後アンケート調査結果             | 2-3-17 に同じ |
| 【資料 6-3-16】 | 2023 年度実施就職施設対象卒業後アンケート調査結果         | 2-3-18 に同じ |
| 【資料 6-3-17】 | 令和 6 年度第 1 回入学試験委員会議事録              | 2-1-15 に同じ |
| 【資料 6-3-18】 | 令和 4 年度 IR 推進室報告資料                  | 2-2-19 に同じ |

基準 A. 国際性

| 基準項目          |                |            |
|---------------|----------------|------------|
| コード           | 該当する資料名及び該当ページ | 備考         |
| A-1. 特色ある国際交流 |                |            |
| 【資料 A-1-1】    | 国際化推進ビジョン      | 1-1-11 に同じ |
| 【資料 A-1-2】    | 海外学術交流協定締結機関一覧 |            |
| 【資料 A-1-3】    | 韓国建陽大学受入時記録写真  |            |